

第九十五回国会 衆議院 行財政改革に関する特別委員會議録 第七号

昭和五十六年十月十六日(金曜日)
午前九時三十分開議

出席委員

委員長 金丸 信君

理事 小淵 恵三君

理事 藤波 孝生君

理事 佐藤 敬治君

理事 正木 良明君

理事 天野 光晴君

理事 小里 貞利君

理事 堀山 静六君

理事 佐藤 隆君

理事 塩崎 潤君

理事 澁谷 直藏君

理事 玉沢 一郎君

理事 丹羽 雄哉君

理事 松永 光君

理事 伊藤 茂君

理事 金子 みつ君

理事 中西 績介君

理事 安井 吉典君

理事 横山 利秋君

理事 鈴木 康雄君

理事 岡田 正勝君

理事 和田 耕作君

理事 野間 友一君

理事 正森 成二君

理事 依田 実君

理事 海部 俊樹君

理事 三塚 博君

理事 山口 鶴男君

理事 大内 啓伍君

理事 稻村 佐四郎君

理事 加藤 六月君

理事 木野 晴夫君

理事 齋藤 邦吉君

理事 塩谷 一夫君

理事 竹下 登君

理事 中村 喜四郎君

理事 橋本 龍太郎君

理事 三原 朝雄君

理事 上原 康助君

理事 沢田 広君

理事 森井 忠良君

理事 湯山 勇君

理事 有島 重武君

理事 平石 磨作太郎君

理事 米沢 隆君

理事 寺前 巖君

理事 藤原 ひろ子君

理事 小杉 隆君

出席國務大臣

内閣總理大臣 鈴木 善幸君

外務大臣 園田 直君

大藏大臣 渡辺 美智雄君

文部大臣 田中 龍夫君

厚生大臣 村山 達雄君

運輸大臣 塩川 正十郎君

出席政府委員

内閣法制局長官 角田 禮次郎君

人事院事務局長 長橋 進君

給与局長 山地 進君

總理府人事局長 佐々木 晴夫君

總理府臨時行政調査会事務局次長 山本 貞雄君

總理府臨時行政調査会事務局次長 大濱 忠志君

總理府臨時行政調査会事務局次長 堀内 光雄君

行政管理局長 門田 英郎君

官房審議官 佐倉 尚君

行政管理局長 佐倉 尚君

官房審議官 佐倉 尚君

行政管理局長 佐倉 尚君

官房審議官 佐倉 尚君

行政管理局長 佐倉 尚君

官房審議官 佐倉 尚君

行政管理局長 佐倉 尚君

官房審議官 佐倉 尚君

行政管理局長 佐倉 尚君

官房審議官 佐倉 尚君

行政管理局長 古橋 源六郎君
行政管理局審議官 中 庄二君
監獄局長 塩田 章君
防衛庁防衛局長 矢崎 新二君
防衛庁経理局長 和田 裕君
防衛庁整備局長 大竹 宏繁君
防衛庁企画調整局長 川俣 芳郎君
国土庁長官官房審議官 伊達 宗起君
外務大臣官房審議官 秋山 光路君
外務省アジア局長 木内 昭胤君
外務省北米局長 淺尾 新一郎君
外務省条約局長 栗山 尚一君
大蔵大臣官房審議官 矢澤 富太郎君
大蔵省主計局次長 西垣 昭君
大蔵省主計局次長 窪田 弘君
大蔵省主計局次長 穴倉 宗夫君
文部大臣官房審議官 鈴木 勲君
文部省初等中等教育局長 三角 哲生君
文部省大学局長 宮地 貫一君
文部省管理局長 柳川 覺治君
厚生大臣官房審議官 正木 繁君
厚生省医務局長 吉原 健二君
厚生省業務局長 田中 明夫君
厚生省児童家庭局長 持永 和見君
厚生省保険局長 幸田 正孝君
大和田 潔君

委員外の出席者

日本国有鉄道総裁 高木 文雄君

日本国有鉄道常務理事 吉井 浩君

日本電信電話公社総裁 真藤 恒君

日本電信電話公社職員局長 児島 仁君

行財政改革に関する特別委員調査室長 石川 健一君

厚生省年金局長 山口 新一郎君

社会保険庁医療保険部長 入江 慧君

運輸省鉄道監督局長 杉浦 喬也君

運輸省自動車局長 飯島 篤君

郵政省電気通信政策局長 守住 有信君

労働大臣官房長 松井 達郎君

労働省労働局長 吉本 実君

労働省職業安定局長 関 英夫君

建設省河川局長 川本 正知君

自治省行政局長 砂子田 隆君

自治省行政局長 大嶋 孝君

自治省行政局長 土屋 佳昭君

自治省行政局長 石見 隆三君

委員の異動
十月十五日
辞任 東中 光雄君
補欠選任 正森 成二君
同月十六日
辞任 沢田 広君
補欠選任 伊藤 茂君

森井 忠良君 金子 みつ君
湯山 勇君 中西 績介君
平石磨作太郎君 有島 重武君
岡田 正勝君 和田 耕作君
正森 成二君 野間 友一君
小杉 隆君 依田 実君

同日 補欠選任
伊藤 茂君 沢田 広君
金子 みつ君 森井 忠良君
中西 績介君 湯山 勇君
有島 重武君 平石磨作太郎君
和田 耕作君 岡田 正勝君
野間 友一君 藤原ひろ子君
依田 実君 小杉 隆君

同日 補欠選任
藤原ひろ子君 正森 成二君

同日 補欠選任
藤原ひろ子君 正森 成二君

本日の会議に付した案件

連合審査会開会に関する件

行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案(内閣提出第一号)

○金丸委員長 これより会議を開きます。

行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。米沢隆君。

○米沢委員 まず、総理大臣にお伺いをいたします。

今回の行政改革は、その目的とするところは、総理もおっしゃるようには臨調答申も述べておりますように、わが国の目指すべき方向とし

て、国内的には活力ある福祉社会の実現、対外的には国際社会に対する貢献の増大、この二つが挙げられておるわけでございます。しかしながら、活力ある福祉社会と一言で申しましても、その理念とか概念というものにつきまして大変わかつたようではわからない、そういう不明確な部分があることも事実でございます。とる人によつて解釈が違ふ理念、概念であるならば、それは国民合意の共通の目標になり得ないと私は考えます。

たとえば、今回提案されておりますこの法案、政府は行政改革法案であり、これからの行政改革の第一歩であるというふうに位置づけされております。しかしながら、一方では五十七年度の増税なき予算編成、そのための緊急措置だということとはよくわかりますけれども、単なる弱い者いじめの補助金削減法案ではないか、そんなものではない、こう批判をする者もおるわけでございませう。このように、同じ法案について両極端の見方があるということは、行革の理念や原則にかかわる解釈の相違に由来するところも多いのではないかと。したがって、まず総理にはつきりしてもらわねばなりません。これは、あなたのおっしゃる活力ある福祉社会というのはあるいは政府が目指そうとする活力ある福祉社会というものは一体どのようなものなのか、国民にわかりやすい言葉で語っていただきたい。

○鈴木内閣総理大臣 今度の行財政改革が目指しておりますわが国の目標、将来に対する理念、こういう中に、一つは活力ある社会を建設することであり、一つは国際社会において増大するわが国への貢献に対する期待、これにこたえるようにしなければいけない、こういうことを申し上げておるわけであります。米沢さんも、いまそのうちのまず国内的な活力ある社会についてどういうことを考えておるのか、どういう内容のものであるか、こういう点についてお尋ねがございました。わが国の社会福祉の施策は、昭和四十八年を契機といたしまして急速に改善向上を見ておりま

す。今日では總体的に見れば欧米先進国の水準に達しつつある、こう思います。しかし、一方におきまして急速に到来しつつある高齢化社会、国民の多様な要請、国民のニーズ、こういうものもあるわけでございしますから、私どもは新しい時代の求めるところの日本の福祉社会というものについていろいろ考えます場合に、欧米の福祉国家と言われる国々の状態も勉強いたしまして、その反省すべき点は反省も加え、そして日本の風土に合うところのものを考えていかなければいけない、このように思っています。

私は、福祉国家と言われるところの欧米先進国の状態を見ておると、年金制度あるいは失業に整備いたしておりますけれども、それが果たして国民に幸せをもたらしておりますかどうか。改善すべき点があるのではないかと。年金をもらい、あるいは失業手当をもらって、そしてまだ十分働けるような年齢と健康を保持しながら、公園等でぶらぶらしておるような状態、必ずしも御本人は満足ではない、働ける間は働きたい、こういう希望を持っておると思えます。と同時に、そういう一方におきまして、外国から労働者を雇い入れて、現場の労働というようなものは外国から受け入れた労働者にそれを任せておる。それで一方においては失業者が出ておる。こういうような実態も見受けられるわけでございします。そういうようなことに対する反省が欧米の福祉国家と称せられる国々においても現に出てきておる。一方においては経済は、世界的な情勢でありますけれども、非常に厳しい状況下にある。そこで、財政経済の面からもこの見直しを迫られておるといのが現状であるのかと私は思います。

そのようなことを私どもはよく勉強し調査もして、日本はそのような方向に行つてはいけない。特に、今日、低成長時代といえますか安定成長の軌道に乗りつつありますわが国としては、この点については十分これに対応できるようなことを考えなければいけないということから、この際思い

切った行財政の改善合理化を加えて、それによつて国民の皆さんが、納税者の立場に立つても適正な国の負担のもとに、一方においては自立自助の精神に立脚し、家庭あるいは近隣あるいは職場、社会全体の連帯を基礎とするところの社会、しかも民間の活力を生かしたような社会、これを私は日本型の福祉社会と考えております。

大平総理が、かつて日本型の福祉社会ということとを言われました。また、経済社会七カ年計画、この中にもそういう言葉を使っておりますが、私が申し上げる活力ある福祉社会も、大平総理の言われたものと同じような考え方の上に立つておるものである、このように御理解をいただきたいと思ひます。

○米沢委員 問題は「活力ある」という言葉の意味でございます。たとえば、この法案の内容を見ます限り、国民に少々迷惑をかけても国庫負担を削つていけば活力ある福祉社会になる、そういうような意味にとれないこともありません。われわれも今後の向かうべき社会として自立自助、これは結構です、全然否定もいたしません。国民はまたみんなその精神で今日まで大部分がやってきた、そうわれわれも信じております。しかし、それをいまさら総理が自立自助、自立自助と至るところで強調されて、福祉の見直し論議や財政再建論議にその言葉が使われますと、総理の言われる活力ある福祉社会というのは、いわゆる福祉の普遍主義的な福祉というのがありますね、そういうものから個別で選別して福祉をやるといふ背の救貧的な福祉に逆戻りするのではないかと一層感じが、国民の間に率直にすることは事実だろうと思うのでございます。いままでも福祉はどんどん向上してきた。しかしながら、急に自立自助を言われた。自分のことは自分でやれと言われているように見える。結果的には、政府が手を抜いてきて昔の金の要らない福祉、特に手を加えねばならないところだけに福祉は限定をして、ほかの連中は自分でやれ、そういうふうな受け取つても仕方がない、いまそういうムードであることも実際

今後年金財政等を改善していく場合には、保険料を上げたりいろいろ条件を変えていかねばならない。もたないのはあたりまえ。そういうときに、どうも政府が社会保障については手を抜いていく、公的年金についても将来に余りよくないぞ、それならば保険料を上げろ、そんなのいやだ、支給条件を変えろ、そんなのばかばかしい、やめろ、こういう議論になっていったら、歓迎すべき議論ではない。そうなりますと、公的年金はもう頼みに足らなくなったら、それなら個人年金でも自分で掛けようか、あるいは企業年金をやか

私は今日でも、公的年金の水準というのは、この負担の問題と給付の問題を比較検討いたしたした場合におきましては、そのバランスの上に立つたところの給付水準というものでは、欧米先進国に比べて、決して日本の公的年金というのは劣っていない、このように思います。ヨーロッパあたりではこの給付が高いところもございますけれども、も、それだけに今度は負担も大きいということにも

○米沢委員 いまもおつしやいましたように、本の福祉水準というのは国際水準に達したという言い方がよくなされます。確かに物によつては国際水準並みになっているものもあります。御承知のとおり、約束された水準というのは確かに国際水準並みになったと言ってもいいと思うのであります。その水準の達成はいまからの問題なんですから、そういう意味で特に昔の、おつしや

○村山國務大臣 いま米沢委員の御指摘は、對國民所得比で社会保障がまだ一二、三%、したがって國際的に見て低いんじゃないか、だから社会保険障について守るということを確認せいと、こういいうお話でございますが、こし予算ベースで一三・一ぐらいでございます。しかし、その大部分の原因は、すでに制度としては欧米水準に劣らなない、あるいはそれ以上のものであると私は思っています。

ただ、なぜそれにもかかわらず一三・一%であるかという、高齢化がまだ来ていない。したがって

って、年金の成熟度がまだそれだけ進んでいないわけでございます。これから急速に進んでくるわけでございます。成熟度で申しますと、現在各種年金を全部平均いたしますと一三・五ぐらいでございますが、これが急速に高まっていくわけでございます。ですから、われわれの推計によりますと昭和七十五年で社会保障の対国民所得比は二〇％になる、恐らくそれ以降になりますととっと急激に上がってくるということは、現行水準で間違いないでございます。私たちが現在の社会保障水準が国際的に遜色がないと申し上げておるのは中身の話でございます。すでにモデル年金では十四万五千円になっているわけでございます。これはどの国よりも高い水準でございますし、そしてまた、現に受給者の数が少ないから比較的対国民所得比は少なくなっておりますが、もろっている人の実際の数字から申しますと約十一万円でございます。それから、ほかの国の、現に高齢化がすすんでおるところの年金受給者の水準に決して劣らない。

また、医療にいたしましても同様でございます。お医者さんの全体の国民に対する比率あるいは病床の比率、さらには看護婦の比率、こういうことを見ましても、また医療費全体の国民所得に対する比から見ましても、まあまあいいっているのじゃないか、こういう点を申し上げておるのでございます。

○米沢委員 細かい問題に入りたいと思うのですが、厚生年金の国庫負担の削減問題、再々この席上で取り上げられておりますから余り言うことはありません。将来的に返済してくれということでございます。それから、それも信用しましょう。しかし、返済する前提が、財政の状況を勘案しながら返済するという言葉で、皆もめておるのです。この言葉の意味するところは、財政情勢が悪いときは返済できない可能性もある、そういうことですか、大蔵大臣。

○渡辺国務大臣 返済いたします。(米沢委員「悪くて」と呼ぶ) いたします。

なぜそうするかという、ただ返済期間というものについて財政事情等を勘案してどれくらいにするか、うんと悪ければ延びるということもあるでしょうが、そういうことを意味しておるわけでありませう。

○米沢委員 返済しますという返済が確実ならば、財政の状況を勘案してという言葉が返済方法にある。一括でやるのか、分割してやるのか、何年払いにするのか、財政状況に応じて返済する方式を考へるということであつて、実際は返済というところであるならば、財政を勘案してという言葉をとってしまつたらみんな納得して、不安もなく大蔵大臣や厚生大臣を信用しようという気持ちになるんじゃないですか。この言葉はとられたらどうですか。一体、財政状況を勘案してという言葉をとつたら、どんな問題が発生するのですか。

○渡辺国務大臣 もともとこの法律案をこしらへたのは、財政の情勢を勘案してということから始まつたわけでございます。繰り入れの問題につきましても、やはりその一部をカットしたものをどうするかという問題は、財政の状況を勘案して決めていくということが、終始一貫して全部がそうなるわけでありませう。この部分だけではございませんので、私は行革関連法としてはあつた方がいいのじゃないかという気がするわけでございます。

○米沢委員 大蔵大臣の苦衷もわかりますけれども、少なくとも返済するとの席上で確約されて、また返済のやり方そのものために財政状況を勘案するなんという言葉を入れたというのは、ちよつと詭弁のような感じがします。そういう意味で、この際、この言葉自体を取り去ることによつて国民の皆さんに必ず返済することを約束したというふうにとることができる。それが本當の確約であるということこそ主張し、ぜひ再検討いただきたい。

同時に、昭和六十年の時点で果たして国の財政状況がそんなにびつくりするほどよくなるかというところを考へても、まあ現在とそう変わらない、

赤字国債の発行をしないぐらゐの状況であらう、私はそう考へるのです。そうなりますと、今度は返済の段階で相当の金額を返済していかなければならない。そして国庫負担率もまた二〇％に返すわけでありませう。これはダブルパンチで相当の財政負担になる。そういうことを見計らつて国庫負担率そのものを、臨時的に今度は五割減らしておるけれども、何とか二〇％をいじつて下げてくれぬだろうかという方向に行くのは当然の成り行きのような気がするのです。それで厚生大臣、今後国庫負担率二〇％は、いかにとどくきに紛れようとも堅持するのだということをここで約束してもらいたい、大蔵大臣もそのことをお願いしたい、御答弁いただきたいと思ひます。

○村山国務大臣 この国庫負担率をどうするかという問題は、年金制度の根幹にかかわる問題であるわけでございます。したがつて、この問題は、総理がしばしば申し上げておりますように、年金一元化の方向に向かつて、そしてとりあえずは不合理の較差をなくしていくという長期検討の中の部類に属する問題でございます。したがつて、この法案と二〇％確保の問題というのは直接には関係のない問題だと思つておるのでございます。

○渡辺国務大臣 私も同じような考へでございます。

○米沢委員 もう一つの問題は、厚生大臣、国庫負担をこの財政再建期間中は削減をさせよう、後で返してやらう。この損得はないかもしれませう。ね、財政だけの議論をしたら。しかし問題は、ただでさえ将来の年金財政が大変心配されておるそういう状況のときに、幾ら国の財政再建、お国のためとはいひながら、大蔵省に年金財政に手をつけさせたいということ自体は私は大変大きな問題を含んでおると思ひます。こんなことは、一度あることは二度ある、二度あることは三度あるで、将来にわたつて、国の財政状況が悪かつたならば、少々保つておる厚生年金には手をつけようかという、そういう既成事実をつくらせような

ものだ。私は、厚生大臣としてはちよつと守り切れなかつたことを大変残念に思つてございませう。そういう意味では、大蔵大臣というのは、名は確かに厚生大臣に与えた、返すのだから。そのかわり、将来も手をつけるということ、既成事実をつくつたという意味では、私は実をとおつておるのだという気がするのです。

○村山国務大臣 ですから、この法案ではつきり言つておる通りに、三年間の特例措置である、こういうところにはひとつ御注目願ひたいと思ひます。

○米沢委員 先ほども申しましたように、三年後にその五割分の穴埋めをしなければならぬ、制度改正、そういう段階で必ず持ち上がったと思ひます。そういうときに、やはり先ほどの国庫負担の二〇％を改悪するとか、あるいは将来にわたつて財政がおかしくなつたら何とか頼む、そういう議論が出てこないように、ぜひ大蔵大臣あるいは厚生大臣、その点をしっかりとつ今後財政運営をやつてもらいたい、私は特に注文をつけておきたいと思ひます。

それから、国の財政がおかしくなるとすぐこんなことをよくやるのでございますが、御承知のとおり、厚生年金を含めて公的年金の官民較差の問題、あるいは制度的な見直しの問題、あるいは積立金の自主運用を含めて管理運用の問題、いろいろの問題があるわけ。そういうものは一向に進んでいませぬ。そして何かあつたら、金がないから何とか金を貸してくれといつて、年金債みたいなものを発行する。そこらの感覚がわれわれから見ると不見識きわまりないという気がするのです。一体、官民較差はどうしたの。昔から言われている自主運用の問題を含めて管理運

用を何とかしてもらいたい、一体どうしたの、こんな問題は。

年金の一元化というのを今度総理が初めて口にされたということで、新聞に書きました。しかし、総理が年金の一元化なんていう打ち上げた途端に、今度は厚生大臣と大蔵大臣が記者会見か何かで、話し合いをしてそれはむずかしいというようなことを、すぐ水をかぶせるようなことをやる。結果的には、支払いだけがまず一元化だなんていって、ずっとトーンダウンして、鈴木総理が張り切って、将来、年金の一元化をやるうんておっしゃると、すぐ二、三日したら水をかけて歩く。一体やる気があるのかなという気がするのです。

だから、年金財政は確におかしい、いろいろ考えていかねばならぬことがある、しかし、この財政再建のときとはいいながら、手をつける以前にいろいろやっておかねばならぬことがたくさんあるのじゃないですか。昭和五十五年のあの改正のときにもいろいろ問題になりました。あのとき問題が指摘されながら、その問題は一体いまだうなっているのですか。官民較差の問題、はつきりしてもらいたい、厚生大臣。

○村山国務大臣 昭和五十五年のときもたしか米沢委員から御指摘があったと思います。直ちに関係閣僚協議会をつくりまして、そして二つの措置をとったわけでございますが、一つは、共済年金の問題につきまして大蔵省部内に、まず共済年金の統一問題から論じていこう。それからもう一つは、制度審に対しては教理部会を設けまして、そして官民較差を初めそれらの一元化の基礎になるもの、まずその場合には何といても合理的な基礎が必要でございまして、その教理部会で鋭意検討しているということでございます。

総理がおっしゃいました究極的に一元化ということとそれから私たちが申し上げておることとはちつとも矛盾しないのでございまして、総理も方向としては究極的にその方向ではあるけれども、やはり漸進的に逐次いかないと、話が年金の話で

ございますので、もし急激に一元化するというようなことになりましたら、それは負担者、受給者の間に大激動が起きるわけでございまして。

もう何遍も申し上げましたように、いまつづれるかもしねぬという会社とそれから優良会社と強制合併をする、対等合併だ、そんなことはとうてい望めないことはもう十分わかりだろうと思ひます。その辺をどんな条件、そしてやってやるか、ここが非常に保険数理の問題も絡み、そして現実的な問題も絡んでまいりますので、私たちは、少なくとも、現在いろいろな較差のある中で実質的に不合理だと思われるものをやはり急遽取り上げまして、それを詰めていって、だんだんその辺からならしていき、最終的に大體不公平がないようなものにしていく、こういうことを考えておるわけでございまして、一元化の問題というのはそういう過程を経た上で初めて実現されるものだと、かように思っております。

○米沢委員 いまの話を聞いておりますと、たとえ公的年金関係閣僚協議会、ちょうど大改正のとき問題になったときに設置されました。共済年金についても基本問題を研究しようという研究会ができました。あるいは制度審の中に年金教理部会ができました。何かいろいろやっていただいて効果が少しづつは出てきているような話なんですけれども、国鉄の共済年金は一体どこにいくのだ、そんなことさまだ決め切らぬで、そんなえらうなことが一体言えるのかという気が私はするんです。

特に日本の年金はばらばらですね。八つの制度がある。みんな、それぞれの問題については説明しましょうとこうやってくるけれども、トータルとして横断的にバランスを見ながらどこに問題があるかという、そんな目はどこにもないのです。当時伊東官房長官が、そういうばらばらではいけないので、横断的な見方として、年金関係の閣僚会議を設置して、その中には大物ばかりおるのだから、何とか横断的なバランスをとりながら制度改革あるいは官民較差について議論しても

らえるはずだ、こうおっしゃっておりながら、一体どこに、いつ、そんなのが開かれて、どれだけそれが進展しておるのですか。

特に今度制度改正をやるものとするならば、現在の制度がばらばらになっておること自体が問題である。もしそれが急激に一緒になり得ないとするならば、少なくともそれを横断的に見てどこに問題点があり、どこを直したら官民較差がなくなるのか、制度改善になっていくのかという見る目が、一体どなたが責任を持ってやってくれるのかという、それが保証されない限りこれはためなんですね。それぞれ理屈を言って、みんな狭い見で自分のやつだけを議論していきまから、ますます制度の違いあるは較差はおかしくなってくるのじゃないですか。そして研究会だ何とかなだと言いつつ、一体何が出てきたのですか。一体何かいものが出てきたのですか、官民較差について、こうしようじゃないか、ああしようじゃないか、という出てきたのですか。出てこないから、また御承知のとおり何か名前をかえて、社会保障長期計画懇談会というものから社会保障長期展望懇談会と名前を変えて、また答申をお願いいたします、どうしたらいいか頼みますと。年金問題でどうしたらいいかというものは、何回も制度審あたりから出しておるのです。何も実行してないだけじゃないですか。それをまた、いまさらわざわざ屋上屋を重ねて新しく審議会をつくらせて、また給付のあり方を考えます、将来どうしたらいいかを考えます、制度のあり方をどうしようかを考えますと。冗談じゃないと言いたい。こんなことこそ合理化しななければいけませんよ。それこそ行政改革じゃありませんか。

○村山国務大臣 この年金の較差は正という問題は、やはりそれぞれ経緯が違い、そしてまた背景が違つておる、過去においての積立率も違う、こういう問題があるから、非常にむずかしい問題であるということばもう委員御承知のとおりでございます。

俗な言葉で言いますと、アヒルの水かきと申し

ますか、そういうことは鍋意努力いたしておるのでございますが、問題意識はいまやもう全部に行き渡つておるわけでございまして、先ほど申し上げましたような教理部会ができたということ、あるいは調整年金について共通の場をいま検討しておる、これも私は一つの前進だと思つております。

今度、活力ある福祉社会の実現に向かひまして年金の根本的な見直しをするということにつきましては、私としては少なくとも、こういうときを機会にして一元的にこれらの問題を本當に詰めて、やはりこれは非常な専門家でなくちゃなりませんので、そういったものをじみちに話し合う共通の場を何とかしてつくつていきたいものである、そしていま米沢委員の御指摘になりましたように非常にむずかしい問題でもありますが、けれども、一歩でも二歩でも前進させていきたいものだ、かように思つておるところでございます。

○米沢委員 もう昔から、社会保障制度審議会とか厚生大臣の諮問機関あるいは総理大臣の諮問機関を通じて、年金についてはいろいろな提言がなされております。それをまた今度は、この長期展望懇談会をつくらせてじっくり考えてもらおう、こんなことをされますと、前の審議会等で一生懸命いろいろ検討されたことが聞かずに、また同じようなことを別な頭で考えてもらおう、一体何をやるのだ。あとはやる気があるのかないのか、これは決意いかんではない。問題点についてはすべて出てきておるのです。それをやってくれるかどうかでしょう。

たとえば今度長期懇談会をやりますね。一体今度は何がテーマになるの。どういう目的でやるのですか。出てきた問題については現在の行政改革の流れの中ではどういふふうに関連していくのですか。五十五年の大改正の後、今度はいつやるのですか。五十九年ですか、六十年ですか。それに向けてこの検討をやつてもらふようになったのですか。そのあたりをちよつとはつきりしてもらい

たい。

○村山国務大臣 二つ問題がございまして、もうすでに制度審あたりからは意見ができてきているのじやないかという問題、もう答えはできておる、なぜやらぬのかというお話。それからもう一つは、長期展望懇談会をつくったら今度はおまえ何をやるつもりか、こういうお話でございまして。

制度審の問題は、私たちも十分拝聴したわけでございまして、おっしゃる通りに、あれは定額部分については基礎年金あるいは基本年金構想というところで一本にしろ、それから所得保障方式についてはいまのやつをその上に積み重ねてやったらどうか、こういう趣旨でございまして。

その中に二つ問題がございまして、その定額部分の財源は何でやるのかということについては、一般消費税を当てに提言しているわけでございまして。これはなかなか実現がむずかしいわけでございまして。

それから、これは二問目の問題とも関連するわけでございまして、われわれはその一元化の方向に向かって一体どういふふうな手順でやったらいいのか。問題点はほとんど出ているわけでございまして。恐らく改めてどういふ状況にあるかということとはやるでございまして。それをどのようにして較差を縮めてやっていくのか、そのときの善後措置はどういう具体的な方法があるのか。望ましい姿をいま言うことは簡単でございまして、もし白紙でこれから皆年金制度をつくるというのであれば、恐らくいろいろな案がでけるといいます。しかし、利害関係者がもうこれだけで、それぞれの責任とそれぞれの考えに基づいて長年やってきた問題の利害調整の問題でございまして。したがって、あるべき方向は恐らく問題はないと思います。それを不満なく、各年金受給者それから負担者にも納得してもらうような手順、そのときのそれぞれの調整に伴う具体的な調整措置をどうするか、ここが一番むずかしいのでございまして。これについてはまあ何も出ていないと言っても私は差し支えないと思うのでございまして。また

さし一つむずかしいのはその点であろうと私は思っておりますのでございまして。

○米沢委員 その長期展望懇談会ですか、そこではいつごろ出してもらい、一体結論は、めどは大改正に入れるのか入れないのか。それで、その大改正はいつごろやる予定なのか。その二点をたつきりしていただいて、次の質問に移りたいと思います。

○村山国務大臣 私たちは、いまとりあえず厚生年金をやっているわけでございまして、厚生年金で問題点になるのは、恐らくこれから三、四十年後が一番大きな問題点になると思っています。あるいは若干それ以前になるかもしれません。したがって、私たちがいま問題意識として持っておりますのは、急いで粗っぽい議論を言うものではなくて、精緻な実行可能な案をお願いしているわけでございまして。

それとは別に、五年ごとに再計算が行われていることは御承知のとおりでございまして、その五年ごとにどういふふうになっているかという問題、現在やっているのは緊急措置でございまして。いろいろな段階で本場に長期的なもの、それから再計算の問題、臨時の問題と、こういうふうな問題の緊急度に応じてそれぞれ御検討を願っておりますということでございます。(要するにはつきりしていないということだ)と呼ぶ者あり)

○米沢委員 やじが出たように、確かに何を言うているのかわかりませんね、これは。そういう意味で、改めて懇談会をつくって検討していただく。手続を検討することはわかったけれども、そのめどが実際わからない、次の財政再計算期についてどういふ問題を取り上げようかということも余りわからない、それを六十年にやるのか五十九年に引き寄せてやるのかわからない、みんなわからないうことですか。

○村山国務大臣 年金の問題でございまして、各年金全部連続しているものでございまして。話は年金であるわけでございまして。したがって、それ

それぞれの段階でその問題点をとらえながらやっていくということでございます。それはわれわれとしてもできるだけ早く結論が出ることを望みますけれども、問題のむずかしさは私たちも十分承知しているわけでございまして、本場に精力的にお願い申し上げ、できるだけ早いところ答申をいただきたい、かように考えているわけでございまして。

○米沢委員 厚生大臣の話を聞いてみると、どうも全然進まないということがわかったような感じがします。そういう意味で、こういう国庫負担をどういふふうの議論をされる前に、先ほどから言いますように、もつと将来像に向けて積極的にお進めをいただきたい。年金制度も八つに分立する、みんなばらばらだ。そこを横断的に見て、公平にながめる目がほしい。総理大臣、ぜひ横断的に見ながら、それをおっしゃるような年金の一元化に向けて、あるいは較差の是正に向けて、そういう目を一体どこにつけていただくのか、どういふふうに総理は考えていらっしゃるのか、その点についてちよつと総理の所信を聞かせてもらいたいと思ひます。

○鈴木内閣総理大臣 先ほど米沢さんと厚生大臣の議論をトレースして私も聞いておったのであります。年金制度の一元化に向かって、またその年金制度のあるべき姿というものは制度審その他からも出ておる、問題はそれを実現するための具体的な手順なりその措置をどう進めるか、こういう問題をこれから詰めていかなければいけない、こういうことを厚生大臣も言っておるわけでございまして。

私は、高齢化社会が急速に到来しておりますこの状況下におきまして、現在の八つに分かれておる制度の中における合理的でない面の改善を進めながら、その較差を是正しながら、一元化に向かって早くこの促進を図るようになければいけないということ、当委員会等におきまして、一元化に向かってやるんだ、そこに向かって努力をするんだということを申し上げました。

政府におきましては、そういう具体的なこれらの進め方、その内容等をどう詰めていくかという問題につきまして、鋭意真剣に努力をしてまいりたいと思ひます。

○米沢委員 どうも不満足でありますけれども、時間がありません。

次は、医療費の三割の財政削減、ゼロシーリングに向けて、厚生省が今度医療費を三割削ろうという方針を立てられておられるようであります。過剰診療だとか、不正請求とか、医療供給側の自覚あるいは指導、監査の強化、そういうことで千百七十億を削減しようということでございますが、一体こんなのは計算ができるのですか。算出の根拠をまず示してもらいたい。

もう一つは、そういう削減の可能性があるのかどうか、そのことをたつきりしてもらいたい。そして、老人保健法の成立そのものでちよつと国庫負担が浮きますよね。この分もその三割の中に入っているのかどうか、明らかにしてもらいたい。

それから、さきの国会で医療法の改正というものが一部出てまして、もう出てくるんじゃないかなと思ひていましたけれども、いつの間にかなくなりました。確かに、医療費の適正化対策として医療法を改正するのはけしからぬと医師会の方はおっしゃっていますけれども、地域医療の大事さというものは私は医師会も理解があると思うのです。そういう意味では、医療法を改正することによって結果的には医療費の適正化に資する部分がたくさんある。この医療法の改正は一体どうなっているのか。

その四点を簡単にさつとやってもらいたい。

○村山国務大臣 老人保健法によりまして、初年度三百億ぐらい国庫負担が漸減いたします。それは医療費の適正化とは別の話でございまして。それをまず第一に申し上げます。

医療費の適正化三割の算出の根拠、これは実は、そんなに具体的なものはございせんが、われわれが考えましたのは、いま税の方では、恐らく所

得税、法人税の更正決定による増額というものは、四、五%ではないであらうか。あれだけの強力な権限を持つておる、あらゆることのできる、しかも収支決算を全部見れる、そして五万人の人間が調べているわけでございます。まあ実際には徴収漏れもありましてあれでございますが、まあ四、五%だ。こういうところを見ますと、余りできない数字を言つても、これはまた、おまえ何したんだ、こういうことにならますので、努力目標として三%ぐらいであらうかなということでございます。

その内容につきましてはもう御承知のとおりでございます。私は何よりも医師と患者の信頼関係、これをやはり確立することによりまして、もう一部のお医者さんでございまして、それがもう基本でなければならぬわけでございまして、そうでなければ、これはいかに官吏をふやし吏員をふやしまして、逃げようという者と追っかけようという者で、これをやりましてもういい私はないと思つておるのでございます。

そういう前提の中で、さらば一体厚生省なり都道府県なりが何ができるか、こういうことになりまして、何といつてもいまの一番大事な点は、すでに通知制度というのがあるわけでございまして、医療の内容、どれだけ請求したかということ、これはほかにかつた人が全部わかる仕組みになるわけでございまして、レポートの秘密にわたる部分は別ですけれども、これを必ずかかつた人に知らせる、そしてその真実かどうかということに究明すれば、これは結局できるわけでございまして。

第二番目には、何といつても審査事務をやっております。審査委員も御承知のようにいまだほとんど補充してはおりませんけれども、何と申しましても短時間で人間の経験に頼つておかしなものをもとんとやる制度でございます。これは人員の充実、さらに審査のやり方の検討とともに、将来コンピュータをひとつ導入したいものだ、おかし

なものが出てきたらどんなはねていく、そういうこともこれから考えていかなければならないであらう。

それから、薬価につきましては、六月一日に非常に大幅に引き上げたことは御承知のとおりでございます。

また、医療費につきましても、物と技術の分離、それから薬づけ、検査づけにならないように、そういったところは、余りそう大した違いのないものについてはほとんど統合化をしておるというふうなことです。

さらには、最近の医学の進歩に伴ひまして自動分析がどんどんできるようになっておるわけでございまして、血液の検査あるいは尿の検査等についてはコストが十分下がつておるわけで、そういった点を是正しておるということです。

さらに、人工透析等につきましては、もうおおよそみんなわかつております。点数の是正を図る等々、これから着実にこの適正化の道をわれわれは実施してまいりたい、かように思つておるわけでございます。

それから、医療体制の問題でございますが、医療法を前国会で提出しようとしたのでございまして、けれども、わが与党の関係部会の中でもう少し勉強したい、これにはいい面もあるいろいろな問題もある、そういうことでもう少し煮詰めさせてもらいたい、こういうことでございまして、その検討の結果を待ちまして、そして調整の上、その調整がついたら……(米沢委員「次の国会で」と呼ぶ)次の国会でも出したいと思つておるわけでございまして。しかし、行政的にはその法律を待つまでもなく、すでに医療体制の地域的な整備あるいは救急・夜間、こういうことにつきましては、できる限りの措置を進めておるということでは、御案内のとおりでございます。

○米沢委員 その適正化の問題については、細かいことは社労委員会の方でやらせてもらいたいと思ひまして、次に進みます。

お医者さんの数あるいは医療機関の数、そういう

うものがふえていけばどうしても国民医療費はふえていく、そういう関係にあるような気がするのですが、医師数、医療機関の増大は国民医療費にどう影響があるのか、厚生大臣。

○村山国務大臣 国民医療費との関係で申しますと、やはり理屈の上ではかかりやすいということになりまして、近所にたくさん診療機関ができてしまふから、少しはふえるんじゃないかということでは考えられないことはございせん。しかし、今日の状況を考えますと、診療所の数あるいはお医者さんの数からいまして、大体われわれは昭和六十年度に人口十万人当たり百五十人くらいのお医者さんがどうか、そう言つていたのでございますが、すでにその線上よりもさらにお医者さんの数がふえておるようになっておる。そういう点から、大体ニーズは満たしてあるんではないであらうか。だから、理論的にはおつしやる点はないといふ言ひはせられけれども、現実的には、それだからといって医療費がそんなにふえるものではない、私は、私の勘でございましてけれども、そう思つております。

○米沢委員 いま日本の人口十万人当たりのお医者さんの数というのは百二十人前後じゃないですか。しかし、入学定員がかなりふえておりますから、近い将来すぐに百五十人を超えるであらう。日本列島いろいろなところがありまして、過疎地帯にはお医者さんがいない、都市地区には過密状態である。でこぼこがありまして、そういうこぼこがどうも一向に平準化されない。しかし、平均的にはお医者さんの数が少しずつ過剰気味になつてきた、こう言われるわけです。しかし、今後のお医者さんの数等を入学定員を計算して推計された論文を読みますと、ちよつと大変なことになります。いま医療機関とかお医者さんの数がふえても医療費は余り関係ないようなことをおつしやいましたけれども、実際は、お医者さんがかかるところに手の届くようにたくさん出てきたら、それは医療費なんかふえますよ。私はそう思ひますね。大体過疎地帯なんかに住んでいる人なん

か、医療機関がないから、健康保険に入りながらわざわざ病院に行くのは大変だからといって売薬で済ませる人がたくさんおるですよ。それがお山に医療機関ができてみないといふ、便利だからみんな行くでしょう。国民にとっては大変すばらしいことだ。しかし、医療費ということを考えたら、ふえるものについては余り関係ないような言い方は、厚生大臣、これは勉強不足だと私は思ひますね。

ところで、将来のお医者さんの数、先ほど私は大変だと申し上げましたが、確かにいろいろ調べてみますと、いまの医学部の定員は、学料定員八千三百四十人、昭和五十六年時点でおるのです。いまからこの八千三百四十人、まあときには免許を取れない人もおつたり、ドロップアウトする人もおるかもしれないけれども、大体八千人前後の人がお医者さんになって果立つていくのです。この状態がずっと続きまして、大体安定することになりますと、五十年後ぐらいには驚くくらい四十二万三千人のお医者さんになるんだってね。それはお医者さんも人間ですから死んだりします。そういう生存率なんかを掛けていこうなむずかしい将来推計があるんだそうです。そういう数字を見まして、医学部と医科大学の現在の入学定員八千三百四十人がそのまま放置されまうと、五十年後ぐらいにはお医者さんが四十二万三千人になる。歯学部、歯医者は、昭和五十六年学科定員は三千三百六十人だということです。この歯医者はそのころには十七万人にもなるというのです。そういう意味では、現在の医科大学の定員というのは、将来のツケとして物すごい多くの歯医者を、物すごい多くのお医者さん、そういうものを約束しているようなものなんです。確かに一県一医科大学、お医者さんが足りないときにはどうしても各県ごとに医科大学が欲しい。そういう施策はわかりますけれども、事ここに至つて考えますと、これは大変な大量生産になり過ぎたという反省をせよというわけで、私は大変ではないかという気がするのござい

います。

そういう意味で、現在の医科大学、歯学部、この定員設定はどういう根拠で決められたのか。何年ごろに何人ぐらいになるという、そういう設計がなされた上でこの学科定員は決められたのかどうか、文部大臣、ちょっとお答えいただきたい。

○田中(龍)國務大臣 お答えいたします。

昭和四十五年は無医大の計画が出されました、ただいまお話しのように、今日十万人当たりの医師大五百五十名、歯科医師五十名、これはもう歯科医師の方は昭和五十四年で五十名に到達いたしております。それから医師の方が百四十名ぐらいいなっておりますから、もうすぐこれは百五十名になります。

さような関係から、文部省といたしましての方針であります、これ以上とんとふえますとただいまお話しのような結果になりますので、医科大学、国立、公立、私立大学の学部並びに定員はもう増加しないということにいたしてとめてあります。

○米沢委員 とめてあるのは結構なんです。とめたら大変なことになると、こう言うておるんだ。たとえば、いまお医者さんの数は十七万人です。歯医者さんの数は五万人です。それが四十二万になり十七万になる、そういう設計でいま学科定員があるということ自体、どこかで修正しないと大変ですよ。いまのものをとめたらこんなになるのです、四十二万にも十七万にも。答えになってないんです。ぜひ文部省は早急に、一体どういう形で医者が伸びていくのか、将来設計を見た上でやはり削減の方向を考えねばなりません。五十年後はお医者さんが十万人当たり四百人ぐらいになるというんだ。少なくともこれはちょっと多過ぎますよ、どう考えても。少々医療サービスがよくできるように十万人当たり二百人ぐらいにするにしても、現在の国立大学あたりの、あるいは歯学部あたりの定員を半分ぐらいにするようなことにしないと二百人にならないですよ。削ったら国立大学の先生方減りますよ。完全な行

政改革だ。行政改革ですよ。

同時に、たとえば学校基本調査によりますと、大体国立大学の学生一人当たりの経費、これは五十三年のものを見ますと、法学部が大体年間五十五万四千というんですね。ですから、二百二十万円卒業するまでに国が金を出すんですよ。経費が要る。医学部に至っては、六年間ですから四百四十万ぐらい要るんですね。法学部や経済学部の学生の十八人分実費金が必要なんです。だから、現在の定員を徐々に減らしていく努力をされたら、これまた大きな行政改革の目玉になります。大蔵大臣、これは興味ありませんか。

○渡辺(龍)國務大臣 大変興味を持っております。

○興味を持ち過ぎるな」と呼ぶ者あり

○米沢委員 余り持ち過ぎるなという話がありますが、これは持ってらる結構だと思えます。それが余りドラステックになりますとそれは大変になりますけれども、徐々に今度は学科定員——各県にみんない医科大学ができたのは結構ですよ。しかし、その中の定員を少しずつ減らしていく。同時に、学校関係の先生方とか助教とかがいような職員がおりますが、そこらにも少しづつ、余り影響ないようなところで減らしていく。そういうことをしない限り——することが行革であり、同時に、それを放置しておくならば、高齢化社会ともにお医者さんがふえるというところは、やはり医療費そのものは相当の大きな影響を受けるであろう、そういう感覚を厚生大臣、持ってもらいたい。大臣の所信を伺いたい。

○村山(龍)國務大臣 各国との比較をとって見ますと、日本は現在人口十万人当たり百四十人でございまして、西ドイツそれからイタリーが高いのでございまして、二百四十人、二百六十人、この辺が一番高いのでございまして。アメリカは百七十六人。それから、いまの将来推計をとって見ますと、日本はこれから大抵二十年後、七十五年でございまして、二百一人という数字でございまして。ですから、この辺かなという感じは持っているわけでございます。そういう意味で、今後文部省とも十分

連絡をとりながら、いかにしていくべきか、こういうことを相談してまいります。

○米沢委員 次は、行革と地方自治に関連する問題についてちょっと取り上げてみたいと思うので

す。今度の臨調答申はそれぞれ理念とか基本原則を定められておりますけれども、大変問題だと思えます。国も地方も小さな政府になれということはおっしゃっておりますけれども、地方自治の分権化を進めるとかあるいは地方自治を拡充強化する、そういう物の見方というものがどうも欠落しておるような感じがしてならぬのでございまして。なぜいまになって地方自治を強化しなければならぬのか、行革と分権化の推進、地方自治の強化がどういふ関係があるか、こう問われたならば、御承知のとおり、いま国の行革が直面しております問題は、地方出先機関の縮小、合理化あるいは廃止にいたしまして、あるいは補助金を合理化して手間を省いていく、この問題にいたしまして、いま中央が持つております地方自治不信、地方自治体不信というものを払拭して、極力行政事務を中央から地方に移すこと、過大な統制を排除すること、すなわち地方自治の自主性、自律性を高めてやること以外に行革は大きな進展を見せないところに来ておるんじゃないですか。地方自治を余り信用しない、自主性も自律性もいとまじょうにやめていくという議論であるならば、出先機関なんか減るはずはありません。補助金の合理化なんかできるはずはありません。したがって、臨調の本当の柱は、本当に国の行革にメスを、大なたを入れるとするならば、地方自治そのものの権限を拡大して、できるだけ事務を移していく、できるだけ補助金等を合理化してあげる、統制を排除する、そういう目がない限り、中央の国の方の行革は進まない、私はそう思うのでございまして。その意味からいたしまして、今後の行革の根拠は地方自治の強化拡充にあると言っても私は過言ではないと思うのでありますが、行管庁長官、どうなんでしょうか。

○中曾根(龍)國務大臣 そういふ方向に進むのはいまの大勢であるだろうと思っておりますが、中央自体も独自に削減する部分も十分あると思っております。単に地方に渡さなければ削減できないというものではないですね。あるいは許認可の整理、廃止、統合等もやはり軽量化に非常に役立つのでありまして、それはまた地方自治体に対していい結果を及ぼす形になるのであろう、私はそう思っております。

○米沢委員 確かに、長官がおっしゃるように、国のサイドで許認可等を整理統合する、補助金を統合化していく、自己努力によって出先機関等の削減を図っていくことは可能かもしれません。その前提に地方自治そのものを育てていくというものがなければ、やはりそれは中途半端に終わってしまうのではないですか、長官。

〔委員長退席、小淵(恵)委員長代理着席〕
○中曾根(龍)國務大臣 今回の臨時行政調査会の大きな仕事の一つに、国と地方の分担範囲というものをここで見直すというのがございまして、その方向は地方自治の本旨というものをわきまえて、地方に権限を移譲するなりあるいは出先機関を整理するなり、そういうことが大事な眼目の一つになっていると思っております。

○米沢委員 私は、さきの代表質問でも指摘をいたしましたけれども、地方自治と国の行政というもの分立的な感じがするところを言うておるのじゃありません。今後、地方と国のかかわり合い方をどういふふうに見直していくかということに、たとえば過去の反省をしてみますときに、一方では地方自治の強化、確立とか言われる。一方では、高いところから見ると、国民すべて統一にやらねばならぬ、公平的にやらねばならぬという、そういう目もある。地方自治のユニークさで自治をやったからと相反するところを感じがったのかどうか知りませんが、地方自治の確立と公平を保つていくために行政を統一的にやっつけねばならぬという、中央の要請と調和させなければならぬという、こんな議論がずっと

はやっていましたよ。ところが、この調和論は、世論形成なんかにはいたしません。中央の方が強いのですから、やはりナショナルミニマム、公平にやらねばならぬ、統一的にやらねばならぬ、行政はそうでなければならぬという意見に押されまして、結果的には国が過剰介入する方向を選んだのじゃありませんか。高度経済成長の時代がやってきた途端に出先機関がどんどんふえてきたよ。それで人間がどんどんふえていきました。そして補助金等がどんどん細かなものまで入って、その補助金を通じて地方行政を統制するようになった。そのおかげで物すごく大きな金が必要になりました。その結果、地方自治の確立というものがおぼろげになると、結果的には出先機関あたりの職員を削減できない、補助金をどうも削減できないようなものになってしまったのじゃありませんか。長官、そういう過去の反省はありますか。

○中曾根国務大臣 そういふ行政の弊害もかなり顕著に見えてきておりますから、いま改革しようとも考えておるのでございます。

○米沢委員 したがって、たとえば分権化の推進、地方自治を強化するというその見方をぜひ臨調の委員の皆さんにもとってもらいたい。そのことを長官、注文してほしいと思うのです。

○中曾根国務大臣 国と地方との仕事の分担の見直しというのは、米沢さんおっしゃっているような基本的精神に立ってまい行われつつあるのではありませんか。それから、私から何も申し上げるまでもなく、皆さんはその線でおやりになっていただいておりますのであります。

○米沢委員 今度のこの法案の中身を見ますと、ここでも再三取り上げられておりますが、国保とか児童扶養手当等の都道府県への肩がわりという問題が大きな焦点になっていることは事実でございます。今回のこの行革の内容を見ておきますと、地方へのしわ寄せ、地方への肩がわり、そう

いう議論が出てくる背景には、どうも地方自治体は財政的に国家財政に比べてたら楽なんだ、そういう大蔵省や厚生省等の暗黙の考え方があつたゆえに、不用意にこんなのが出てくるのじゃないかという感じがします。したがって、大蔵省、自治省、各閣内閣の財政と比較して地方自治体は財政的には余裕がある、そういうことは実際どうなんですか。

○安孫子国務大臣 地方財政の状況については大體御認識をいただいております。存じますけれども、現在地方債の残高は大体三十兆程度でございます。交付税会計の借入れ等が十兆ぐらいありますので、合計いたしまして大体四十兆ぐらいの償還をこれからしていかなければならぬ。そしてまた健全性を保持していかなければならぬ。また、償還につきましても、国債その他を借りまして償還期間が非常に短いのでございます。一般繰上債でございまして十年ぐらいでございまして、政府債にいたしまして二十年でございまして、償還が非常に殺到してくるわけでございます。さうなことで、国の方は大体八十兆、こう言っておりますが、これは建設公債も含めまして八十兆でございしますが、地方の場合においてはその半分の四十兆ぐらいの債務を負担しております。これを短期間に償還をしていかなければならぬ、それです。しかも健全性を保持していかなければならぬ、こういうきわめて苦しい事情にあります。したがって、国家財政と比べて地方財政が楽だということなどは、私どもは認識しております。

○渡辺国務大臣 ただいま自治大臣が御説明したようなことでございしますが、しかしながら国債費率あるいは依存度等におきましては、国よりはまだ軽度の状態にある、こう言うことができようかと思ひます。

○米沢委員 これはどうも平行線みたいでありますけれども、自治省の言うことと大蔵省の感覚は違つて、これは各省庁ごとの意見があるからそれは結構かもしれませんが、横から見てみますと、そういう財政そのものの認識についてもそんなに大きな

きな差があるのかということ、どうも不思議でなりません。少なくとも共通の数字を土台にして物を言うならば、それぞれ省庁がわいかにもしませんけれども、やはりそこにははつきり統一した見方をしようことが大事ではないか。この議論は水かけ論になりますから、あと細かい議論は各委員会できちんと詰めてもらいたいと思ひます。

それから、地方公務員の給与と定数の問題でございます。こういうものにつきましては、答申も言いますように、「基本的には、各地方公共団体における自律機能の発揮によつて改善されること」が期待される。当然だと思ひます。特に地方公務員の定員が多過ぎるではないか、国家公務員に比べてちよつとふえ過ぎたんじゃないかという議論がありますが、確かにふえ過ぎたんじゃないかあります。たとえばこの十三年間に八十八万人ぐらゐふえたと言ひますが、そのうちの大体七十万前後は、国が法律をつくらせて地方公務員として定数を確保しろ、そういう法律によつてつくつたようなものがあるわけでは、そういう意味では、今度の臨調答申が、国が何か施策をやるときには地方公務員の増員をよく考えて抑制的にやれとおっしゃつたことはまさに識見だ、私はそう思ひます。

そういう意味で、国の法律等々をつくるに当たります。ただ地方公務員の定員がけしからぬという議論をする前に、国がえりを正してもらわねばなりません。同時に、現在ある法令ですね、必置規制あたりが昨年ぐらゐから行管の努力で少しづつなくなりつつありますけれども、もう明治時代、大正時代のものがいつまでもあつて、そのために定員を確保しなければならぬ、機関を設置しなければならぬ、こんなばかげたことはないわけでは、残念ながら、残念ながらその法律も流れておられます。早急にそういうものは成立させてもらふ努力をし、そして必置規制等々抜本的に大改正を行つていただくように行管庁にお願いしたいと思ひますが、どうですか。

○中曾根国務大臣 その方向で努力いたします。

○米沢委員 そこで、地方公務員の給与が高過ぎる、こういう議論がよく行われております。確かに、自治省の発表しました地方自治体の公務員の給与は、国家公務員よりも約六・九％、七％ぐらゐ高い。特に東京、大阪周辺の中大都市では二、三割国よりも高い。その上、聞きますところ、やみ昇給とかやみ手当とか、あるいは図書費、研修費、厚生費という名目で、所得に計算されないやみ給与、こういうものが蔓延しておる、これはただごとでない問題だ、そう思ひます。したがって、是正を図つていかねばなりません。

〔小淵恵委員長代理退席、三塚委員長代理着席〕

しかし、地方公共団体はこれは自主性を持つてやってもらわねばなりませんから、少なくとも国が余り介入できない、そういうものかもしはありますけれども、何とか対策を講じていかないと、私は、官に対する民の怒りというものはますます大きくなつてくるであらう、そう思ひます。

そこで、基本的なことをお聞きしたいのであります。地方公共団体の給与は大體国に準じて引き上げが行われる。大體地方の人事委員会の勧告をずらつと見ておられます。結果的には、国に準じてやれたものが、ラスパイルは地方の方がずっと上になる。一体なぜだろ、一体どういふか。臨調が言うておりますように、地方公務員の給料や退職金についても、国家公務員や地域の民間事業の従業員との均衡が図られて、地域住民の納得が得られるようなものにしなければならぬ、全くそのとおりでありますけれども、いままでも地方の人事委員会は地域の公民較差、そういうものを勘案して勧告をしてきたはずですね。一体、地方公務員の給与はその地域の正確な公民較差を本当に取り入れて決められてきたのか、なぜ国家公務員、国に準じて引き上げられる給与が国より高くなるのか、このからくりを自治大臣、はっきりしていただきたい。

○安孫子 国務大臣 地方公務員法のたてまえから申しますと、地方公務員の給与というのは生計費、国家公務員の給与、それからまた官民較差、他の団体の給与等、こういうものを勘案して出す、こういうたてまえになっておるわけでございます。

そこで、実際勧告がどういふふうに行われたかと申しますと、多くの場合、いままでは国家公務員のベースアップ、これに準じて勧告をするというものが通例であったように私は思っております。それからまた、他の団体の給与水準、こういうものもある程度強い力を持って要求されておる実情からいたしまして、それをいろいろ考慮いたしまして、国家公務員に準じたような勧告というものが通例であつたように私は考えております。そこで、民間との較差の問題も人事委員会といたしましては調査をいたして、そしてデータとして出ております。しかし、結論といたしまして、国家公務員に準ずるベースアップの勧告というものが大体通例であつたと私は思っております。この点は民間較差の問題をも相当ウェイトを置いて勧告をするというふうにするべきであらうと考えておるのでもございまして、そうした指導、助言をいたしておる現状でございます。

○米沢委員 国に準じて勧告がなされて、それに従つて給与が上がつてきたにもかかわらず、なぜ国の方が低いのか。いろいろな地方自治体の業務が国よりも高級でむずかしくて国家公務員よりたくさん給料をもらわなければいけぬということ、地方公務員の給与が高いのか。自治大臣、はっきりしてください。

○安孫子 国務大臣 それで、現状におきましてラスパイルズ指数が国家公務員よりも相当高くなつておる、一体その発生原因は何か、こういうことでございまして、考えてみますと、一つは、地方団体におきまして初任給の格づけというものを国家公務員よりも優遇したという事例がございまして、それからまた、これは適切じゃない、そういうことは厳に慎むべきでございすけれども、い

わゆるわたり制度というものがございまして、そういうことをやったこともございまして、それから、条例自体が国家公務員に準じないような条例をつくつておるものの中にはないわけではございません。そういういろいろなことが積みまして、しかもその背景には高度成長というのがございまして地方の歳入も相当余裕があつたと申しますか、苦しいながらもそういう事情もあつた、そういうものとかも合ひましてそういうことが行われてきた、その累積が、ラスパイルズ指数におきましてそういう団体がある程度出てきておるという原因になつておると私は考えております。

○米沢委員 そこで、地方公務員の給与の問題についてみながら考えてもらおうということ、公表の措置がとられましてね。その中には、職員の人件費の概要、職員数、平均年齢、平均給料月額、初任給等の給料の状況、等級別職員数、期末、勤勉手当、特殊勤務手当等の状況、退職手当の状況、特別職の報酬等、こういうものを公表しろという通達が出されてきたけれども、その際ぜひ考慮してもらわねばならぬことは、いま大臣がおっしゃつたように、国に準じて給料を上げながら、地方公務員の給与が大変高くなつておる、それは低いところもあります。異常に高いところ、少なくとも条例そのものに問題がある、あるいはおっしゃつたように、不適正な給料表の使用がある、不適正な退職手当制度がある、職務に対応しない等級への格づけがある、違法な昇給期間の短縮等があるんじゃないか。したがって、公表しなければならぬのはこんなあたりまえのことではなくて、それ以上にこういう違法なことを公表して、みんなで考えてもらうことが大事なんじゃないですか、自治大臣。

私は今回のこの公表措置は確かに評価します。そして、地方の皆さんがそういう実態を見ながら是正を重ねていくのを期待したいと思うけれども、ただ正式な給料が何ば、職員の数、平均給与が何ば、そんなことじゃないの。結局、地方公務員の給与がこゝまで取りざたされる

ゆえんのもの、いままでの確かに労使の交渉があつたかもしらぬ、既得権かもしれないけれども、やみ給与みたいな、やみ手当みたいな、短縮だとかわたりだとかそういうものが、構造的に、国に準じてやらないつても国よりも高い状況で推移するやう、これを放置している結果でしよう。そういう意味では、八項目を挙げられることと結構、それに重ねて、このような不適正な給料表の使用等々、現に、いまおっしゃつたように条例なんかもおかしいのがある、そのあたりを公表することの方が早道ではありませんか。そのことが一つ。

それから、原則として国家公務員と比較せよ、比較してもらいたいと書いてありますね。それは民間も必ず比較してもらいたい。できれば組合との交渉経過みたいなものも本当はオープンにすることの方が実際は早道ではありませんか。その点を含めて、毅然たる態度で公表措置を拡大してもらいたいと思うのですが、どうですか。

○安孫子 国務大臣 発表の背景といたしましては、いま申しましたような各般の事情あるいは昇短なんかもあるわけでございますが、そういうものの実態を住民に認識してもらひまして、そして世論形成をするということに一つの目的があるわけでございますので、今回策定をいたしました公表の様式、これに関連いたしまして、そういう問題をも付随してやるべきだろう、私はこう思っております。この点は、今後の運用の面につきまして十分措置をしてまいりたい、こう考えております。

○米沢委員 次に、地方の行革を進めていく場合には、行政を適正にチェックしなければならぬ、そういう意味で監視体制が十分確立されねばならぬことは言うまでもありません。しかしながら、全国知事会等が出しております報告書等を讀みますと、各都道府県あるいは市町村における監査委員等、そのものが、目的とするものとちよつと違つて、職員のOBが多過ぎるとか、いろいろなものが指摘されておりますね。時間がありませんから

一々読み上げません。少なくとも三つぐらいの重大な問題の指摘があつて、できればこの監査委員制度にメスを入れて、もっと機能しやすいような人選なり委員の構成なりを考えてもらいたいということが指摘をされておるのであります。できれば法改正をしても、この監査委員の質的な向上といましようか、機能が十分発揮できるような措置、そういうものを自治省としてぜひ考えてもらいたいということが一つ。

もう一つは、この前自治省が、いわゆる国の機関委任事務についても地方が監査できるようにしたいというふうな決案をつくられて、残念ながらつづれませんでしたね。これについては行管庁が大変反対されたのでありますけれども、地方自治というものの権限を拡大をし、地方で行われる行政が本当に国民のニーズにこたえてうまくやつていふのかというのは、国の機関委任事務であつて、地方の固有の事務であつて、地方の議会人が見、地方の監査委員が見た目で率直に評価してもらふシステムが私は必要だと思ふのです。こういうものに行管庁が反対するのはけしからぬと思ふのです。なわ張り争ひ以外の何物でもありません。

したがって行管庁長官、自治省がつくった国の機関委任事務についても、地方議会に検査権や監査の請求権を認める、これくらいは認めることが本当に必要なんじゃないか。自治大臣と行管庁長官にお伺いします。

○中曾根 国務大臣 行管庁がまず反対したというのは誤解であります。あの当時、私も答弁申し上げましたが、各省とそれから各地方公共団体との話し合いの推移を見守つております。特に自治省との話し合いの推移を見守つております。そういうふうにご答弁申し上げたはずであります。ところが、機関委任事務を行つておる中央の各省庁と自治省との間で話がなかなかつかないやうであつた、それではわれわれの方も出ていくわけにまいりません、そういう状態であつたのであります。○安孫子 国務大臣 機関委任事務の末端における

執行状況は、議会におきましてもあるいは地方団体の執行部におきましてもほとんど一体となつてやっております。これを機関委任事務だからといって監査から外すなということは、実際にそぐわない問題なのでございます。

そこで、去年の地方自治法の改正におきまして、この点は監査できるようにというように立案をいたしました。また、そのときにお話のございました監査委員の、OBだけでない、それは一定の制限をつけるという内容も持ち込んだわけでございますが、不幸にいたしまして各省との話し合いがつかないために提案を断念したいきさつがございまして、しかし、地方の自主性とかあるいは地方の実態から申しますと、機関委任事務を地方の監査の対象にしたところでこれは問題はないのでございます。むしろプラスになる問題なんのでございまして、この点について各省が反対する気持ちはわからぬわけでもありませんけれども、実際はそういうものではない、そういうことを十分に認識をしてもらいまして、いずれかの機会にこの機関委任事務の監査についてはぜひ法制化をしていきたい、こういうふうに考えております。

○米沢委員 余り時間もありませんが、地方自治と行革との関連におきまして申し上げておかねばならぬことは、先ほど申しましたように、国の法令が縛っているところがありますから、そこらの抜本的な見直しを進めてもらいたいということと、もう一つは、国の各省庁の縦割り行政ですね。上の方で話し合いがつかぬものだから、みんなそれが地方自治体に行つて、いろんな例に使われますように、いろんな施設ができて、厚生省の口だとか、農林省の入り口ができて、建設省の入り口ができて、そのあたりはまさに国のセクショナリズムを変えてもらわなければだめなんです。そういう意味で、国の方に総合調整能力、総合調整システムみたいなものができるように、行管庁長官、努力をしてもらいたい。

それから、国の地方出先機関の廃止とか、国の事務の地方公共団体への移譲とか、事務官制

度の取り扱いとか、補助金の整理合理化等々は、もうすでにいろいろな委員会から指摘をされて出し尽くされておるわけでありまして、いまさら臨調答申を待ってなんというのではやりたくない、できれば引き延ばしたいというふうにかわわれれば、それはそれでいいですね。そういう意味で、そのあたりは促進方、何も臨調答申を待たずとも、いままで地方行政調査等が出した非常に示唆に富むユニークな提言もあるわけですから、そこらはやっぱ臨調の答申が終わつてからではなくて、それ以前にでも取り組むべきは取り組む、そういう行政官理の方針を、びしっとしたものを打ち出してもらいたい。簡単に一言所信を述べてもらいたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 ケース・バイ・ケースでよく検討いたしまして努力をいたしたいと思ひます。

○米沢委員 特殊法人とか国家公務員定員問題、ちよつと時間がないような気がします。

一言、そういう意味で最後に国鉄の再建問題に関連いたしまして質問をさせていただきますと思ひます。

ことしの九月六日のある機関紙に門司鉄道管理局管内の佐賀電気区のことを報道されております。それにありますと、国鉄の佐賀支部電気分会が現場長との交渉でことしの夏三日間の盆休を取つたことと書いてあるのですね。果たして現場交渉でこのようなやみ休を取らるる権限が現場長に付与されておりますか、国鉄は。

○吉井説明員 先生御指摘のその機関紙の記事は、まことに御恥かしいことではございますが、事実でございます。もとより現場長が所定の休暇以外の休暇を与えるという権限はもちろんでございせん。

○米沢委員 まことに残念なことでは済まされぬ問題ですね。これはゆゆしき問題だと私は思ふのです。

この組合員は百六十人だそうですね。三日休めば四百八十日の労働日が消失されることになるのです。それらやみ休でですよ。一体だれがこ

のやみ休暇三日間の給料を払うの。

○吉井説明員 この事実をわれわれ把握をいたしまして、事後の措置としまして、この三日の休暇をいわば正規の有給休暇にプラスした、結果的にはそういうかっこうになつたわけでありまして、それをもとへ戻すということ、すでに済みまして、先ほどは振り返つて年休の処理をいたす、あるいはまた休日として振りかえまして、予定されておりました休日本人の労働を命ずる、こういう形にいたしましたわけでございます。したがって給与面といたしましてはそのような措置を講じたわけでございます。

○米沢委員 この実態を見ますと、事は単に佐賀だけじゃありません。全国各地でこういうやみ休暇的なものが現場交渉という名のもとに行われて、いろんなところでやみ休暇あたりが与えられておる。これは大変ゆゆしき問題だと思ふのです。単に済みませんでは済まない。

たとえばこの情報によりますと、確かに昨年もあるのです。一日。ことし三日になつておるのです。そしてこのやみ休暇が決められるまでの間、連日にわたり朝夕の現場交渉が行われて、そのときにこの現場長はやっぱりそんなのおかしいと言つて抵抗した形跡もあるのです。現に、制度上盆休みなんてのはない、一年の稼働日が二百四十三日ぐらいであり、——三分の二ですね。三日に一日は休みだ。これ以上休みをふやすと業務に支障を来します、どうしても休みを付与して使えばいいでしょう、昨年一日盆休みを付与して悪いことをしているのに、これ以上はできません、と一生懸命がばつておるのですね。にもかかわらず三日間のやみの盆休暇を与えるを得なかつた。

この経過は門司の鉄道管理局は知らなかつたの。これは監督不行き届きでありますね。もし黙認したとするならば、これは重大なことだと思ふのです。この事実を知つた時点において国鉄本社はどういう措置をとつたのですか、総裁。——総裁だ。あなたの答弁は要らない。

○高木説明員 いまのようなことは私どもの耳になかなか入らないという実態で非常に困つております。それを把握をして、そして順次一つずつ是正をしていくということが非常に大事なことで思ひます。今回のことも、私の承知いたしました後で、先ほど担当常務理事が申しましたように、是正措置をとつたわけでございますが、まことに残念ながら、私も、ほかにはないのかと言われると、ないとなかなか言い切れない実態でございまして、これをどのようにしてつづいていくかということが、いま私の非常に強く関心を持つておる点でございます。過去に比べまして、たとえば年間、一週間の勤務時間も短くなつてきておりますし、いろいろ実働日数が制度的にも減つてきておると思ひます。昔からたとえ長く続いていたものでは許されなことは明らかでございます。これを一つ一つ直していかなければならない。そのためには実態がわれわれの方に一日も早く把握されるような状態に持つていかねばならぬと思つております。今回のことにつきましても気がつきまして、早急直したわけでございますが、そのような実態を一日も早く私どもは把握をして、そして正すようにしていきたいと思つております。

○米沢委員 わかつた時点で直したとおっしゃいますが、門司の鉄道管理局の監督責任みたいなものは問われなとおかしいのじゃありませんか。やはりこういう問題については、そういうやみ休暇みたいなものはわかつた時点で直すという以前の問題として、そんなことは絶対許さない体制に国鉄はあるのだという、そういう範を示すために、ちゃんと門司局に対して処分をすべきである。同時に、現場長は、抵抗してがばつてくれた、かわいそうだけれども、やっぱり心を鬼にしてびしっとつけじめをつければならない。そんなことはやられたのですか。

○吉井説明員 先ほどの御質問にかかわります、門司鉄道管理局がこの事態を知りましたときには、相当現場長としてのつびきならぬ状況で

報告をいたしましたというふうに聞いております。そこで、局といたしましては、その段階でやむを得ずという判断をいたしましたのでございます。確かにただいま先生御指摘のように、これは局としてもあるべきからざる判断でございますし、また現場長も、確かにいま仰せのように非常に抵抗したことはございませうけれども、やはり権限を越えた扱いをしたということにつきまして、それぞれ責任を問うべく現在処分について検討中でございます。

○米沢委員 いまじくも総裁がおっしゃいましたように、こういう問題は全国各地で起こっております。もしれない、実態はわからない、そういうことをおっしゃること自体、これはまた重大な問題だと思ふのです。そういう意味では、この佐賀電気区にとどまらず、職場規律が乱れている多くの職場においていろいろな名目でやみ休職あたりが与えられておると、われわれは情報が入っております。そういう意味で、当局は、その現場長から通告がないとわからないというのじゃなくて、みずから足を運んでこういうやみ休職的なものについて実態をつかんで、早急に国会に報告してもらいたいと私は思うのだ。総裁、どうですか。

○吉井説明員 そのような実態につきましては、従来も職場管理監査というふうな形で発見したものとございます。また、現場長がかわりまして、赴任した新しい現場長がこのようなことがございましたという事で、局に報告をし、局と協力してそれを是正したという例もございませう。しかし、ただいま先生御指摘のように、まだわれわれの触れないところでそのようなものが全くないと申す自信はございません。今後とも十分に局並びに本社それぞれ現場に足を運びまして、そういう実態の把握に努めたいというふうに存じます。

○米沢委員 こういうやみ休職みたいなものは、絶対に許しやいけませんね。そういう意味で全国の実態を早急に調査して、そういう異様なものがあるならば即刻廃止することを総裁としてここで約束をし、今後絶対にこういうことは許さな

い、そういう厳正な立場で対処してもらうことを確約してもらいたい。

○高木説明員 いかなる意味におきましても、やみによるいろいろな問題は一日も早く直さなければいけないわけでございます。どのようにして全体を把握するかということに最大の力を注ぎますとともに、それを、ありました以上はそれぞれ是正をしていくということをお約束したいと存じます。

○米沢委員 やはりこういうものが出てくる現場というものは、本当に荒廃していますよね。これに書いてありますが、朝から晩まで交渉をされて、夜も電話がかかってくるまで寝かせないとか、業務には指令を出しても従わない非協力闘争だとか、これはでたらめですね。

そういうところから、この前岡田議員が指摘をされましたように、間にはさまれて自殺者まで出てくる。まさに国鉄、これは異常な状態だという再認識をもう一回してもらいたいと私は思うのでございます。

同時に、次の問題であります。この前、昭和五十五年の五月に国鉄当局から二回のストライキ分として、国労、動労に対して違法ストに対する処分通告が行われました。ところが、調べてみますと、通告はあったけれども、発令される段階では大幅にその数が減っておるのです。つまり、処分通告だけは行っても、実際に処分される数は半分以下である。この事実を国鉄当局はお認めになりますか。同時に、監督官庁である運輸大臣に実態その問題を報告してあるのですか。報告をしてあるとするならば、運輸大臣はどういう判断をされたのですか。総裁、お答えを。

○吉井説明員 けさの新聞にもございました。事実、先生ただいま御指摘のとおりでございます。五十五年の五月、その前の年に処分の凍結をいたしましたにもかかわらず、また違法な争議行為が行われたということで、この二つを合わせ、しかも処分凍結の際のお約束もございまして、従前よりも約二段階近い重い処分をその時点で通告をい

したたわけでございます。率直に申しまして、そのとき局の中には若干の戸惑いがございました。しかし、私どもとしましては、このような情勢でございませうから、そのような厳正な処分をしなればいかぬということで、全国に基準を定めて通告をいたすよう指導をいたしましたわけでございます。実際の発令に当たりましては、一部の局におきまして、ただいま先生御指摘のように、大変に通告と違つておるという数字が出てまいりました。私はその内容につきまして最近に承知をいたしました。これは率直に申し上げまして、私限りでこれをとどめまして、総裁、副総裁にも、また監督官庁にも御報告をいたしませんでし

た。そのこともあわせて……（発言する者多し）○塩川国務大臣 本件につきましては承知いたしております。きょうサンケイ新聞を見て初めて知つたようなことでございます。

○米沢委員 こういう大層な問題を理事の胸のうちでとどめる。幾ら大物理事かもしませんが、国鉄再建をやる、違法ストライキはけしからぬ、法治国家だから法律を守らねばならぬといつて大上段にかぶるこの政府の中において、残念ながら処分は、通告はしたが実際はしてないなんて、こんなでたらめが許されますか。そんなものは理事の胸のうちでとめるような問題でありませうか。その点、総裁、はっきりしてもらいたい。

私の調査によりますと、たとえば高崎局です。停職については通告が十二人、実際に発令したのは八人、四人がドロップアウトしています。減給は通告が八十一人、発令はわずかに十八人、六十三人ドロップアウトです。戒告は百四十七人、実際にやつたのは三十五人、百十二人はドロップアウトです。二百四十人処分したなんて新聞に大々的に書いて、いかにも国鉄はやつたやつたというふうな見せかけをしながら、実際は百七十九人もドロップアウトですよ。やつたのはわずかに六十一人です。東京西局、東京北局、東京南局、みんな資料がありますけれども、こんなでたらめをしておつて、法律を守らねばならぬとか、違

法ストライキに断固として対処するなんという、冗談じゃありませんよ。総裁、一体何を考へておるのですか。

○高木説明員 私実は把握不十分でございまして、ここでおわびをいたします。

従来から通告とそれから実際との間には若干の差はあるわけでございますが、今回は非常に大きいわけでございます。確かに処分が、これは五十四年の処分を一遍凍結をした。それで五十五年に、残念ながら依然としてストがあつたということで、従来に増して非常にきつい処分をさしたわけでございます。また、そういう各方面からの御指導もあつたわけでございます。したがって、処分が従来との比較におきましては大変きつたものでありますから、現場がいろいろそういうことで多少ふんどの縮め方が弱かつたということだと思ひます。しかし、それよりも、そういう実態があるということが私の手元に届いてないというところ非常に問題があるわけでございます。ぜひこの管理の仕方について改めたいというふうに考へております。

○米沢委員 いまおっしゃつたように、一時森山さんのときにスト処分を凍結して、できれば労使の良好な関係をつくるためにスト処分を凍結されて話し合いに入つた私は思うのです。にもかかわらず、また違法ストライキを重ねて、やつた処分はまた八割方はドロップアウトする。八割は、処分を通知しながら実際は発令しない。こんなでたらめぶりは何回言うても飽き足りないぐらいに大変だ。

特に、国鉄にはいま二十九管理局あるのです。そのうちで処分を通知して完全に発令までしたのは、何か八局はまじめにやつていっているやうですね。二十九の管理局の中で八局はまじめにやつていっている。二十一局はでたらめをやつていっているんですよ。これで国鉄の公平感、保たれますか。逆に、八局に属しておる連中は通知イコール発令、大変だという。ところが、八局以外のところでは処分が甘い。そんなでたらめな発令の仕方があります

か。そんなものを理事の胸の中におさめておりました——冗談じゃないですよ。まじめにやってもらいたい。当局の責任は一体どうなるんだ。

○高木説明員 従来から発令と通告との間に若干の差があったわけでございますけれども、その差はさほど大きくないということでございまして、その通告後、発令の間の把握が十分できてない、そういうことになっておりました、そこから私どもの監督が十分届かなかったわけでございまして、これは今回の御指摘を知って私どもよく勉強したわけで、これを直してきちんとしたものにしていかなければならないというふうに考えております、大変お恥かしいことで申しわけないと思っております。

○米沢委員 運輸大臣、やはり監督官庁としてこういうものがあなたのところにも耳に入らない、総裁もかわいそうに入っていない。こういうものは重大な問題だととらえて、今後どういう方針で国鉄の監督をしていくのかという所信を述べてもらいたい。と同時に、委員長、この事の経緯、実際行われた実際の数字等詳細について当委員会に資料を出していただくことを命じてもらいたい。

○塩川國務大臣 仰せのように、国鉄には最近、過去におきましていろいろなトラブルがございまして、私も非常に遺憾に思っております。そもそも国鉄は国民の財産である、それを運用しておるんだというこの気持ちに欠如しておるのは事実であらうと思うのでございまして、したがって、私は、就任以来国鉄の監査制度の強化等を通じて、就任以来の事件の再発を防止するために鋭意努力してまいりました。昨年以来、国鉄当局におきまして、現場監査制度を強化する方針をとっております、つい先日その報告書は私の手元に出てまいりました。しかしながら、それはなお抽象的なものが多いのでございまして、今後具体的な問題について現場監査の結果を探索していきたいと思っております。

先ほど来も御質問ございましたのは、ただ単に一、二年でできたものではなく、過去十数年にわ

たりましてこういうものが悪慣行とし集積されてきたと思っております。しかし、今日国鉄が当面しております状況は、まさに破局的な危機にあるのでございまして、この際に私は労使一体となって改善してもらう、その方向を見出さなければいかぬ。

そこで、先ほど来御質問の問題は、内部から出てきた資料によって御質問があったと思う。そうではなくして、国鉄自身がその実態を知るために必要なことだと思ひまして、いわばモニター制もしき、いろいろな資料を得ておるのでございまして。現在まで手薄でございました内部監査、特に各現場におきまして監査というものが最近非常に重点を置かれて一つ一つを指導していききたい、こう思っておりますのでございまして。

それともう一つ、私は大事なことは人事の配置にもあると思ひまして、これは国鉄当局ともいま協議しておりますのでございまして、いわば幹部的な管理者と中間管理者の間、その間における協力体制というものが若干薄い、それがいろいろな問題を積み起こしてきておるようにも思ひるのでございまして。たとえて申しますならば、管理局長というふうな非常に重要な人、その任期等が非常に短い。それがために中間管理者との間に十分意思疎通し、そして中間管理者が現場管理者と、その意思疎通の期間というものが短か過ぎるのでないか、そういうこと等も考えまして、そういう制度の面からも改善を図っていききたいと思っております。

○三塚委員長代理 国鉄当局に申し上げます。ただいまの実態報告に関する件は、委員会に報告をいたすようお願いいたします。

○米沢委員 最後になりましたけれども、御承知のように、いま国鉄再建、一兆七千億も年間に赤字を出す、何とかしてこれを再建していかなければならない。総ぐるみでいまがんばっておる最中に、このような乱費が行われる。処分をしても、処分がされない。そういう実態を考えれば考えるほ

ど、いまや地方のローカル線はつぶされようとしておるのですよ。しかし、一方では国鉄内部においてこんな不経済なことがどんどん行われていく。一体国鉄の不始末そのものが地方のローカル線をつぶしておるのだと言っても過言ではない。こんなこと国民は許しませんよ。

これで質問をやめますけれども、どうかえりを正して、国鉄の内部規律をしっかりとしたものにするために御検討いただきたいと思ひます。

○三塚委員長代理 これにて米沢君の質疑は終了いたしました。

依田実君。

○依田委員 総理のお時間が限られておる、こういうことでございまして、当面の外交問題について二つばかり総理のお考えをお聞きさせていただきます、こう思うのであります。

まず第一は、今般二十二、二十三と開かれますメキシコの南北サミット、これに総理は御出席になる予定でございまして、けさのニュースの報道などを見ると、これに臨まれる総理のお考え、基本構想、大體固まった、こういうふうに言われておるわけでありまして。しかし一方、アメリカのレーガン大統領の考え方をみますと、どうもこれまでと違ひまして、南北問題は援助だけでは済まない、つまり自助の精神がこれから大事である、一部の新聞によれば援助と国防と一体である、こういう態度でアメリカは臨むのである。また、包括交渉についても、アメリカ側は余り積極的でない。一方、日本側の総理の伝えられるお考えは、この援助を五年間で倍増させる、あるいは包括交渉については積極的に支持する。そうアメリカ側と日本側との間に、伝えられるところによるとギャップがあるわけでありまして、こういうものを前提にどう臨まれるのか。そしてまた、先般はPLIOのアラファト議長とお会いになった、こういう前提をもつて中東の和平などについてこの会議で何か役割りを果たされるのかどうか、この二点についてお伺いをさせていただきます、この二点についてお伺いをさせていただきます、この二点についてお伺いをさせていただきます。

○鈴木内閣総理大臣 今日、国際社会におきまして、南北問題はきわめて重要な問題と相なっております。そういう中で、今度メキシコのカンクンにおきまして先進諸国並びに開発途上国、北と南の有力な首脳が一堂に会しまして、この最大の国際的な問題である南北問題について率直な意見の交換をするということは、きわめて画期的なことであるわけでございまして。私は、ぜひこの会議が実りあるものであるように、その成功を期待をし、またわが国もできるだけの努力をいたしたい、このように考えております。

そこで、このカンクンの南北サミットにおきましては、わが国の開発援助に対する基本方針というものを明確に打ち出したい、こう思っております。それは、そのそれぞれの途上国の経済的、社会的な振興開発につきまして、日本が経済的、技術的な協力を積極的に行いまして、その国の民生の安定、福祉の向上、そういう面に貢献をしていきたい、このように考えておるものでございまして。

いま私は、世界の平和安定を図ります面からいいます、そういう開発途上国が、特に第一次、第二次の石油ショック後大変な経済的な困難に逢着しております。南北の格差が年々拡大をしております。深刻なインフレあるいは失業、低成長、そして国際収支の悪化、またそういうところからいろいろの紛争問題も起こっております。そういうことでございまして、世界の平和安定の見地からも、この南の開発途上国を理解して協力の手を差し伸べるということが必要である。と同時に、また世界の経済を再活性化させるためにも先進国だけの貿易とかそういうものだけではだめだ。どうしても多くの人口と資源を持つておりますところの開発途上国の経済にこれを入れをし、その活性化を図ることによって世界全体の経済の安定振興が期せられるものだ。そういう意味で、私は、南北問題というのは非常に重大だと考えております。北の国々も南の開発途上国も地球という同じ船の上に乗っております。運命をともにして

おるわけでございますから、相ともに協力し、相ともに補完をして、そういう世界の平和と繁栄に協力するようにしたいものだ、こういうふうに考へておるわけでございます。

〔三塚委員長代理退席、委員長着席〕

それから、続いて第二の問題は、アラファトさんとの会談のことについてどういう経過であったかというような御質問がございました。中東問題は、世界の平和安定のために非常に大事である。これはただ中東の平和という問題だけではなしに、今後の世界の平和安定に大きく深いかわりに、

○依田整員　二つ目の問題は、伝え聞くところによりますと、最近総理が、日本国際問題研究所であつたと思ひますけれども、ソ連の脅威、これについて分析をしてほしいというような諮問といひますかお尋ねをされた、こういうふうに伝わつておるわけであります。

アメリカの言うソ連の脅威と総理自身が会われ

た西歐各国の首腦のソ連の脅威、こういうものに格差があるのではないか。つまり、アメリカのソ連脅威論だけを信じるわけにはいかない。また、防衛庁の考え方というのはどうもアメリカのお仕着せをそのままらつておるのではないか。そこで、それと違つた日本なりのソ連の脅威論、あるいはまた脅威でないのか、その辺の問題について考え方を持ちたい、こういうことでお聞きになつておる、分析を依頼されておるといふにわれわれは推測しておるわけでありませうけれども、その意図はどこにあるのでしょうか。

の意図にとりあつてゐる。

○鈴木内閣総理大臣 国際情勢を分析いたします。際におきまして、とかく軍事的な分析に偏り過ぎるのではないかと、そういう傾向がなきにしもあらずというぐあいには私は見ております。われわれが世界平和戦略を考えます場合におきまして、単に軍事的な側面だけで判断を進めるということは危険であるという認識を私は持つておるわけでございます。そういう観点から、ソ連の持つておりますところの経済力を含め、あるいはその社会的な安定度の問題、食糧の問題、あらゆる総合的な国

力というものを十分分析をしてみる必要がある。また、東西の力の関係からいまして、アメリカはもとより西欧諸国、日本等も含めまして西側陣営の総合的な国力、そのトータルというものをやはり分析し、把握する必要がある。その比較した分析の上に立つて世界の平和戦略というものが打ち立てられるものだ、私はこういう認識を持っております。そういう観点から私は国際問題研究所、これに調査をお願いした、こういうことであります。

○依田委員　総理の言われる軍事だけでは国際情勢ははかれない、確かにそのとおりであります。また、総理が望まれておるのは、ソ連にはソ連の弱点がある、つまり東欧との関係あるいはまた国内の経済情勢など、そういう弱点があるということとを答へとしてもらいたい、こういうことだろうと思うのであります。

確かに弱点というのはソ連にもある。あるいは

アメリカにも社会問題、教育問題を含めたと私は思うのであります。しかし、われわれはソ連に弱点があるから差し迫った侵略はないと単刀直入に考えるのは危険じゃないか。つまり、これまでの戦争、侵略というのは、弱点がある方がやるというケースが非常に多いわけでありまして、そういう意味で、この分析結果を御利用なさることは結構でございますけれども、よく世に言われるアメリカ側のいら立ちと日本側の戸惑い、この間のギャップがまた一段と広がるようなふうにその資料をお使いいただくのでは困るのであります。これは老練心ながらお伝えをさせていただいて、総理はお時間ということでございますから、どうぞひとつ……。

と云ふことゝ……

と云ふことゝ……

続きまして、電電公社の問題に触れさせていた
だきたい、こういうふうに思うのであります。
われわれ国民といたしましては、行政改革と申
しますと、素朴な感情で中央官庁の統廃合である
とかあるいは公共企業体の民間移譲であるとか、
こういうものを期待しておったわけであります
が、残念ながら第一次臨調にはそういうものがな
いわけであります、これからいろいろ第二次臨
調の答申に向かひまして、目玉としてそういうも
のが出てくると思うのであります。

のかはてくると思うのであります

その一つに、電電公社の民営化という問題が世上いろいろ言われておるわけでありまして、新聞報道によると、たとえば電話の架設部門を民間会社にしたらどうか、データ通信サービス部門を民間に移したらどうか、あるいはあるいはまた組合の方でも、この時代に沿って構想を持っているかに伝えられておるわけであります。しかし、いまいろいろ出ておる構想を私、見ておりますと、現在の電電公社の三十二万人体制から減らすということじゃなくて、この体制を電電公社と民間とに分ける、こういうような考え方に見えて仕方がないのであります。

仕方がないのであります

仕方がないのであります。

私は、いまの三十二万人体制というものをまず合理化することが第一段階でありまして、それからこれを民間に移すなりしなければ、われわれの

払うお金というのは同じでありまして、電燈公社に払うか民間会社に払うかのいずれかの差であつて、われわれの払うお金について、総額について変化がない、これじゃ困るのであります。私は、この三十二万人体制というのはどう見ても少し多いのじゃないだろうかと思つておるわけであります。というのは、御承知のように、これはいわゆる加入電話の積滞数が非常に多かった、あるいはまた電報がまだまだ盛んであつた、あるいは交換手がたくさんいた、こういうときの体制じゃないかと思うのであります。御承知のように、いま積滞数はもう五十二年をピークに非常に減つております。全国すべて自動交換、オートメ化されておるわけであります。あるいはまた電報は、今日ではもうほとんど廢用あるいはサラ金の催促ぐらゐにししか使われていない。こういう状態でおかつ前の三十二万人が必要なのかどうかということについて非常に疑問を持つわけであります、この点について電燈公社側はどういうふうにお考えになつておるか、お答えをいただきたいと思つてあります。

अं
॥
॥
॥
॥

अं
॥
॥
॥
॥

अं
॥
॥
॥
॥

○児島説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、現在、正確には三十三万人の職員がございますが、電電公社発足当時の仕事量から見ますと、ほぼ二十八倍にふえております。しかし、人員は二倍のふえ方でござえます。絶対数として三十三万おるのは事実でござえます。現在も、仕事量が少なくなったと申しましても、年間百二十万ないし三十万の加入電話を売って続けておりまして、恒常的に仕事はふえておるわけであります。しかしながら、われわれとしては、現在国家的な要請あるいは臨調の問題等ございますので、今後この要員問題をいかに解決していくかということについて現在鋭意検討を進めており、かつ、一つの結論が出ますれば、組合との団体交渉等の場でやっていきたいと考えております。

9

9

9

9

9

9

9

9

○依田委員 仕事量のふえ方に比べて人員のふえ方が少ない、こういうお話でございますけれども、

これは数字の比較がいかにどうかはわかりませんが、これでも、われわれが素人なりに電力、電話、これを比較してみたい、こう思うのであります。電力も、われわれどこでももういまは明かりがあり、そしてまた電話もどこでもついておる。大体みんなオートメ化されておって、比較するには一つの例としてお話をさせていただくわけでありまして、必ずしもそれが正確かどうか、適当な比較かどうかわかりませんが、ひとつ聞いていただきたい、こう思うのであります。

いま九電力合わせまして、人員は十三万二千七百であります。いまのお答えにありますが、電力は三十二万七千であります。昨年の総収入、これが幾らか。電力は十兆一千八百八十六億であります。電話公社は四兆六十三億、電力の方が二倍以上の収入であります。建設投資、昨年の実績、電力は三兆一千七百八十六億、電話公社は一兆七千九百であります。これまた半分以下であります。利用世帯はどのくらいになっておるか。事業所、家庭、両方含めまして、電力の方は約五千万世帯、電話の方は三千九百万世帯、まあ世帯というか、事業所も入っておりますから、件数であります。これまた電力の方がずっと多いのであります。集金、御承知のように電話公社はすべて自動振り込みがあるいはわれわれ消費者が銀行なり電話の営業所へ行って、こちらが払うのであります。電気の方は、七割は自動振り込みであります。三割は電気会社の方から来て集金してくれるのであります。

しかしかきさように、事業規模からいって、あらゆることからいって、片方、九電力が十三万二千七百で、電話は三十二万七千であります。これはいかに多いと私は見ておるのであります。半分にしろとは言いません。半分にしろとは言いません。半分にしろと、合理的の余地がもう大いにある、こういうふうにご考慮を願うのであります。

總裁にぜひお願いをさせていただきたいのであります。この民営の前に、余剰人員の削減、こういうものをいかにしてやっていくか、組合とどう

いうふうにして話し合っていくか、あるいはまた、いまでもすでに架設が少なくなつて民間の工事業社が窮乏しておるわけでありまして、そういうものの救済をどうするか、こういうような、民営論も大事でありますけれども、いまの電電の合理化というものをひとつ先にやっていたら、こういふふうになるわけでありまして、まあ總裁は、石川島播磨のときは、ドクター合理化、こう言われた方でございます。電電の合理化についてどういふ基本構想をお持ちになっておるか、ひとつお尋ねをさせていただきたいと思ひます。

○真藤説明員 お答え申し上げます。

現在、電電公社は三十二万七千人の従業員を持つておりまして、加入者の数が、いまおっしゃいましたように三千九百万、最近では約四千万になりました。電話機の数が大体五千六百万ぐらいございます。

それと、電力会社の方は、スイッチまででそれから先は自由化されておまして、電力会社の所管にはなつておりません。電話公社は、現状においては宅内の配線と電話機まで電電公社の財産でございます。したがって、客先のそういう細かいいろいろな御要求にもわれわれ自身が対処しておるわけでございます。

それと、もう一つは、線路の工事につきまして、大きな新設の工事は民間にかなり出しておりますが、現状におきましては、補修についてかなり直営の人間を持つておるわけでございます。

それと、電話の需要は、大体積滞解消はいたしましたものの、現在やはり年間百万前後の新規加入がございまして、二百万以上の移転工事がございまして、これも、いま申しましたように、電電が宅内配線と電話機を自分の財産として預かっておりますものですから、それに対する人間を保有しておるということでございます。

いすれにいたしましても、いまの三十二万七千人というのが、しからば本当に必要最小限度の人間かということにつきましては、なお検討の余地が

あることもまた事実でございます。そこで、私もいろいろな考えまして、さしあたり五十七年度の予算の概算要求の中には、人間はふやさないという概算要求を出しております。以後、いまいろいろ計画を立てておりますが、人間をできるだけふやさないという方向で事を考えるということで、いま詰めております。数字が大体まとまりましたら、いすれの機会かには世の中に数字が出ていくと思ひますが、こういうことで、組合の方ともいろいろ細かく話を續けておまして、幸いにしろ、私どもの組合は最近非常に合理的な物の考えをするように変わつてきつてありますので、この変化と私どもの組合との誠意あるやりとりによつてこういう問題を解決し、進めていきたいというふうにご考慮を願ひます。数字が出ますまではまだしばらく時間がかかると思ひますが、しばらく時間を与えていただくとお願ひしたいと思ひます。

○依田委員

郵政大臣、行政上この問題についてこれからどういふふうにお指導なさるのか、その辺を伺つていただきたいと思います。

○山内内務大臣 いま電電公社の總裁から詳細に述べられたのでございまして、臨調の第一次答申におきましても「要員規模の全体的縮減を願ふべきである、こういう答申をいただいているわけでございます。それは保守部門とそれから電話手動運用部門、電報部門、具体的にはその三つの部門についていろいろ検討して縮減をなさ

い、こういうことで電電公社でも極力やつておられるわけでございますが、郵政省としても、もちろんこれはやるべきであるという点に重点を置きまして、これから指導をし、協議をしてみたいといふと考えております。

○依田委員 次に、最近歯医者さんあるいは消費者団体また一部の新聞や週刊誌、こういうもので非常に疑惑の目を持って見られておるものに、入れ歯の材料のポリサルホン、これの保険適用、この問題が出ておるわけでありまして、われわれ、これから財政難の中で自助努力、自分たちのものは

自分たちである程度負担していく、その精神には反対するわけではございませんけれども、その前提には、正しい医療行政なり保険行政が行われて初めてわれわれは自分たちの負担を減く出すわけでありまして。しかし、この六月一日に保険に突如として採用されましたポリサルホン、これは先ほども申し上げましたように、全国津々浦々、おかしい、何か裏にある、疑問がある、こういうふうに出ておるのであります。町の歯医者さんもうありますし、またいわゆる歯科大学の先生も、これはおかしい、こう言つておるのであります。

そういう意味でこの問題を取り上げさせていただきますけれども、まず六月一日に保険の適用になつたわけでありまして、それまでの審議、審査について非常に性急であつた、こういうふうになつておるのであります。五月二十一日に突如としてこの厚生省が歯科医師会の常務理事会に出してきた。その出席の理事の中で四人ぐらゐしかその問題について知つておる者がおらなかつた。そして数時間の議論で、もつと議論をした、突如として知らされた委員の方はそう言つたのでありますけれども、いや、その時刻には中医師協が開かれるので何とかということでおさまりました、おさまつたというよりか、中医師協へ持ち込まれた。そうして、その日の夕刻には、このポリサルホンという入れ歯の材料でありますけれども、これを保険の適用にする、こういうことが決定されたのであります。どうしてこういうふうな突如としてやられたのか。この辺について厚生省にお伺ひさせていたいただきたいと思います。

○大和田政府委員 お答え申し上げます。この歯科材料のポリサルホンの保険導入につきましては、実は私も誠心誠意やつてまいつたわけでございますが、いま先生のおっしゃいましたようなことで、関係者の方々の理解が不十分であつたということにつきましては、まことに残念でございます。これからは私も、理解をさせていただくように努めたいと思ひますが、ただいまの御

質問につきましてお答えを申し上げますが、なぜ私どもがこのように性急に導入に踏み切ったか、この背景につきまして御説明させていただきます。この背景に思いいます。(依田委員「簡単にしてください」と呼ぶ)

まず、歯科材料につきましては、御承知のように歯科の自費診療ということにつきまして、保険外いわゆる給付外の診療のものがかなり多くあった、また現在でもあるわけでございます。これを計画的に給付の中に導入していきたい、これは昭和五十三年のときであったかと思いますが、歯科医師会と厚生省との間で合意いたしました、これを三段階に分けて給付の中に取り込んでいきたい、こういうような計画ができておるわけでございます。

その第一段階は、すでに五十三年のときの医療費改定におきまして、約十項目のうちほとんどが給付内に取り込まれた。この給付内に取り込まれますことによりまして、従来自己負担でございましたものが保険に入りますので、患者の負担がうんと減ってくる、こういうふうなことになるわけでございます。

いよいよその第二段階になってまいりますと、この第二段階には、たとえば唇顎口蓋裂の問題であるとか小児歯科関連の問題であるとか、そして金属床の問題、これをいよいよ第二段階で保険に導入するという時期がたまたまこの六月の医療費改定の時期にぶつかって、これをどうするかという問題が議論されてまいったわけでございます。議論されてきたのはある程度前からでございます。それで、唇顎口蓋裂につきましてはなかなか問題がありましたけれども、これは何とか踏み切ろう、それから小児関連につきましても何とか、全部ではないにしても、できるだけ導入をしていく。しかし、何せ御承知のように医療費の改定の枠が非常に少ない。その中で、金属床につきましてははかり高いものである、かなり金額が張る、したがってこれを保険内に導入しますと財政的に非常に困る、これをどうするかということが

私ども並びに歯科医師会との間で問題になったわけでありました。

しかし、この金属床を何とか導入の方向に向かえないかと議論したわけでありますけれども、これ自体はなかなか無理だ。ところが、その前年の五十五年の七月に歯科材料といたしまして承認をされたものがあつた。これがポリサルホンである。その承認の、これは事務局でやっておりますけれども、データ等を見ますと、金属床に堅牢さ、強さ、薄さがきわめて似ておる。これを金属床のかわりに採用したらどうかということを決めまして、これはことの初めから実は歯科医師会とは相談をしておいたわけでございます。そこで、何とか——実は私もそのものを自分で見まして、それで手でこすりたりいろいろのことをやってみたのですけれども、非常に堅牢である、全く堅牢であるということで、私自身も、これはいいじゃないかという判断をいたしましたわけでありまして、けれども、そういうことでこれを採用することにいたしましたわけでございます。

それで急遽、ただいまおっしゃいましたように五月二十一日に知った、こう申しました。それから、二十一日に答申があつたというお話でございますが、これは二十三日でございます。二十三日に答申がございました。

そういうような経過でございますが、いま申しましたように歯科医師会とは相談をいたしましたし、これを導入することについての打ち合わせをしてきたということでございます。

○依田委員 昨年の七月に、まず材料として厚生省事務局が認めておる、こう言うのであります。これはまず事実として認めたにすぎないわけでありまして、また、歯科医師会と事前によく相談をした、こういうことでありますけれども、実際のところ、歯科医師会の常務理事会が開かれたとき、知つておつたのは四人なんです。会長と満岡という専務理事、そしてまた副会長、そして佐藤という保険担当の理事、この四人しか事実知らなかったのです。そしてまた、普通ならこういう問

題は学会へ諮問する。学会の意見を聴取するのが常識だろうと思うのであります。この入れ歯の方の学会は補綴学会、この補綴学会の会長に私は電話で聞いた。そうしましたら、一切そういう相談を受けていない、こう言うんです。そういうものがあるということを知つておる、しかしそれを歯科医師会で早急に会い、あるいは近いうちに保険の適用に応じたらどうかというのを申請した覚えもないし、そういう相談をしたことは一切ない、こう言うのであります。いまの局長のお考えとちよつと違う。

それと同時に、われわれ素人でありましてけれども、先般、丸山ワクチンの問題が国会で取り上げられた。あのときの厚生省、皆さん方の言い分は何だったか。これは治療薬と歯科の材料ですから、権威のある臨床データがないからだと、こう言つた。五年間もいろいろの人が利用して、こんなにいいものはないと言ふ人がたくさんいるのにもかかわらず、これは棄てられた。そしてまた、今度のこのポリサルホンは歯医者さんとも何も知らない。末端の人は知らないんです、事実。それを突如として、何の臨床データもなく取り上げるというの、これはどういうことですか。どこで臨床実験をやつたのか、言つてください、どこの大学でやつたのか。

○大和田政府委員 薬の問題との関連でございますけれども、丸山ワクチン等はこれから事務局におきまして薬の製造の承認をしよう、こういう段階でございます。このポリサルホンにつきましては、すでにこれは事務局におきまして製造の承認が行われた、これはもう行われたものであります。少なくともこの材料につきましては使つてよろしい、その材料でございます、承認が行われたものを保険に導入する、こういうようなものでございます。つまり、医薬品でございますと、医薬品の場合も事務局におきまして医薬品の製造承認が行われるわけです。それを薬価基準に掲載するというのにやや似ておる性格のものだというふう

に言えるわけでございますが、そういったようなことで、私どもは丸山ワクチンの場合とは違ふと思つてございまして。

ただ、このポリサルホンの場合につきまして、事務局で承認をいたしましたのデータであるとかあるいは資料をいたしました、これは申請のときに——ポリサルホン樹脂の私も対する申請でございますが、そのときにつけられましたところの日本歯科大学新潟歯学部歯理工学教室、歯科理工学会のデータといったようなものがあるわけでございます。そういったようなものを、特に事務局におきまして製造承認をされたときに先ほど申しましたものを見ますと、まさしく先ほど申しましたように、堅牢さであるとかあるいは薄さであるといったものにつきまして金属床にきわめて類似、近似しているということの判断ができたわけでございます。したがって、先ほど申しましたように非常に日にちが早うございまして、確かに先生おっしゃるやうに、何でもございまして、こうおっしゃることはよくわかるわけでございまして、先ほど私が申しました保険給付外を給付内に導入するそのスケジュールというものに合わせまして、どうしてもかなり急ピッチな作業をしなければならなかった、こういうような事情でございます。

○依田委員 私は、丸山ワクチンといまの入れ歯の材料の問題は違ふとききに申し上げた。ただ、臨床データがあるのかどうかというのを御尋ねをしたのであります。いまのお答えは、新潟のどこかの大学の実験だ、こういうことであります。また、聞くところによりますと、業者がアンケートを配つた、そのアンケートの集計をやつておる、こういうことであります。メーカーが自分配つたアンケート、それを厚生省は信用するのですか、あなた。これは、自分のつくつたものはいいと言ふのはあたりまえじゃないですか。そんなデータを信用してやつておるのですか。

○大和田政府委員 これは、おっしゃるやうに、

メーカーがポリサルホン義歯を使用しております医療機関に依頼いたしました。臨床例の報告書がございまして、これによりまして、このポリサルホンでも射出成形によってつくりました義歯七千三百三十ケース、この臨床例の報告がとられておるわけでございまして、それで、使用者のお医者さん方の署名をいたしまして、そのお医者さん方の意見、使用者の意見ということで、これはもう九十何%という程度の率でもって、よろしいというふうについておるわけでありますが、確かにこれは私も見ておりますし、この報告も補完資料といたしましてはなかなかいいものであるというふうにも私も評価をいたしておるわけでござい

す。ただ、先生メーカーの出すものを信用しておっしゃいました、これはたとえば医薬品等につきましてもやはり申請データとして実験材料等につきましてもメーカーが出すわけでございまして、それを云々ということにつきましてはちゃんと私は解しかねる。やはりそれはそれとして参考資料として見ていいのではないかとこのように考えるわけでござい

ます。○依田委員 それは参考資料としてごらんになるのは結構であります。しかし、そのほかに普通の場合には権威のある大学なりで臨床実験をして、そのデータもあわせて考えるのが当然だろう、私はこう思うのであります。しかるに、いまおっしゃったように七千アンケートが集って、それが九十九%がいいからいいのだ、こんな論理じゃ困るのであります。日本のお役所の東大を出ているお役人。何通配っているかわかりやしないじゃないですか。三万通配って七千の回収なら九十九%じゃないでしょう、その取捨選択はメーカーがしているのですから。それで、これは単純な計算です。いずれにいたしましても、保険局長はさわつてみて、いい、こうおっしゃっている。しかしながら、いま日本全国の歯医者さんはこれを使うのは見合わせようじゃないか、こう言っておるのですよ。

その前に一つ、時間がないから進行しておかないといかぬですが、このメーカーの名前は東伸洋行というのであります。この社長の名前と経歴を知っていますか。

○大和田政府委員 東伸洋行、この名前は本暮さんという方でございます。(依田委員「経歴」と呼ぶ)経歴につきましては存じておりません。

○依田委員 厚生省で保険に適用しようとするものをつくっておるメーカーの社長の経歴を知らないというのはいささかどういふことですか。われわれ民間だってお取引するときは、その会社の社長がどういふ経歴か経歴書をまづとって調べる、人事興信録くらいは調べてからお取引するのが通常じゃないですか。ないなら御説明しますよ。

木暮山人。生年月日とかそういうものは抜きにいたします。最近の、皆さんに關係あるのを言うと、昭和三十三年、社会党演説会で浅沼稻次郎に水をぶっかけた。三十五年、国労の長岡操車場での安保反対ストにトラックで突入しようとして警察官にとめられた。あるいはまた昭和三十五年七月十一日、傷害、罰金三千円、新潟簡易裁判所。昭和四十二年十月二十七日、同じく傷害、罰金八千円、新潟簡易裁判所。これは新潟県警から取った資料です。

厚生省、こういう事実を知らないのですか、あな

た。○大和田政府委員 ただいまのようなことは、実は私、存じておりません。

ただ、先ほど申しましたように、この会社がこういうものをつくっており、その会社——先ほどメーカーからの資料によつてというふうに先生おっしゃいましたが、そうじゃございません。これは一つの参考でございまして、業務局に申請しておりますところのデータによりまして、金属床としまして類似している、近似しているということと判断をしておるわけでございまして、この点ではもう一度申し上げますが、そういったようなことによりまして私も判断し、保険に導入をしておるわけでございまして、いまの経歴等について

では存じ上げないわけですが、特にそれは問題はないのではないかとこのように考えておるわけでござい

ます。○依田委員 特に問題がないというセンスなら、これはわれわれ何をか言わんやです。日本の、われわれの医療を任せるのですよ。そういうものをつくっておる会社なんですよ。そういう会社がどういふ社長のもとに行われておるのか、それを知らないというのには厚生省、あなた大変ですよ。もう一つ、最近これがいささかうわさになって

おるのは、元の厚生大臣などいろいろ圧力があつたのじゃないか、こう言われておるのです。これは言われておることだから私の意見じゃございせんが、この人は選挙区は新潟二区です。新潟です。よく聞いてください。

新潟日報というのが六月の十八日に、ポリサルホンのことも含めてこの人のことを書いておるのです。この人の周辺には各種のうわさ話、憶測が多いというふうなことから、いろいろポリサルホンのことが書いてあつて「こういう話がつなぎ合わされて一つの図式が組み立てられた。」こう書いてあるのです。これは新潟日報が言っておるのですから私が言っておるのじゃない。「その図式とは①保険適用になんらかの政治力が加つた②その中心に田中派幹部の某大物政治家が存在した③これは週刊誌によると小沢辰男さんです。」④そして、木暮氏が二区から出陣する⑤このため、木暮氏はこの大物政治家を通じて、田中角栄氏に多大な献金をした⑥木暮氏は、当選の晩は田中派に入ることにした」となる」と、こう書いてあるのです。これは新潟日報の記事でありますから憶測があるかもしれませんが、しかしながら、いま全国の歯医者さん、この歯科学会、そしてまた消費者の中に、そういうような圧力があつたのじゃないかという疑問を持っておる方が非常に多いのであります。

いまの厚生省の御答弁を聞いて、つくった会社がよくわからない、名前だけは知っておるけれどもどういふ会社かわからない。わからなければ

つと調べて——私は別に、社長が悪いからつくっておる製品が悪いとは言わない。しかしながら、もしそういう会社ならば、普通二年調べるところを四年か五年調べて、オーケーならオーケーにするのが当然じゃないかと思うのであります。それを厚生省はさつき、去年からあるいは前から歯科医師会に話をしておるんだと言ふのですが、事実そうじゃなくて、突如として三時間でもってこれを保険に適用したのであります。この辺をどう考えますか。

○大和田政府委員 三時間というふうなことはないわけでございまして、諮問が二十一日、答申が二十三日でござい

ます。それはそれといたしまして、先ほど申しましたように歯科医師会とは窓口の保険担当理事、これは先ほど先生がおっしゃいましたお名前の中に入っておりますが、窓口を通じて十分御相談を申し上げたわけでござい

ます。したがって、歯科医師会をないがしろにしてというわけではないわけでござい

ます。ただ、先生おっしゃいましたように、いろいろまだもう少し私どももいたしまして、関係方面の方に理解を得るような努力をしなければいけない

といたしまして、私どもこれからそういう努力をいたしまして、このポリサルホンの導入につきま

して御説明を申し上げるというふうなことに

まして、十分理解を得るような努力をいたしたいというふう

に考えておるわけでござい

をけがする、それでも取り消さないというのですか。

○大和田政府委員 お答えを申し上げます。

欠陥商品というデータはないわけですが、これは私もいいたしましては、やはり欠陥でない、いいものである、こういう前提に立って採用していただくわけですが、

なお、先ほどの政治的圧力云々というお話ですが、全く私どもはそういうようなことはございません。

○依田委員 これが欠陥であるというデータが新聞記事などに出る、まあ幾つか出ておるわけですが、

それと同時に、問題はもう一つございまして、この東伸洋行というのがそのポリサルホンの材料をつくる。しかしこれは、一般の歯医者さんのいわゆる皆さんも御承知の技工士というのが歯のあれをつくるわけでありまして、その人たちはできない。どうしてかという、この東伸洋行の子会社であります沖歯科材料、この会社が持つておる機械を使わないとこれができないのであります。そして、その沖歯科材料というのは全国フランチャイズ制にしております、契約金を三百万取って、自分のところと契約しろ、そうすれば自分のところでつくってやろう、こういうこととあります。独占であります。問題会社がつくったものを問題会社の下請のところに通さないといふことがない。そこへみんな利益が集中するようになっておる。そして、保険の点数はいままで二倍になっておるのです。つまり、それを使えば二倍の保険費用がそこを通るといふことになっておる。この一社独占についてはどうお考えですか。

○大和田政府委員 私の聞いておりますのは、自費診療の時期にいわゆるフランチャイズ制というものがあったと聞いておりますが、いまはそういつたフランチャイズ制、たとえば代理店であるとか会員でなければそれができないといったようなことはないというふう聞いております。つまりオープンである、だから受注を受け付けると

いうふう聞いておるわけでありまして、それは関係者から承っておりますところでありまして、

○依田委員 オープンになっておるとか何とかよりも、いま全国の歯医者さんは、これを使うのは見合わせよう、効力がわからないということを使つてないのです。それと、この材料はリベスという修正、むずかしいあれでございますが、リベスというのができるからというので、六月一日に同時に保険の適用になっておるのでありますけれども、実際はこれではない。

それからまた、いわゆるポリサルホンというのは入れ歯の台みたいなものでありまして、そこへ人工歯というのを植え込むわけでありまして、この人工歯も六月一日点数に入れておる。ところが、その段階ではできてなかったはずであります。厚生省はだまされておる。九月になつてもできてない。そういうものをなおかつ保険の点数に六月一日から入れておるといふことはどういうことなんでしょうか。

○大和田政府委員 すでに人工歯については保険適用になっておりまして、手に入るといふ状態でございます。

それからもう一つ、先生は適応症の問題をおっしゃったと思います。これは非常にリベスがむずかしいというふうなことでございます。私どもといたしましては、ポリサルホン樹脂につきましても全部適応症がある、たとえば口の中、これがまだ可変的なもの、変わり得るといったような状態であつては、やはりこのポリサルホン樹脂については適応症があるとは言えない。もうこれが固定したという段階、もう口の中が変わらぬという段階におきましては、このポリサルホン樹脂によるところの義歯というのは非常に強力な威力を発揮するといふようなことで、これが適応症であるといふふうな考え方でございまして、やはりこの適用につきましても十分そういった適応症を考へなければいかぬといふことは言えるわけでございます。

○依田委員 いずれにいたしましても、私は、こ

の問題は現代の保険あるいは医療の根幹に触れる問題じゃないか、こういうふうなふうに思ふのであります。医療機械のメーカーだとかあるいは薬剤メーカーだとか、そういうものの利害でいろいろ厚生行政が動かされておるのじゃないか、こういうふうなことを言われては困るのであります。そういう一社なり数社の利益のために私たちの医療費が食われておるのじゃ、われわれはいわゆる自助努力といひますか、庶民の負担をわれわれが請け負うという気持ちにはなれないのであります。

きょうはいろいろ週刊誌のようなお話しもしたけれども、しかし私はこうやっていろいろ当事者にお電話なりして聞いてみて、そしてまたこの成り行き全般を見て、いまの日本の歯医者さんなりあるいは消費者の一部の団体なり、そういうものがこの問題にすべて疑念の目を向けておる、そういうようなことが行われたということについては、厚生省もよく考えていただきたい。私たちが思うには、厚生省の皆さん方も内心じくじたるものがあるとは私は見ておるものであります。この場では言えないけれども、確かにちやんとしたならばお役人ならそのくらいの気持ちは持つべきであるとは私は思ふのであります。

最後に、厚生大臣、六月一日は厚生大臣が厚生大臣であつたのか前の大臣か忘れましてけれども、この問題についてひとつ御所感を伺いたいと思ひます。

○村山国務大臣 医薬品につきましてもあるいは義歯の材料等につきましても承認するかどうかという問題については、やはり科学的な立場で判断してまいりたいと思つております。そしてまた、それが適応性がはつきりいたしました場合には、保険財政の許す限りでできる限り保険外負担を解消するといふ意味で取り込んでまいりたいと思つておるのでございます。しかし、疑いを持たれるようなことがないようにいたしてまいりたい。私は今度の問題でおっしゃるようなことがなかったと確信しているのでございますが、この上とも戒心してまいります。

○依田委員 先ほど保険局長が、これから調査をする、こういうことをおっしゃいました。ぜひ厳重な調査をされて、その結果をまたこの委員会なりにお出しをいただきたい、こういうふうな思ふわけでありまして、

きょうは行政管理局長には長い間お聞きをいただきまして、御質問もなく大変申しわけありません。それだけおわびさせていただきます。どうもありがとうございます。

○金丸委員長 これにて依田君の質疑は終了いたしました。

午後一時三十分再開することとし、休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

午後一時三十分再開
○海部委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。金子みつ君。

○金子(み)委員 きょうは、所管の村山厚生大臣、そして予算的、財政的には大蔵大臣に御出席をお願いして、質問を始めたいと思ひます。

わが国の社会保障の問題ですけれども、これは御案内のように、一九七〇年代にやうと重視される形になつたわけでありまして、そして一九七三年がたまたま福祉元年と言われるまでになつたのは御存じだと思ふのであります。すぐその後オイルショックがあつたものでありますから、それで高度経済成長時代は終わつてしまつて、それと同時に福祉見直し論というのが非常にかしましくなつてきたと私は思つております。それで、社会保障あるいは社会福祉などというものの性格から言へば、毎年毎年これは増額し、拡張されていくといふことは当然のことだと思ふのでございます。それが増大していきまふことが何だか國の財政危機を生み出した最大の原因であるかのように考え違ひをされて、それだ、たまたまイギリスにサッチャーさん、アメリカにはレーガンさんというよう

な人があらわれて、そして小さな政府を目指すという方向が大変に強まってきました。それが日本にも海を渡ってやってきて、そして日本政府もこれにいち早く乗り移ってしまつて、そして福祉国家ではなくて、一層社会保障や社会福祉に風当たりが強くなった。そういうことがあつて、今回の増税なき財政再建というのを政府が言い出すようになったわけだと私は理解しているわけです。そこで臨時行政調査会が今回のような第一次答申を出す、こういうような段取りになつてきていると思ひます。

そこで、お尋ねしたいと思ひますことは、この臨調の第一次答申の中に基本理念として示されております「活力ある福祉社会」というのがあつて、すね。この「活力ある福祉社会」というのは、一体どういうことを志向しておられるのかということをお尋ねしたい。

なぜかと申しますと、一九七三年に示された経済社会基本計画というのがありますね。この中でもやはり「活力ある福祉社会」という言葉が使われているわけですよ。ところが、その経済社会基本計画の中で言われております意味は、教育や社会保障を充実して国民生活に安定とゆとりを約束する、という国民福祉志向の意味が入っているわけなんです。そうすると、今回の場合は違ふように思ひます。ですから、今回の臨調答申の中に示されている「活力ある福祉社会」というのはどういふものかというふうに考えたらよろしいのでしょうか。それをひとつお示し願ひたいと思ひます。

○村山国務大臣 経済七カ年計画でも、たしか「活力ある福祉社会」という言葉は使われておりますし、今回の臨調答申でも同じ言葉が使われておるわけでございます。確かに時代の背景はおつちやうに違ひますが、言われているところは、私は基本的には全く同じではないであらうか、これは私の解釈でございます。言っているところは、やはり日本人の持つ自立自助の精神に立脚しながら、同時にまた、日本の持つてお

ります家庭、職域あるいは地域、こういったものの連帯との関係を考慮しながら公的社会保障を充実すべきであるという基本路線においては変わっていないと思ひます。

そして、私なりの理解でございますけれども、その中に幾つかの問題があると思ひます。第一、第二次オイルショックが過ぎました。日本は確にかつての高度成長時代から見ますと約半減速でございまして、しかし、やはり五割台の経済成長を目標しているわけでございます。

一方、西欧諸国を見ますと、一割とか〇割とかいう成長が第二次オイルショック以降続いている背景がございまして、日本でなぜこういうことになつたか、労使の関係その他いろいろありますけれども、一つの考え方として、やはりこの点があつたのじゃないか。今日の日本の社会の原動力は、当然のことでございますけれども、国民消費という問題がウエイトが一番大きいことは言うまでもございせん。しかし、それと同時に、民間の設備投資あるいは公共事業、これがかなり大きいわけでございます。それはね返つてまた経済の発展にも資してきて、原資は何によつて賄われたかといふと、これは言うまでもありませんが、最終的には家庭の貯蓄で両方とも賄われているわけでございます。したがって、貯蓄と負担との相互関係を一体どう考えるか。そこにはおのづから程度の問題があると思ひます。そういうところも十分配慮しながら、先ほど申し述べましたような、別の言葉で言うところ、自助自力とかあるいは職域、地域との連帯、そういったものを考えるながら、やはり社会福祉は真に必要とするところに重点的にやつていかなければならぬ、こういうことを言っているのではないかと私は思ひます。

○金子(み)委員 いま御説明を伺つたわけですが、自助自力といふところに来るんだらうというふうにお話を伺つていて考えました。ですから、そなた

いたしますと、そういうことは言葉をかえてさらに考へてみますと、社会保障の充実、余りこれを充実させるということは、自助自力の精神を低下させてしまふ。だから、言葉をかえれば、国民の意欲を低下させていくといふふうな考え方があるんじゃないかといふふうに、私には聞きとれた、考えられるわけでございます。

そこで、そういうふうになつたら困る。それはいわゆるイギリスやスウェーデンで言っている病氣なもので、日本にもそういう日本病といふようなものが起つたら困ると思つて、それを防止するといふような目的で、いまのようなお考えで社会保障を進めようと思つていらっしゃるようにかがえるわけです。

ところが、福祉元年のときには、御承知のように社会保障の費用はGNPに対して五割ないし六割くらいでしかなかったわけですよ。それが今日では約倍になつてしまふ。一三・一％ということになつてしまふ。約倍ですけれども、倍になつた。こんなに急増した。これがいまのいわゆる国の赤字財源の元凶なんだといふふうな扱いをされているようなことは大変にもつてはかたと思ひます。とんでもないことだと私は思ひます。いままで低かつたのですから、上がつてきたのはあたりまえなんです、短い期間に増加してきたのは当然だと思ひます。しかもこの一三・一％だつて、決して高いと言つて自慢できる数字じゃなくて、御案内のように、スウェーデンみたに三〇％近い国は別といたしましても、西ドイツの一九・八ですか、あるいはフランスの二三・九などとは比べますと、まだまだ日本は低いと言わなければならぬと思ひます。それで日本病なんといふことをここで言うような段階ではないと私は思ひます。

せんだつて、八日のこの委員会でも、私どもの安井委員の質問に対して大蔵大臣が答弁していらつしやいますのを見ますと、五十六年度の社会保障給付費は国民所得の一三・一％だが、七十五年度

には二〇％強になる見込みだといふふうにおつちやつていらつしやるのです。そういうことだと思ひますが、そうすると、二〇％くらいになつた時点では日本病が起るかもしれないと思つていらつしやるのでしょうか。その点ひとつ両大臣からお答えいただきたいと思ひます。

○村山国務大臣 二〇％になつたから日本病が起るなどとは考へておりません。しかし、高齢化がその後でつとつとやつてまいりますと、恐らく社会保障費の対国民所得比はもつと上がつていくであらうといふことは容易に想像できるわけでございます。

そこで、さきに申し上げましたように、自由主義社会を基礎にして、そして企業の活力ももちろん必要でございますが、その設備投資の原資を何によつて賄うのか。確かに公共事業はいますと財政の關係で横ばいにしておりますが、まだまだたとえば下水はもうちよつとふやしなさいとか都市公園はどうしなさいとかいろいろあるわけでございます。これまた国民のニーズであるわけでございます。その原資は言うまでもなく家庭のいわば貯蓄で賄うわけでございます。その辺のところをどれぐらいの程度にしたらいいのかな、こういうところが最大の問題点ではないであらうか。その活力あるといふのは、われわれは自由主義社会を守つていく。それから日本のこれからの経済を伸ばしていく。原動力は一体どんなバランスが一番いいのであらうか。同時に、それを負担する側、たとえば税金なりあるいは社会保障費で負担する人の合意が得られるかどうか。これらの点を総合的に考へまして、少なくとも日本経済がやはり五割路線で伸びられるような形で、そして国民の納得が得られる範囲で、給付も負担も結局は同じ国民のふところから出ており、国民に返るわけでございますから、その配分をどのようにすることが最も国民の合意が得られるか、その辺に最大の問題があると思つておるのでございます。決して二〇％になつたら危ないといふことを考へておるわけではございません。

○渡辺国務大臣 私も村山厚生大臣とそんなに意見は違っていないのです。ただ、現在日本は高齢化が進んでおりますけれども、現時点ではまだ老人の数は少ない。たとえば六十五歳以上の人口比率というのは、日本は五十四年で九%、イギリスが四と一、ドイツが一五、フランスが一四とかスウェーデンが一五とかいいますが、ヨーロッパで一四、五というのが普通でしょう。そこで、日本は九%でございますから、長寿国になってはいます。まだまだ老人の層が薄く、急速にふえていくということになれば、いやおうなしに年金とか医療費というものがふえるでしょう、ということになれば国民の負担もふえるでしょうということを私は申し上げたわけです。

それがどれくらいふえるのかと言われますが、どれくらいと言われても、いま負担といっても、社会保障の負担として保険料とか医療費とかいう負担もありますが、税金で負担するものもあるわけですから、これは両方一緒にしたもので計算しなければ国民負担にはならない。たとえば国民所得に対して社会保障費が大きな比重を占めるということは、裏返しに言えば、その財源は国民が出しているわけですから、何らかの形で国民の租税または社会保障費がふえる。ふえなければたくさん出さないわけですから、たくさん出さなければ結局社会保障費やその他の費用もふえないでしょう。そこをどこかの点で案分していくかということとは、そのときどきの政策判断ということになるんじゃないでしょうか。したがって、われわれとしては、現在の個別の社会保障の仕組みなり社会保障の給付水準というものは下げないようになりたいと思っています。

〔海部委員長代理退席、委員長着席〕

ただし、医療費がたくさん出ればいいという筋合いのものではなくて、医療費支出で、片一方においては負担にたえられないほどだんだんふえてくる、片一方においては億万長者続出だ、こういうことはちょっとおかしいのじゃないか。分配の仕方に間違いがあるのじゃないでしょうか。した

がって、国民の負担がふえざるを得ないことは承知はしていますが、一方にそれによってえらい巨額の富を残す人ができるのもどうも私は納得がいかないから、やはり医療費の支払いとか内容等についてはもっと合理的、効率的にチェックしてみよう必要があるというようになどを例示的に申し上げたのであって、その他の社会保障の問題についても、似たような話が全然皆無であるとかばかりは申せないのではないかと。いろいろ検討してみよう必要があるということでございます。

○金子(み)委員 御説明はそれとおりだと思

います。よくわかりました。私がお願したいと思っておりますことは、国民に対する給付と負担のバランス、先ほど厚生大臣おっしゃいましたが、そのバランスが壊れると、いま大蔵大臣がおっしゃったような巨万の富を持つ人ができたり暮らせない人ができたりということになるわけですから、そのバランスが壊れないようにしていくことが一番重要な問題なんです。それを堅持していただきたいということと、そして現在行われている社会保障の内容は十分じゃありません、不十分ですけれども、これよりは下がないといういまの大蔵大臣のお話はぜひ守っていただきたい。とにかくその面についてはいかにも不公平があるのじゃないかという感じを国民に持たせないように、国民が納得してその給付とそれから負担のバランスを受けとめられるような中身にしたいだきたいということを強く要望しておきたいと思うわけでございます。

次に、社会保障の中身はいろいろございます。今度の行革の問題におきましてもいろいろと取り上げられておりますが、私は児童手当問題をきょうは取り上げさせていたきたいというふうに考えております。

今回、政府が児童手当の制度のあり方を操作するについて、その考え方を諮問されていらつしやいます。社会保障制度審議会に諮問なさいます。その諮問に対する答申が発表されておりますの

を拝見いたしました。そうしましたら、その答申でこういうことが言われておりますね。「児童手当制度の将来における基本的な構想がないままに、主として国の財政上の見地からなされた予算上の一定の枠を前提として、このような措置をとろうとしている点は遺憾である。」というふうな制度審は申しております。私も全くそのとおりで、賛成だと思っております。国の基本的な計画をまず示された上で、今回はこういうふうにするんだと、先ほどの話のように、そのときの政策でというふうにお話が出るなら、みんな納得できるわけですから、本当にそれが示されないままにこのようになるということは、大変に危険だと思います。国民も納得できないと思います。

それを心配させるもう一つの理由がございまして、それは、この政府が諮問なさいました文章の「その他」の項に「財政再建期間終了後における児童手当制度のあり方について、全般的な検討を行うものとする」と書いてあるわけですね。これがさらに疑惑を持たせる文章だと私は思うのです。それで、この点については、十月九日のこの委員会でも、公明党の正木議員の質問もなされたことに対して、鈴木総理はこうおっしゃっているのです。各方面にいろいろな意見があるが、私としてはどうして保存させたいというのが大前提ですと答えられてしやる。保存させる。ところが、同じときに村山厚生大臣は、財政再建の終期、すなわち五十九年度ですが、これをめどに、中央児童福祉審議会を中心に各方面の意見を聞き、答えを出したい、大変難しい。この児童手当制度は続けていく

ないわけですね。この児童手当制度は続けていくんだ、しかしあり方についてはどうこうというふうな言い方じゃなくて、制度そのものを廃止されるんではないかと感じられるようなニュアンスが入っている。その点が私ともいいたしましては非常に不安定な感じがするわけでございますが、それはいかがでございますか。閣内不統一みたいなことになるのかもしれないですけれども、厚生大臣、どのようにお考えですか。

○村山国務大臣 正木委員のときには、あるいはその点ははっきり申し上げなかったかもしれないが、公明党の坂井委員の同じ質問に対しては、将来の検討はこの児童手当制度の存続を前提にしてやりますということをはっきり申し上げておるわけでございます。その点は私も総理と全く同じ立場に立っているわけでございます。

○金子(み)委員 ちよっとはつきりしませんでしたが、現行制度を前提としてですか。

○村山国務大臣 いま提案しております特別法案の児童手当の中で、この特例期間中はこれこれのことをいたしますと、こう書いてあって、その後で、この特例期間の終了時を目途にしてですが、制度の全般的な検討を行うとするとという趣旨の規定が末項にあるわけでございます。それについて公明党の坂井委員から、どういう方向でやるんだ、こういう御質問がございました。そのときに私がお答えいたしましたのは、各方面のいろいろな議論がありまして、それらを十分吟味して、そして妥当な答えを出したいと思っておりますけれども、児童手当の存続を前提にして考えまいるんです。こう私はお答えしておりますので、したがって総理と全く同じ立場だということを申し上げているわけでございます。

○金子(み)委員 ぜひそれを守っていただきたいと思

います。続いて次の質問に入りますが、この行われていく児童手当、さらにこれを存続させるということはいま厚生大臣もはっきりおっしゃってくださっているわけですが、この児童手当というものの理念をどういうふうにかえていったらいいかというのを一度はつきりわからせていただきたい。たとえば社会保障と比べていらいしやるのであるとすれば、低所得者だけを対象にするという今度の措置はおかしいと思つてます。それから所得政策だと考へるならば、今度の措置にあるような自営業者だけに所得制限を強化するというのもどうかと思つてますし、人口政策だと考へるならば、第三子からでなくて第一子からにするべきではないだろうかというふうにかへられるのですが、一体政府はどう

いうふうにとらえて理念として考えているのか、教えていただきたいと思

います。

○村山國務大臣 現行法における児童手当の理念は、目的に書いてありますように明らかでございまして、子供さんをたくさん抱えている家庭の経済的援助と申しますか、それから同時に、児童の健全なる育成というところにございまして。そして内容を見ますと、第三子から出しているわけでございまして。したがって、この考え方は、広い意味の社会保障政策あるいは所得保障政策に属することは間違いございません。しかし、低所得者対策であるかと言え、そうでないことも明らかであると思

いたが、今度若干、臨調の答申もございまして所得制限を四百五十万から三百九十一万にさしていただくわけでございまして、この三百九十一万というのはわれわれの推計では、六人世帯の五十七年度における平均収入程度であろう、こういう平均収入で押さえているわけでございまして、決して今度の改正によりましても低所得者対策だということは考えていないということを御理解願いたいと思

います。

○金子み委員 それは承知いたしました。そこで、いま厚生大臣がお出しになったこの所得制限に関するところなんですけれども、続けてお尋ねをしたいと思います。

今度は児童手当制度を合理化するというたてまえで、六十億円の政府の財源を削減するというふう

に計画が進められているわけでございまして、その六十億円を削減するための方法として、いまお話の出した所得制限を現在の四百五十万円から三百九十一万円、勤労者の平均ですが、これに引き下げていく、引き上げていくと言うわけでしょうか、その結果、支給率が変わってくるわけですね。サラリーマンは四五%になってしまし、事業主は八〇%ということで、大変開きができてしまします。そこで大変にアンバランスになりますね。不公平になりますので、政府が考えにな

つたのは、両方とも八〇%にそろえるということのために、その差は三五%という差が出ますね。この差の三五%を事業主負担にするというふうに考えて、今度の考え方が出てきているわけですね。そして、さらにサラリーマンには五百六十万までにするとか、あるいは特別の手当を支給するとかというふうな配慮を加えていらっしゃるということもよくわかります。

その辺はわかるわけなんです、私は、大蔵大臣に教えていただきたいのは、この事業主負担の問題なんです、この事業主負担はこの五十六年度ではどれぐらいに収入としてなっているのか、あるいは今度の臨調で新しく考えられた措置によりましてどれぐらいになるのかというふうなことがお尋ねしてみたいわけでござい

ます。事業主は今度のような方を余給があるから、それでいこうということで問題なく受け入れられているのかどうかということも一つ疑問だと思

うございます。その点をひとつ教えていただきたいと思

います。

○村山國務大臣 いまのお尋ねの点は、私の方がずっとやっておるのでござい

ますから、私の方からお答えさせていただきます。この措置によりまして五十七年度事業主負担、拠出金はどうなるかということ

でございまして、五十六年度予算では四百七十一億でござい

ますが、この措置によりまして五十七年度は五百六十一億ぐ

らいでございまして、したがって、九十億ぐらいいふえるであろう、このように考えられるのでござ

います。そういうことでござ

います。

○金子み委員 わかりました。それで、続けて児童手当の問題でお尋ねを

したいと思います、児童手当を行う目的、先ほどのようなお話もありましたので、いま時間をかけてそれをする必要はないと思

には所得の低い人たちを対象に始められていたものでありますけれども、今日では、もうその特定な枠を離れて全児童を対象とした普遍的な制度に変わってきている。このことは、日本のように社会保障が充実していない国でなくて、非常に社会保障制度が充実しているような国でも、これは国民の要求として出ておりますし、児童対策の最も基本的なものとして位置づけられているわけですね。今日では、第一子から全児童にというのが五十七カ国ございまして、日本は第三子から第一子からということが考えられてしかるべきじゃないだろうか。

なぜかと申しますと、日本の児童数の平均は、現在では一世帯当たり一・七四人しかいないので、二人を欠いております。ですから、第三子以降などというものは数は大変に少なくて問題にならない。ですから、仮にこれを第一子からとしても、決して無理にはならないというふうに私は思うので、決して無理にはならないというふうなものはいいもので、日本では児童手当制度というものが国民一般に余り深く考えられていないからですね。それは第三子以降にしか出ていないからであります。その後一つも改正されていません。昭和四十六年です。十年ぐらいい前になりますね。約十年前から始まっているのですが、一つも変わっていないし、かえって、扶養世帯への所得制限が強化されてきていますから、給付の対象が大変に縮小されてきているというふうに見られるわけ

です。この扶養控除というのは、所得税の非課税の世帯には全く何の関係もない。全然メリットはございせん。むしろ高所得者の人たちが、税額の控除分がよくて効果が大きくなる。高い収入のある人のところには大変メリットがあるけれども、低い人は逆に減っている、こういうような不平等な状態になっているわけでござい

ます。ですから、決して現在の控除の制度が公平だとは思わ

ないですけれども、これはどういうふう

に考えたらいいいでしょうか。そうじゃないとおっしゃるの

で、これは大蔵大臣に教えていただきたい

です。

○渡辺國務大臣 扶養控除の制度は子供だけ

でございまして、配偶者の場合もあるし、ある

いは親の場合もあるし、あるいは何らかの形で自分

が扶養しなければならぬ親族の場合もござい

ます。しかし、これを児童の部分だけに

することは、ほかとのバランスは一体どうなるのか。

児童だけじゃなくて手当をくれるという考えで、

あなたはそういう御主張の御様子ですが、そう

すると妻の場合は、これは金はいらないわけ

ですから、これは控除を残すのか、親の場合も残すのか

という問題が出てくる。

仮に子供の多い人は、まあ十人いれば二百九

万だが、五人にしても百四十五万円ぐら

いのものが控除される。しかし、それは子供がい

ないということになれば税金がかなりかかってくる

という人もありまして、子供の数にもよりますが、必ずしも所得の税率の高い人の方が恩恵が

大きいという議論も正しいと思

うです。それはそういう議論もあります。ありますが、それ

れは下の方の階層で控除をなくして五

千円ずつ一子、二子、三子ともらった方が得

なのか、税金を控除された方が得なのか、こ

ころは人によって多少違いがあるの

じゃないかと私は考えます、計算してみなければ

くして入れかえるということはうまくいかないのじゃないかと思えます。ドイツで一遍それをやったことがありまして、一九七五年からやったのだが、結局はうまくいかなくてまたもとに戻しちゃったという実態があります。

○金子(み)委員 いまのお話は確かにそうです。私が御提案申し上げようと思っておりますことは、児童扶養手当を除外して、そして現金で出ている児童手当と一本にするわけです。これは予算の費目の上では通ってくるだろうと思えます。ですけれども、もとは一つなのでございますから、最も効果的に、最も国民に喜ばれる形で、同じお金を使うのなら、そのようにして制度をつくるなり、あるいは政策を立てるなりする方が私はいいだろうというふうに考えられるわけです。

ですから、御承知だと思いますけれども、いま外国ではこれを一本にするという方向に動いてきているわけですね。西ドイツとかあるいはオーストラリアなどはそのとおりをやっているわけですね。これを一つにして、そして必要な児童に對する児童手当制度として現金で給付するということが大変に意味があるし、平等になるし、私は同じ使いうにしてもその金の意義はあると思うのです。

日本の場合だったら、扶養控除を廃止すると、国は一兆四千四百億円の増収になるわけですね、これは計算してもらいました。この額と現在の児童手当に支給されている財源、この額をそのままいまいれかえるのはむずかしいとおっしゃいましたが、仮にこれを児童手当の支給に使おうとしたら、いま一人五千円ずつ給付されております、それが一挙にして四万五千円になる。五千円が四万五千円になるという大変大きなメリットが国民にとつてはあるわけですが、あるいはそうでなくて、西ドイツあたりがやっている、両方をプラスして一本にする、一元化するということにいたしますと、日本の場合だったら、一元化しますと第一子から四千七百円の支給が可能になるというふうに考えるわけでございます。

ですから、もしそうだとすれば、第一子から日本も児童手当を支給するというところで先進国の仲間入りもできるし、制度が出現して十年になるわけでございますから、これが実現できることが望ましいと思うのですけれども、大変にこれはむずかしくて実行不可能なものかどうかということをお聞きしたいと思えます。

○渡辺国務大臣 先ほどお答えいたしましたように、児童手当と扶養控除というのとはまるっきり異質なものでございますから、私は児童扶養手当をなくした財源で児童手当の増額を図るということとは適当でないと思えます。それはドイツでやったことがあるのです。やっただけでも、結局は扶養者には扶養控除すべきだという議論がまた出てきてしまつて、五、六年でオシャカーオシャカになつたと言つてはなんです。五、六年で廃止になつてしまつたわけでございます。そういう前例もございまして、慎重に扱わなければならぬまい、そう考へております。

○村山国務大臣 非常にむずかしい問題でございますが、いま大蔵大臣がおっしゃつたように、やはり税の方は租税力理論でやっておりますから、恐らくやめるといふことはとてもできないのじゃないだろうかといふのは、私も同じように思っております。

一方、現在の制度は、先ほど申しましたように、広い意味の所得政策であります。しかし低所得者対策ではない。各国で第一子からやっておりますという話は、恐らく人口政策というものを強く考へておることであろうと私は想像しているのでございます。そういう意味で、いまのところ第三子からでございますから、日本は別に人口政策の観点でこの問題をとらえているわけではないことは御承知のとおりでございます。したがって、今後の人口の推移、またこれをふやしたからすぐ人口がもとへ戻るとも考えませんけれども、それらのいろいろな議論も踏まえながら、そしてこれとこれを統合するのは少し考へ方に無理があるのじゃないかとか、あるいはその辺の問題を整理しながら、

将来どういふふうに考えていくか。しかし、児童手当は存続を前提にして、それらのいろいろな議論が行われているところをもう少し煮詰めてまいりたい、これがいま私の考へでございます。○金子(み)委員 十分検討していただきたいと思ひまして御提案申し上げたわけですね。頭から問題にならないといつて捨てないで、検討していただきたいと思ひます。

では、次に議題を変えて医療問題を少し質問させていただきます。今度の臨調の答申によりまして、医療問題は大きく取り上げられているわけでございます。これは、もつぱら厚生省の所管になっているわけでありまして、医療費の適正化ということと、今度の問題の中に出されてきております。適正化することによつて千七百七十億円の削減ができるというふうに考えられているようでございます。

この中でさらに大きなウェイトを占めますのは、老人医療の問題でございます。御承知のように、いま日本の五十四年度の数字で言いますれば、国民の一人当たりの医療費は八万三千六百円でございますけれども、同じときに六十五歳以上の老齢者の医療費は二十七万九千九百円、大變に大きな金額を示しております。将来高齢化社会がますます本格的になっていく、まだほんの序の口ですけれども、これから先、本格的になっていくといふことになりまして、どれほどこれが上がるかわからないといふことで、非常に危惧を感ずるわけだと思ひます。そこで、この点を何とか抑えていかなければいけない、減らしていかなければならないといふことで、今回老人保健医療制度がつくられようとして、法律が準備されているといふふうに私は理解できるわけでございます。

そこで、この老人保健法案の問題になります。老人保健法案は、きょうはいったいた時間でも大變少ないですから、ここで中身の審議はできないと思ひます。これは社会労働委員会専門的にやらせていただくことにしたいと思ひます。でございますが、私は一つ二つ申し上げたいと思ひ

ますのは、老人保健法だけが独走しないようにしていただきたいということでございます。日本の医療制度は、医療法という法律があるわけですから、やはり医療法が前提にならなければいけないといふふうに考えますので、医療法の改正が考えられているということも私も承つております。それで、まだこれが出てこないのです。提出されない。

私は、老人保健法案が提出されるなら、本来なら医療法も一緒に出てくるべきである、そしてこの両方を並行させて、照合しながら検討していくべきものであると考へて、私も強く要求していただければ、医療法の方はまだ提出されないで、老人保健法だけが先に出てきてしまつたといふ実態がありますが、これはできるだけ早く医療法の方も出していただきませんか、私は老人保健法案の方だけが先行して進むことは正しくないと思ひます。ですから、その点をひとつ強く要望しておきたいと思ひます。

それから、いま一つの問題は、昨日の本会議の席でも出たわけでございますけれども、この老人保健法案提出に際して、日本医師会と政府・自民党との申し合せという問題が出ました。それがあつたといふことがあつて、それはどうなんだといふふうな御質問がありましたときに、鈴木総理も村山厚生大臣も、あずかり知らないといふお返事でございました。私は大變不思議だと思つたのです。あずかり知らないといふのはどういふことなのか。一番トップの方といふのは、何でもそういうふうにあずかり知らないことが多いのかと思つたりもいたしましたので、すけれども、実はきのう私の手元にこれが届いてまいりました。

これは「日本医師会雑誌」でございます。一番新しい、十月一日号でございますが、この「日本医師会雑誌」に理事会の議事録が載つております。その理事会の議事録の中に、「老人保健法案の現段階とその対策の件」という項目で理事が議論をしたのがそのまま載つておりますが、そこで武見

もう少し詳しく書いてありますが、時岡の關係で詳しく申し上げられないのですが、要点だけついで申し上げたらしいことで、三項目は約束されているわけですね。どなたがなすったか知りません。關係議員としか書いてありませんからわかりませんけれども、こういうことがもし、事實だと私は思いますけれども、こんなことが先に行き取つたないかっこうで行われているのであれば、老人保健法案を真剣になつて論議する、検討するなという気持ちになれないですね。必要がないと思うのです。ですから、私は老人保健法案の審議をいまいしよと思つておりません。そんな気持ちになれませんし、問題だと思ふのですけれども、これについてどういうふうに御答弁いただけますでしょうか。

論はできませんので、それは当然のことな
んでございますけれども、こういう事実が出てき
ているから困ったと思っているわけなんです。

○金丸委員長 金子さんからのたたいまの御提案でございますが、理事会で諮りまして、どのように究明するかということにいたします。お任せく

そこで、私はお尋ねしたいと思つております。その一つは、厚生省に申請してそして製造認可とは、三つほどございます。

も許可もおりた薬品に対して、なぜそんなにあわてて発売を停止したり回収したりしたのかということが一つ。時間がありませんから、質問続けて申し上げます。おかしいじゃないか、堂々と売り出していたのをなぜそんなことをやったのかということが一つ。

それからいま一つは、そういうことになったのもですから、厚生省が調べになったわけですね。それで厚生省はこれに対して、大腸薬品の科学的な判断が正しかったかどうかということについて判定するために、残されていると申しますか、動植物実験のデータを全部提出しなさいと厚生省は言われたようですね。そして、それが提出されてきたならば、国立衛生試験所に発がん性の観点から実験を依頼して再チェックをする、必要なら審議会にもかけるというふうに出ておられるのですが、私が心配して申し上げることは、出さなかった資料を出すようにと言われて再び出してくるんだと思えますけれども、そのデータはどこから出てくるかということなんです。いいと取り合えず都合のいいところだけを出して、あるいは改ざんしてデータを出してくる、そういうことだってあり得ると思うのですけれども、そうすると、単なる公文書や私文書偽造だけで済まないで、人命にかかわるということで大変問題だと思ふのです。もしそういうようなことになるということがあった場合に、厚生省はどうなさるかということが一つございいます。

そうしてもう一つの問題は、こういうことがあるから、いま厚生省は製薬会社が出してきた資料を信用して、それを見て許可をおろすとかおろさないとかやっていらっしゃるわけですね。ペーパーチェックというのですか、そういうのをやっていらっしゃるだけなんです。だから、従来のいかにどうかということなんです。だから、従来のいかにどうかというところから、許可、認可についてはその基準がありますが、その基準をもう一遍検討してみる必要があるんじゃないんですか。

ようか。大変危険だということが考えられます。ことにこの前の丸山ワクチンの関係もありますので、丸山ワクチンのときには大変慎重でございましたが、それで認可にならなかったのですが、今度のケースなんかは簡単に認可になってしまっているという疑問もやはり私も国民としては抱かざるを得ないわけです。ですから、その承認基準に関する取り扱ひをもう一遍再検討してごらんになるということが必要なんじゃないかと思ひますが、それら三つ、あわせて御答弁いただきたいと思ひます。

○持永政府委員 大臣がお答えになります前に、事実関係を私どもからお話し申し上げたいと思ひます。

大腸薬品のダニロンにつきまして、新聞報道で、発がん性データを隠していたんじゃないかという報道がございまして、この報道を受けまして、私どもとしては早速、そういうデータがあるなら出せ、こういう指示をいたしました。あわせて、会社側としては、あれだけ大きく新聞に取り上げられたものでございまして、したがって会社側としては、従来承認申請のときに出了たデータは、先生御承知と思ひますが、ラットのデータでございまして、新聞報道されましたデータというのはマウスのデータでございまして、そういうことで、今回に限りましては、大腸薬品の方で自主的にこれからの販売を停止する、あるいは市場に回収しているものについては回収をしていくというような措置をとったというふう聞いております。

それから、私どももいたしましては、データを全部出しなさい、こうはっきりと指示してございまして、一両日中にデータが出て来ないはずでございまして、その中身のデータを見まして、言われているような新聞報道などのチェックをしまして、主としていま申し上げましたようにマウスに関する発がん性データということになると思ひますが、そういうものがきちんと出ているかどうか審査いたしましたして、場合によっては、私どもとして現地に乗り込んで実態の究明を行いたいというところも考えております。

それから、最後に御指摘になりました承認の審査の問題でございまして、これにつきましては、一応諸外国とも、医薬品の新薬の承認審査は申請者側からデータを出す、こういうような仕組みをとっております。私どももそういう仕組みをとっております。これらデータを全部国の機関でチェックするあるいは試験するということになりまして、膨大な施設、人員がかかるものでございまして、そういうような体制は現在のところとは違ってございまして、ただ、御指摘になりましたように、現在のメーカーのやり方、申請者のやり方、試験方法については、御承知のようなばらつきもあるかと思ひます。そういう点でいろいろ問題があるかと思ひますので、現在諸外国におきましても、研究につきましては、構造、設備でございまして、かあるいは責任体制の明確化あるいは研究の実施方法、いわゆるGLPと申しておりますけれども、そういうものにつきましまして、各国それぞれ具体的な実施の段階に入っております。私どもの方でもできるだけ早くこれを実施したいということ、いま検討中ではございまして、できますれば五十六年度末ぐらいにはこの実施に移していきたい、なお早くできないかというように今度で現在御検討いたしておる段階でございまして。

○金子（み）委員 この問題につきましては、私はその製薬会社のことを疑うわけではありませんが、私ども、態度が非常によくないと思ふのです。いまお話しのように、申請者が申請してきた資料をチェックするということなんですけれども、申請してきた資料を全部信用するということが前提で事が進められているというふうには考えられない。そうすると、申請者の側では全く忠実に誠実に必要な資料は提供しなければならぬにかかわらず、そこに何らかの意図的な考え方を入れて、そしてそれをねじ曲げてと申しますか、意図的にやらないというように今度で起こり得る

と考えられます。

きょう午前中に依田議員の御質問の中にあった、歯科診療に使われる薬の問題も私はやはり同じようなことじゃないかしらと伺いながら座っております。ですから、このやり方、非常に問題だと思ひます。

ことに、このダニロンにつきましては、徳島大学の病理の教授がやはり実験の依頼を受けて実験なさったその結果は、「それそれ薬の使用量に応じて腫瘍性の病変が見られ、腫瘍には」と書いています。ね、「良性も悪性の前ガン状態のものもある」「肝臓にガンを作る危険性のある薬で、人の治療薬としては難しい」と言っていて、その結論をつけて検査結果をこの会社に出していらっしゃる。こういう事実もあるわけではございまして、こういうことがあるにもかかわらず、この会社は大変に不正な資料を提出したとしか考えられないわけなんですけれども、これはなぜこういうことになるかと言へば、一番後の質問でいたしましたように、またいま局長が御答弁なさいましたように、私は審査基準のあり方の問題だということに考えます。もちろん一つ一つ全部実験、検査をしていかなければならないというのは大変だとは思ひますけれども、何かもっといい方法を検討して、そして改善するという方途を考えていただきませんか。

と、国民といたしましては大変に不安でございまして、厚生省となさつては国民の健康を預かる立場から大変に責任のある問題だと思ひますので、この点についてはっきりしたこれからの方向あるいは姿勢、態度のようなものを決意として聞かせていただきたくし、具体的にはその審査、承認の方法についてどういうふうに進めたいのか、いま局長も一応御説明になりましたけれども、それだけではないのか、あるいはさらにもっと方法があるのか、専門家もたくさんいらっしゃるのだと思ひますので、ぜひその点をきちんとした形で進めていただきませんか、みんな素人ですから、薬は、そうだとおっしゃればどうかというふうにししか考えません。ですから、その点をぜひしつ

かりとやっていたかと思ひます。これを申し上げておきたいと思ひますので、大臣のお考えを聞かしていただきたいと思います。

○村山國務大臣 いまの具体的な問題につきましても、業務局長からお答えいたしましたように、嚴重に調査をいたしまして適正な処置をとってまいりたいと思ひます。

いま御指摘になったことは非常に大事な点でございます。新案の承認に当たりまして、やはり申請者がすべてのデータを出すということが前提になつてゐるわけでございます。そうでないと、この承認制度というものは妙なものになつてしまふので、そのデータを全部出すという申請基準、そういったことを勵行してまいりたいと思ひます。

同時にまた、それにつきましては動物実験あるいは臨床実験、こういうことがあるわけでございますが、臨床実験は、もう御案内のようにいろいろなデータが出るわけでございますが、いわゆる動物実験の段階の研究基準、これもいま、承認されたものについての製造基準はもうすでに出ておるのでございますが、研究基準も、先ほど業務局長が言いましたように、これもしっかりとやって、申請のあり方、それからそれを出すときの基礎データになります基礎研究の研究基準をはつきりさせてまいりたい、そういうことによりまして国民に薬について不安がないように処置してまいりたい、かように思つておるところでございます。

○金子(み)委員 ぜひそれは勵行していただきたいと思ひます。

私はなぜこれをきよう取り上げたかと申しますと、ただ単なる藥物として取り上げただけではございませんで、こういう問題がいわゆる日本の医療費の中にも關係してくるわけです。いわゆる薬づけの問題なんか大変に大きな關係がございしますので、非常に問題だと思ひましたので取り上げたいわけでございます。これで済んだわけではありませんで、これはさらに社会労働委員会の方へ持ち込みまして追及を續けていきたいと思ひてゐる

わけでございます。

政府の姿勢となさつては、これに対する取り扱ひ、それからまた、けさの依田議員のお出しになつた案に關する問題、あるいは先般大変問題になりました丸山ワクチンの申請に対する承認審査の問題、これはおかしい、大変にその辺のバランスが壊れてゐるというふうな思ひを感ずるを得ないので、審議會の方に問題があるのか、申請者の方に問題があるのか、あるいは厚生省の中に問題があるのか、その辺はわかりませんが、私にはそこら辺の問題は、いつの場合でも、だれに聞かれても、事業でありまして、国民の健康ということとを第一に考えてくださつて、そういう疑ひがみじんも出ることのないような行政をやつていただきたいと心から要請をいたしまして、時間が参りましたから質問を終わりたいと思ひます。

○金九委員 これにて金子君の質疑は終了いたしました。

次に、中西(續)委員。

○中西(續)委員 私は、公立小中学校の学級編制の標準等に関する経過措置の特例についての質問を中心に行いたいと思ひます。

そこで、義務教育費国庫負担制度は、憲法に保障された義務教育無償、教育の機会均等の原則を具體的に保障するために制度化された経緯を考へますと、財政事情を最優先させて学級編制や教職員定数、給与費を抑制、削減することは許されないし、教育こそ國の大綱であり國家百年の大計であると考えますと、特に今日の児童生徒の非行、校内暴力などに象徴される深刻な教育荒廃を考へますと、行き届いた教育を最重点施策として早急に実施することがすべての國民の期待であり、今回の教職員抑制措置は容認できないという立場から質問を申し上げたいと思ひます。

まず第一に、一九七九年、五十四年度の十二月二十九日に、第五次学級編制等改善計画案を策定されました。この時期にわれわれは五年を主張

し、文部省は九年、そして最終的には十二年で押さえ込まれた結果が出ました。その当時、谷垣文部大臣と竹下大蔵大臣の両者の間におきまして確認メモが交わされておるわけでありまして、確認メモ、この確認メモについて、あることを御存じかどうか、文部大臣と大蔵大臣にお聞きします。

○田中(龍)國務大臣 お答えいたします。

先生の仰せのとおりであります。

○渡辺國務大臣 そういふ合意があるとして、概ね三年後に、各級の状況を勘案し、その後の計画につき検討する。旨文書で回答し、合意されたというように聞いております。

○中西(續)委員 そうした合意された確認メモがあるわけでありまして、このことについてはいま両大臣とも認めたわけですが、このことをさかのぼつてみますと、昭和三十三年ごろからこの四十人学級問題は問題にされて、当時の初

中局長あるいは文部大臣も、四十人を目指すというこの大體確認をいたしております。それから以降、約四分の一世紀になるわけでありまして、四十九年の第四次改善計画案、この際に審議されました附帯決議をつけましたけれども、これは衆参兩院でつておりますが、この中身も四十人を目指すことを中心に据えたわけでありま

す。そこで、この確認メモも、大蔵省が大變な反対をしたのだけれども、最終的には、意見の対立があつたが当時鈴木自民党総務会長、現総理が調整をしたと言われておりますし、そうした中で、いま大蔵大臣が言われましたように、財政再建期間中における教職員改善増は極力抑制するということを中心に据えて、九年を三年延長して十二年

になった経緯があるわけですが、それはあくまでも自然増が見込まれる年次、五十七年度までかかつてこれが三年の延長という状況が出たわけでありまして、したがつて、そうした内容について文部大臣は十分前任者から引き継がれておるかどうか、この点どうでしょうか。

○田中(龍)國務大臣 前任者から引き継ぐと同時に、また内部におきましてその間の経過は報告

を受けております。

○中西(續)委員 そこで、さきの湯山質問、答弁にもありましたけれども、大蔵大臣は第五次学級編制等改善計画案の終了年限を昭和六十六年、十二年間で実施するということ、この分については絶対に延期したり後退したりすることは、もう一度再確認をいたしますけれども、あり得ないとうつてよろしいですか。

○渡辺國務大臣 目下のところ、これを變更する考えはございません。

○中西(續)委員 文部大臣もそのように理解してよろしいですか。

○田中(龍)國務大臣 そのとおりでございます。

○中西(續)委員 そこで、いま両大臣による確認と十二年間というものの押さえについては確認ができたわけでありまして、鈴木総理がこのようにして十二年という年限を決定したにもかかわらず、そして社、公、民、この三野党の修正の要求に対して、自民党は実質修正を行う旨の幾つかの回答がなされております。その中で改善計画案につきましてもこのような確認がなされております。

「四十人学級など教職員定数改善計画は、概ね三年後に、各級の状況を勘案し、その後の計画につき検討する。」としております。こうしてこの四党合意が成立をいたしましたので、五十五年度の予算の成立を見たという経過があります。

そこで、この四党合意の中身でありますけれども、ここにあります「三年後」というのは、先ほど申し上げました自然増が終了する年次、五十八年になるわけでありまして、いまこうした問題について、公党間における約束、合意、確認事項については行管庁長官あるいは大蔵、文部両大臣は御存じかどうか。この点の確認をいただきたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 その種の合意があることを承知しております。

○田中(龍)國務大臣 同様でございます。

○渡辺國務大臣 三年後に見直すということであ

ります。

○中西(續)委員 そうなつてまいりますと、公党として三年後短縮を前提とした見直し、この約束をしながら、三年もしないうちに短縮どころか抑制措置をとるといふことで今度の法律は出されておるわけですね。これは全く心外であります。したがって、当時自民党の中、その重要な役割りを果たしていただいた鈴木総理、現在総裁になり、そして総理になった途端に約束を果たそうとしておられないという事実がこうして出てきておるわけでありまして、この点に關してどのようにお考えでしょうか。きょうは総理がいませんから、長官。

○中曾根國務大臣 そういう合意が存在することはわれわれもよく承知しており、それを守るべくわれわれも心がけてきたのでございますが、財政状況が非常に悪化してまいりました。当初の情勢と非常に変わつてまいりました。そこへ行政改革の問題が惹き起されまして臨時行政調査会の設立となり、その答申を尊重すると内閣も約束してまいりました。この七月十日に第一次の答申が提出されておるわけでも、その中においてもその点が触れられておるわけでもございまして、そういう意味からも事情が大きく変わりました。いまのような処置になつた次第でございます。

○中西(續)委員 いま長官から説明がございましたけれども、財政状況につきましてはこの当時も大変厳しいといふことを理由にいたしました。先ほどから私が確認を続けてまいりましたように九年、われわれは五年、本来なら五年ですべきなんです。それを文部省は遠慮して九年と言つた。九年と言つたのは、もともと一年飛ばしておるわけですから十年ですね。それをさらに今度は引き延ばさせて十二年、実質的には十三年になつておるわけですね。この際の確認事項をいま見てみますと、この中にはこうなつておるわけですね。「財政再建期間中は、教職員の改善増」云々といふことになり、括弧して「特例公債から脱却するまでの期間」といふことまで含めて、財政的には非常

に厳しいといふことを理由にして三年間の延長がなされておるわけですね。そうした中で、先ほどから申し上げるように十二年といふのを確定をし、しかも今回の場合にはそれと相反すること、三年間後にはこれをもう一度短縮するといふ方向で見直すことを含めてやつたといふことは、厳しいことを自認しながらそのことを容認をし、こうした予算成立を図つておるといふことになるわけですね。

こうして公党間における約束をしたということになれば、いま長官が説明される財政状況が非常に厳しくなつた、しかも第二臨調の答申に触れられておる、こういうことになつてまいりますと、われわれ、こうした公党間における約束なりあるいは立法院における審議の過程なりからすると、これは大変な中身になつてくるんじゃないでしょうか。まさに土光会長などを中心にして、言いさえすれば総理は天の声と言ひ、長官は神の声と言ひ。こうしたことが許されて、だからやるんだというふうなことになる。これは立法院は、あるいは公党間における約束なり全部破棄していいということになるのですか。もう一度お答えください。

○中曾根國務大臣 合意は誠意をもつて守るべくわれわれも努力してきたところでございますが、その後の財政状況が思ひより悪く、事情が非常に大きく変わった次第でまことに遺憾でございます。

ただ、その際約束しました昭和六十六年に完了するといふ十二年間の期間は厳然と存続しておるわけでもございまして、その十二年間の内部におけるやり方は若干変化してきておる、そういうことで、終期についてはやはりわれわれは厳守するつもりで努力しておるところでございます。

○中西(續)委員 そうなつてまいりますと、来年度の概算要求の中身を見ますと、科学技術とか原子力あるいは海外に対する経済協力あるいは軍事費等については、こういうものはほとんど伸ばしていきといふ、こうした中身になつておるわけ

ですね。いわゆる重要な課題については、政府としてはそのことを確認してやるということになつておるわけでしょう。その点どうでしょう、大蔵大臣。

○渡辺國務大臣 ゼロシーリングの中で、いま言つたようなものを別枠扱いにしたといふことは事実でございます。

○中西(續)委員 そうなりますと、私が一番冒頭に申し上げました教育問題については、じやどうなのかといふことなんですね。教育に対する国の大綱だとか教育は大事だからと絶えず文部大臣を初めとして言つていますね。そうしたもののの中には、文部大臣、教育は国の大綱あるいは重要政策としては入らないのですか。

○田中(龍)國務大臣 御承知のとおり、教育こそ国の基礎であり、大本でございます。

○中西(續)委員 いま大臣は、最重要なこと、最重要な政策として取り上げなければならぬと言わんばかりのことを言つておるわけでしょう。ところが、実質的にはこのようにして手をかけ、ゼロではなしにむしろマイナス、こういう状況といふのが出ておるといふことをここでは一応指摘しておきます。そして次に入ります、後のこととあわせましてもう一度確認をしたいと思つたので

す。そこで、この公党間の約束、合意があつたからこそ九十一国会、五十五年の四月十六日に、政府は今回の学級編制改善計画につきましてその後の計画について再検討するべき旨の、おおむね三年後見直し、十二年計画短縮を前提とした単独決議を文教委員会では行つておるわけですね。その中身を言いますと「学級編制及び教職員定数改善計画促進に関する件」といたしまして、こゝで上げました内容は「政府は、ゆとりある教育の実現、教育条件の整備充実を図り、教育水準の向上を一層促進するため、四十人学級編制及び教職員定数改善計画について、概ね三年後に、各般の状況を勘案し、その後の計画につき検討を行い、昭和四十九年度標準法改正案に対する本委員会の附帯

決議の趣旨を尊重し、最善の努力を行うべきである。右決議する。」といふことで、共産党が反対だけで他の党全部でこゝう単独の決議を上げました。同時に、参議院におきましても附帯決議を上げておるわけですね。特に、立法院の決議に對しまして行政府が絶えずこの問題について監視をするという態度に對しまして問題となつて、特別この問題について論議をいたしました。委員長から申し入れをいたしました。当時の文部大臣はこの点について尊重するといふ中身までわざわざ確認をしたわけですね。

こうしたことを考えてまいりますと、私は、少なくとも先ほど言われておるような財政状況、答申に盛られた、そういうことだけでこゝうした重要な教育問題を、いま申し上げたような原子力だとかあるいは対外的な経済援助だとか、こゝうしたものと置きかえるようなものか、こゝうしたものが、この点文部大臣、どうですか、確認は。

○田中(龍)國務大臣 そういうものでは絶対にございせん。むしろなお基礎的な、国家的な大問題でございます。

○中西(續)委員 そうなりますと、もう一度明確にしてください。こゝうした内容についての確認をいたしましたわけでありまして、大臣はこの確認については先ほど――それならもう一つ追及しますけれども、文部大臣は就任のときにこゝう言つておるのですよ。五十五年の七月十八日に、あなたは四十人学級編制計画は、計画期間短縮の方向で検討したいと答えています。これは就任のあいさつとして新聞にちゃんと出ております。これは少なくとも公党間における合意、それから九十一国会における決議、こゝうしたものが全部あるからこゝう、あなたはこゝうした問題を計画短縮すべきだといふ方向について検討していくといふ、こゝうした積極姿勢が出てきたといふことであらうと思つたのです。そうじゃないのですか。

○田中(龍)國務大臣 私が就任いたしました方針を述べましたときの段階においては、そのとおりでございます。

○中西(續)委員　そこで、もとに戻りますけれども、いま言うような状況がありまして、すべてがそういう方向になっておいて、しかも最重要な課題になっておるかどうかがいまい問題になってきたわけです。

したがって、私は文部大臣に聞きますけれども、あなたはこうした教育問題については、先ほどから最重要課題としてとらえています。なのに、教育問題についてはこのようにしてゼロシーリング以下、削られておるという状況になりましたときに、どうお考えになっていきますか。

○田中(龍)國務大臣　お答えいたします。

ただいまお話がございましたように、文教というものの重要性というものは非常に重大でございますと同時に、しかしながら国家の財政というものは、これまた非常に重要な問題でございます。それで、財政再建に對する方針につきましては、臨時の第一次の答申が出されるなどの、昭和五十五年年度当時から見ますと、新たな事態が生じてまいっておりますのでありまして、このような事態を踏まえまして、国の財政の非常事態に緊急に對処するために特例適用期間中の国の歳入の削減策の一環といたしまして、教職員定数についても抑制せざるを得ないというようなことでございまして、今回の抑制措置は特例適用期間中におけるものでございまして、昭和六十六年度におきましては全体計画を達成する、その間の一つの調整策としてのみ了承いたしておるのであります、この計画全体は断じて変更はいたしておらないこと、特に大蔵大臣ともよく話し合いたしておる次第でございます。

○中西(續)委員　わざわざいままで長い期間における討論の過程、そうした中身について私が申し上げたのはなぜかといふと、いまあなたが申し上げられるように、このようにして教育は重要だけれども、それは期間内に行いさえすれば何も問題ないのだという言い方なんです。そうしたところに、あなたの教育に対する本當に重要な問題であるかどうかという、こうしたことが

とらえられておるかどうかが、私は大変疑問に思ふのです。委員会でもどこでも口を開けば最重要だと言いますけれども、そうした問題について絶えず許していくということになれば、これはもうあなたはそうとらえておらないというふうに私は確信をしたいと思います。

そうした中で、もう一度確認をしますけれども、もとに戻りまして、じや公党間の約束については、こうした経過があつて公党間の約束を破壊するかどうか、そして他党の了解などについて、われわれ社会党だけにそうした了解についてあなたのところは求めずにやつたのか、その点はどうなっているのですか。

○渡辺國務大臣　いまいろいろ御指摘を受けておるわけですが、私は中西委員のおっしゃることも一々ごもっともだと思つております。ごもっともな道理のある話だといふように思つております。しかしながら、文部大臣がいまおっしゃいますように、当時の状況から比べて、このままでは国の財政事情からして、どうしても思い切った削減合理化を図らなければ、将来もつと約束を守れないといふようなことになりかねない。つまり、たとえば十二年の間に四十人学級といふものをきつとまとめるという大きな約束もしているわけですよ。それすらも国の財政がおかしくなつてやつたのでは、幾ら理屈が優先しても、現実にはだめになってしまうわけですから、しかしながら、一方では国会で附帯決議があつたり、それからまた公党間で、国会対策委員会同士で覚書を取り交わすといふことも、自民党からも差し入れる、お約束もあるわけですよ。それを一方的に本當にはごにされるというふうな結果になることは、まことに申しわけのない残念なことなんです。

そこで、そのことについては、自民党だけで抑制措置を講ずるといふことは、いままでのいきさつもあるからなかなかむずかしい。したがって、今回は国民の最高機関である国会にお諮りをし、国会の御同意を得て、そうして国の財政事情を考慮しながら政令事項は決めましようといふこ

とを義務づけることにしたのでございます。それでなければ文部大臣は動きようがないわけでございます。したがって、国会の同意が得られなければ、これはだめなわけでございます。ですから、国会にける御説明を申し上げて、国会の御同意を得て法律をつくるわけです。そのためにこれは提案しておるわけです。だから、この法律を国会で御同意をいただきます。御同意をいただければだめなわけでございます。そのために、これは極力御同意いただくようお願い申し上げます。

○中西(續)委員　いまあなたが言われる論理は、それはあなたの論理であつて、公党間の約束というものは、他の人がおつて決められることなんです。このことはわかりますか。

○渡辺國務大臣　国対委員会において三年たったから見直すといふ約束といふんですか、それがあつたことは事実です。これは率直に認めるわけでございますが、残念ながらそれがいまの段階でこの三、四年の期間には非常にむずかしい。したがつて、これをやるためにはどうしても法律をこしらえて、法律によつて――結局法律を出すというところは、各党に御相談するわけですから、国会という場において各党の御相談にかけるといふことで、いま各党に御相談をしてる最中でございします。

○小淵(憲)委員長代理　閣連を許します。山口鶴男君。

○山口(鶴)委員　いまの問題が違ふ。結局、法律を国対で、立法院で決めてくれ、そこで判断すればいい、こつて言っているのですが、そうではない問題、政府の責任、政府の姿勢を中西さんは追及しているわけです。

といふことは、政府としては国対委員長会議といふ公党間の約束を尊重するのか、そうではなくて、総理大臣の諮問機関である第二臨調の答申を尊重するのか。第二臨調の答申を尊重するのか、い

わけです。

ですから、われわれとしては、議会制民主主義の立場からいって、総理大臣の諮問機関の方を重視して、国会を構成している各党間の公約を無視するといふことは、議会制民主主義、議会人としては絶対に許せない、そういう立場から聞いているわけですから、それをはっきり答えていただきたいと思ふ。

○渡辺國務大臣　御承知のとおり、それぞれの政

党も、これは公党としてわれわれはいろいろお約束をしたりお話をしたりしてきています。ですから、この間の関係も非常に重要で尊重しなければならぬ、これは事実でございます。

それから、臨調は御承知のように法律によつて生まれた機関でございます。これは国会の御承認を受けたものでございまして、これも大切な機関でございます。その臨調から答申が出されておりました、答申は尊重するといふことで始まつたわけですよ。しかし、その答申を具体化するためには、やはり国会にかけまして、各党に正面から御相談を申し上げなければならぬ。国会に提案するといふことは、当然、各党に御相談を申し上げているといふことと同じだと私は思ふわけでございます。それが当初のお約束どおり、三年間でもかく改善措置を見直すといふようにできれば一番いいわけでございますが、それができないような非常に窮屈な財政事情になりましたので、今回は法律をもつてその間は抑制をさせてもらうことを認めていただきたいといふ提案をいまお願い申し上げておるわけでございます。

○山口(鶴)委員　それでは、政府に聞きますけれども、この第一次答申全部をきつと尊重して法律を出してですか。そうじゃないでしょう。これだけの答申がある、しかし現実には法律として出してきたのは、二千五百億円の節約をするだけの、いわば七つの事項に限られた法律でしょう。ですから、公党間の約束を尊重する、こつていふ姿勢があるならば、仮に臨調が答申しようといふと違つた形で政府は提案することもできるはずなん

です。全部政府がやっているというなら別です。そうじゃない、政府が守ってないものがあるのです。問題は、議会制民主主義、われわれ議会の立場からいって、政府の諮問機関である臨時行政調査会の答申と公党間の約束であるこの国対委員長会談の合意事項、そこが矛盾した場合にはどうするかということ、当然政府は考えなければいけません。しかし、一次答申を全部そのまま法律に出すのだからしょうがないといえ、そこには一つ理屈があると私は思う。ところが、全部法律に出しているわけじゃないのです。とすれば、臨調の答申と公党間の合意とを、政府は一体どっちを尊重するのですか、こういうことを問われるのは当然じゃないですか。この点が矛盾している。この点に關するきちつとした回答がない以上、やはり議院を構成している議会人として、公党間の約束を踏みにじるような態度を政府がとるということになれば、この問題については審議できません。

○渡辺国務大臣 御承知のとおり、臨調答申を全部法律化しているわけじゃない。これにつきましては、法律がなくとも臨調の答申の趣旨を尊重して政府が実行できるものもござります。たとえば補助金の削減その他抑制措置とかいろいろなことをやっていますが、それは法律によらずともできるものもある。しかしながら、法律で決まっている補助率などは、これは法律がなければ切りようがない、したがって、そういうものは法律に載せたということでございます。

それからもう一つは、臨調の中で、あるいは当面の問題を取り上げてきたもので、その中で至急に処理すべきもの、引き続き検討すべきもの等々に分かれておるわけでございます。それを全部でなくて、われわれはとりあえずやらなければならぬと判断されるものを今回取り上げたということでございます。

以上でございます。
○山口(鶴)委員 いまの答弁はますますおかしいのだ。先日湯山さんが質問したでしょう。これは

何も法律がなくなつて運用でもって政令でやれるじゃないか、こう聞いた。そうしたらあなたは、法律を通してもらった方がやりやすい、こうお答えになったはずですよ。いまの御答弁とは矛盾しているじゃないですか。そうでしょう。そうして、いま明らかに全部の答申を法律で出しているわけじゃないのだ、法律でなくともやれるものはやれるのだ、こう言っているわけですよ。だったら、公党間の約束を尊重するという政府の姿勢があるならば、こんな法律は出す必要がないじゃないですか。ですから、この問題について臨調の答申と各党間の約束と、一体どっちを尊重するのかわからないことをきつちりしていただく。しかも全部の法律を出さないで一部つまみ食いしているのですから、しかも法律がなくなつてできるじゃないか、やりいんですよ、こう答えているのですから、この間の矛盾点をきつちりと答えになるまで、これは審議できません。

○渡辺国務大臣 確かに湯山委員の質問に對しまして、法律があつた方がやりいんですよということをおっしゃったことは事実でございます。やりいというよりも、むしろ法律がなければひどくやりづらいと言つたことの方が正しいのかもわかりません。それはいろいろいきさつがござりますから、政府だけでこの四十人学級のことをカットするとか抑えるということとはなかなかできない。したがって、法律を提案してこの法律に御賛同いただければ——ただかなければだめなんです。この法律に御賛同いただければ法律が成立するわけですから、成立いたしますと、その問題については法律で政令を定め、標準の数等を定める場合には「特に国の財政事情を考慮するものとする」、財政事情を考慮して決めないといふことを法律で決めるわけですよ。ですから、法律が優先をするということになるわけでございます。

そういうことを申し上げたわけですよ。前の湯山さんへの答弁と矛盾しているのだからだめですよ」と呼び、その他発言する者あり。少し説明の足らない部分がありますが、私は、三年後には

検討しないと云つていふのじゃないんですよ。そういうことは一つも言っていないんですよ。三年後にはこの約束があるのですから検討します、それは言っているわけですよ。それは検討しないという意味じゃないのです。ただ、裏を返せば、三年後に検討するということ、もつと前向きでどんどんやれという意味があるわけですね。にもかかわらず、二年もたたないうちに削減をするということとはこの精神に反するじゃないか、約束の精神に反するじゃないかという指弾を当然受けますね。したがって、この約束をはぐにすること、を言っているのじゃないのです。だけれども、そういう非難を受けるではないか、だからこれは法律を出して、法律の御同意がなければ三年後の以前の問題もいじれない、だから法律を出すということとを言っておるわけでありまして、ですから、検討をするという約束を、われわれはたがうとかどうとかというのを言っているわけじゃないのです。

○山口(鶴)委員 湯山委員の質問に對する答弁と本日いただいたやりました答弁とは、明らかに矛盾しているわけですよ。したがって、この問題は速記録を調べた上でどう扱うか、これはきつちりと理事会で相談してください。

それから同時に、この議会制民主主義の上に立つて、公党間の約束と一総理大臣の諮問機関である調査会の答申とどっちを尊重するのかということとは、基本的に重要な問題ですから、この問題も改めて十分理事会で議論していただきたいと思います。それが済むまで、この質問については保留していただきます。

○小淵(恵)委員長代理 ただいまの件につきまして、速記録を取り調べまして、理事会で御協議いたしたいと思つたので、本件につきまして引き続き御質問をお願いいたします。

たいと思つた。○中西(龍)委員 ですから、この点については理事会で十分検討してもらつて結論を出してもらいたい。そこで、学級規模と教育効果についてお聞きをしたいと思つた。三十人規模が適正であるということは、すべての研究機関なりいろんなところで示されている中身を見ますと、大体その結論が出ておるようであります。さらにまた、先進諸国におけるいろんな報告等を見ても、いま言う四十人学級そのものだって問題があるし、これをさらに三十人なり三十五人学級へという、こうした内容のものが報告されているのが大部分であろうと思つたのですけれども、この点について文部省はどうお考えですか。

○田中(龍)国務大臣 各国の例をお引きになりましたが、先生の言われるような三十人というところもありまして、またわが日本のような今日までの経過によりまして、四十人学級というものをぜひ実現したいという一つの教育理想を掲げまして進もうとしたところもあるわけでございます。

○中西(龍)委員 私が聞いておるのは、各国の例じゃないんですよ。研究機関なり何なりが出したその結論なり報告というのはどうなっているか。

○田中(龍)国務大臣 その点につきましては、事務局から答えさせます。

○三角政府委員 一学級当たりの児童生徒数が一人何人ぐらいが適当であるかということにつきましては、必ずしも科学的にきちつとした立証を得た定説というものはないのでございます。ただ、大学あるいは教育研究所等である程度のケーススタディー的な調査研究、あるいは教員の意識調査のようなことをした事例はございます。

そういうことでございますので、若干常識的な見方ということになるかと存じますが、昭和三十一年の前半のころになされた調査が二件ほどございます。当時、四十人の学級と六十人の学級で比べ

まして、四十人の学級の方がいろいろな意味の集中力、集中的な授業ができやすい、あるいは学級の秩序維持のような面ではやはり六十人よりは四十人の方がいいというような結果を得ておるようでございます。それからもう一つの調査でも、やはり五十人程度と四十人程度というのを比べたりしておりますが、この場合においては、人数が少ない方が児童生徒間の協力活動といったものがやりやすいという結果が出ておるようでございます。

○中西(續)委員 いま言われたことからいたしますと、四十人学級と比較してやっておったようでありまして、大体いままで出ておる大学関係のあれを見ましても、九州大学、広島大学、名古屋大学、そしていよいよこれが問題になりまして、時期の全国教育研究所連盟の研究あるいは調査の結果、あるいはNHKの問題、さらにまたアメリカにおけるいろいろな調査の結果、あるいはイギリスにおける報告等、これを見ましても、こうした三十人から二十五人程度のものがよろしいという報告がなされておるわけですね。こういう状況になっておることをまず知った上で、私たちはこの点を明らかにしていかななくてはならぬと思うのです。

そこで、そうした状況にある。いま四十五人学級なり何なりで問題になっておる点を挙げますと、たとえばきょう文部省から取り寄せた資料によりますと、五十四年の調査でありますけれども、いま長期療養で休んでおる人が三千七百五十人、そして九百三十二人。さらにまた……「けしからぬ」と呼ぶ者あり。こういうようにけしからぬなどと言っている人は、何もわからぬで言っているわけですね。さらにまた、病休の代替職員の配置等を見てみましても、これはもう大変なものであります。さらに無免許教科担当を見てみましても、これまた中学におきましては四万四千三百四十八人、あるいは高校の場合は四千九百三十二人、合計しますと四万九千二百六十六人にわたる無免許の状況。さらにまた、教壇に立っていない充て指導主

事などと言われるいろいろな問題がある人たちが三千三百四十人。さらに、まだほかのことを挙げていきますと、たくさんありますね。こういうような状況になっておる現場の中に、いまなぜこうした教員の定数を削減するかという問題があるわけでありまして、こうした問題について、私は特に行管庁長官にお願いをするのです。

〔小沢(恵)委員長代理退席、委員長着席〕
第一次臨調で長官が一番問題にいたしましたのは、この羅列的なものを拾い上げて、そして数を削ったりいろいろやっておるけれども、その中には哲学がない。少なくともこうした問題等についてはやはり十分な検討をする必要があるということから第二次臨調を設置されたということをお願いいたします。前回の討論の中でも、そうしたことを私は討論してまいったわけでありますけれども、こうした問題の中で先ほど申し上げたような条件、それからいままでのすべての公営関係における約束なり、あるいは立法府におけるいろいろな問題等からいたしまして、私は特に一つの例を挙げますと、今度の場合には、改善必要数が六百十二であるの四十人学級。ところが、これについての要求は三百二十二名です。削減は二百九十名とされているのです。その他の改善で教員をいろいろ配置しなくてはならぬにもかかわらず、その数からいたしますと十二年で大体二千二百五十、一年間にずっと配置していかねばならぬのに、今回の場合には四百人しかしておりません。ということになる、総合すると二千四百四十人。ですから、金額に直しますと五十五億八千四百万円です。約五十六億にしかならない金額なんです。

そうしたことを考え合わせてまいりますと、教育の重要性からいたしまして、いまの現場の実態からいたしまして、もうしていままでの経過からいたしまして、この問題で行管庁長官としてこれをやはり取り上げてやらなくちゃならぬという理由が、先ほどの答弁からいたしましては納得できない。この点について明らかにしては

しいと思うのです。

○中曾根国務大臣 先ほど来申し上げましたように、教育は国の基本に関する一番大事な政治的対象であると思っております。しかしながら、財政状況がこういう状況になりまして、今後の見通しがなかなかつかないという状態に変化してまいりました折から、教育の面におきましても少し模様がえをしていただくことが出てくるかもしれぬ、そういうような心配がありますから、こういうような措置に出できたんだらうと思っております。しかし、これが最善の策だとは思っております。

○中西(續)委員 いま長官の答弁の中にありますように、国の基本に関する問題としてあるということ、そしてその上に立ってこれが最善の方策ではないという、そうした理解をしておる。しかも、文部大臣もこの点に關してはきわめて重要な課題としていままでも主張してきたし、こうなつたからという理由はつけているけれども、その基本的な考え方については私は変わりはないと思うのだけれども、その点はそう理解をしてよろしいです。

○田中(龍)国務大臣 そのとおりでございます。

○中西(續)委員 そうなりますと、わざわざこうした法律案をいま提案する必要はないんじゃないか、私はこう理解をせざるを得ないわけなんです。あくまでもいままでの主張からいたしまして、これをわざわざ――五十六億なんです。これとの関係で、国の基本に関する問題として、ではほかのところ、そうしたものを対比してみた場合にどうなんですか。

○田中(龍)国務大臣 他の方と対比することは省きますが、御案内のとおり、教育効果を上げるということから申しまして四十人学級の実現が望ましいところでございます。これは当然でございます。その間の国家財政の非常な緊迫と、それに伴います、われわれも国民の一人といたしまして、その国策に対してあくまでも協力をしなければならぬということから申しまして、文教政策

といたしましては、ただいま御指摘のような六百十二名ものを三百二十二名というところでがんばっておるわけでございます。本来ならば、これにつきましてはもっと厳しいいろいろな制約があったわけでございますが、われわれといたしましては、教育というものの重要性、同時にまた、それはあくまでも昭和六十六年という十二年の最後の段階におきましては、所定の計画どおりこれを実現できるということの理解のもとに、ここに御提案いたしましたような臨調の間の調整策というものを御審議を願っております。

○中西(續)委員 いまの答弁については、内容的には私たちの理解できる内容になっていません。この点については、いま皆さんは口を開けば国の基本的な重要な事項なんだということを絶えず言うけれども、私はあくまでもそういうふうな理解をしておる。この五十六億というわずかの金額を削ってしまうということの意味、この重要性というものに気づいておらないというところに問題があるんじゃないか、私はこう指摘せざるを得ません。

そこで、私は大蔵大臣に聞きますけれども、このような状況の中で、ゼロシーリングによる概算要求の中におきまして、この特例に関する予算査定はこれからどうするおつもりなんです。いま出されている概算要求については、査定の際にはどのようにされますか。

○渡辺国務大臣 これは、一つは来年度の税収見通し、これをはつきりつかまないと予算の規模が確定いたしません。いまのゼロシーリングというのは、中期展望に書いてあるような税収が確保されるであろうという前提で行われておりますから、それがもっと減るということになれば、さらに一層少なく査定を、いまのよりもっと小さな規模にしなければならぬ、あるいは人事院勧告等の問題で、給与の問題がゼロシーリングに入っておりませんから、これをどれぐらいに見るかという見方によりまして、それが大きくなればその分

だけはさらにカットをしなければ予算はできない、こういうようなことになりまして、不確定要素がいろいろございまして、どの程度カットされるのかと言われましても、それにはちよっといまいち答えができません。

○中西(續)委員 だから、なお問題になるんじゃないでしょうか。と申しますのは、いま大蔵大臣の答弁によりまして、不確定であるということになるわけですね。こうして法律を提案して、その法律に基づく特別範囲に入る問題について、予算要求としては文部省の方から概算要求として提案されてあるわけですね。その法律を私たちがいまこうして審議をしておる。その中身についてはまだ不確定なんです、こういうふうになってくると、この点は審議の上で大変障害になるわけですね。

○渡辺国務大臣 これは毎年八月末には概算要求をやっているわけですね。これは厳格なことを言え、みんな不確定で概算要求をやっているわけですね。去年の五増しとかあるいは三増しとか、いろいろその時期時期によって違いますが、それは別にその次の年の財政事情全部を確定した上でやっているわけじゃないですね。だから、概算要求というわけではございまして、今回は伸び率ゼロ、六千億ばかり別に要求を認めるものもありまして、それ以外には伸び率ゼロという、そういう一つの条件のもとで予算要求をしたらいいわけではございまして、それはもう毎年と同じだと言っても差し支えありません。

○中西(續)委員 毎年と同じじゃないんですね。法律は、予算委員会を通って、その後いろいろ問題についてやっています。それが大部分です。このようにこれほど論議をしておる内容について、いま申し上げるように、公立小中学校の学級編制の標準等に関する経過措置の特例、こうした内容について、今度は一定の尺度を決めて概算要求をしていったわけですね。そうなりますと、それが不確定であるということになれば、これはもうゼロだつてあり得るわけですからね。こういう

ことになるわけですね。そういうことになると、その法律というものはあくまでも、先ほどから言っているように、文部大臣としてはこれは重要だからこの程度で抑えるということでは私たちがは出ししておるのです、ということをおっしゃるけれども、それでなくて、これがますます削り取られていくということになれば、いま文部大臣が答弁していることはうんと違ってくるのです。そういうことからいいますと、いま言う不確定要素ということから言えばゼロだつてあり得るということでありまして、そうなるにまづいて、文部大臣が先ほど答弁しておることは全く違ってくる。いま言うように、重要な項目としての位置づけが全くなくなってくるんじゃないですか。

○渡辺国務大臣 したがって、この法律でも、国の財政事情を考慮したとか、そういうような文言が各所に入っていることは、予算編成のときにそのときの財政事情を考慮して最終的に決めるという意味で入っているわけではございまして、ただ、例年と違うというのは、カット率が非常に大きい、三十数本にも関係するような法律の補助率についても抑制措置を講ずるというように、通常のような予算と法律とを一緒に出すというのではなかなか話がまとまらぬだろう。そのために、行革国会でございまして、臨時国会をわざわざ開いて、ひとつその中で大ごなしのものをここで合意をしたいということでは国会を開き、法案を提出しているところから例年とかなり違うところではございまして。

○中西(續)委員 いま答弁ありましたけれども、例年とは違うわけですよ、最初は例年そうしておると言いたけれどもね。そういう意味で、この問題について、予算がそうして不安定であるということになってくると、先ほどから言われている文部大臣の、きわめて重要な課題であるということも大変薄れてきましたから、そのことで私は確認をしておいて、時間がありませんから次に入ります。

そこで、この学級編制基準、四十人学級の改善

計画はどうなっていくのか。特に五十八年、五十九年、この計画縮減数を見ますと、そこだけを見れば純に差引いて、そして六十四年と六十五年に上乗せしたような感じがございまして、そうなるにまづいて、私は資料をもらって見ると、そうした問題があるようでありまして、学年進行は今度は小学校での進行と中学校での進行が二年間ダブることになるわけですね。いままではずっと通していきましたけれども、ダブることになる。

さらにまた、こうした実施をした場合に、いま言うような問題からしましても、将来的に、これはどうなっておるかということになってくると、また大変不安定な中身になる。それはなぜか。財政が不如意でございまして、それを言いますれば、こうしたものはまだどんどん流れていくという傾向があると私は考えます。そういう問題について、私はこの点が大変不安であるが、そうしたことは絶対にはいりません、大蔵大臣。

○渡辺国務大臣 財政がこれ以上悪くなったのはまずまず大変なことになりますから、そういうことのないように一歩前を踏み込んでおこう、こういうことでございまして。

○中西(續)委員 文部大臣に伺います。○田中(龍)国務大臣 ただいま大蔵大臣が申したように、さようなことがないようこそ、われわれもはなはだむずかしいところを協力しておる次第であります。

同時にまた、われわれとしましては、文教の重要性から申しまして、学級編制の継続性とその一貫性をあくまでも守っていかねばならぬ、かように深く考えております。

○中西(續)委員 ですから、この点は私は、将来計画なり何なり確かにもらってあります。こんな簡単なものを。しかし、これでは、特にこの最後にあります「実施するものとした場合の見込数である」ということでございまして、これは私たちが論議するに際して、文部省が出された私たちに対

する資料です。「実施するものとした場合の見込数」ですから、この十二年間で実施をするなどという表現はこれの中には出ていないのです。この点を私は一つ指摘をしておきたいと思うのです。そういう意味で、いま文部省なり何なりが考えておる、あるいは大蔵省もそれを受けてやっておるわけでありまして、大変内容的には問題があるということはいま一つ指摘をしておきます。

それからその次に、教職員の定数改善計画の中で、特に教職員定数の改善分として小中学校の場合三万八千五百三十二名、これを十二年間の計画の中に掲げておるわけでありまして、その平均見込みは二千二百五十人です。これがいままで五十五年の実施をされた、五十六年ちよつと下がっておりますけれども、大体その平均でいっておるものが、五十七年度は四百名になっております。その差は千八百五十人減になっております。ところが、教頭などといわれる人たちの問題については、もうすでに九〇%以上実施をしております。

こういうふうには、大変重要だと言われる教職員の定数、特に事務職あるいは養護教員等を含めましてたくさんあるわけなんですけれども、こうした問題等につきましては、このようにして千八百五十人、一挙に削減をしていくという状況になっております。この点についての将来計画はどうなっておりますか。

○田中(龍)国務大臣 年次計画等々の計数上の問題につきましては、政府委員からお答えいたします。

○中西(續)委員 時間がなから簡単にしてください。

○三角政府委員 ただいま中西委員から御質問のございました、四十人学級分以外の改善措置分の年次の人数でございまして、これは委員もさきの法案審議のときに御承知なわけではございますが、十二年計画、当初の計画におきまして、これは各年度の改善数は毎年度弾力的に決定することにしておいたわけではございまして。そうして、

ただいま御指摘のとおり千八百五十人といったような数字が、これは後年度に送られるわけでございますが、これを後年度にどうするかということにつきましては、六十年度以降の自然減の状況とも重ね合わせまして毎年度適切な人員数を措置してまいるように相努めたい、こういうふうな思っております次第でございます。

○中西(續)委員 だから、いまのあれを聞きますと、六十年度以降における問題としてとらえていくということ、まだ確定的なことが出されていないわけですね。弾力的にという言葉でまかされていきます。ですから、六十年度以降におけるそうした問題等については、いま申し上げるようにならぬという状況になるのです。ですから、その時期までに大蔵大臣が考えておられるようにこの財政構造が健全化されるという、そうした見通しなり何なりが立っていかばまだしも、それがない中では、いま私たちが理解できるような具体的な数値を出していただけるなら、私たちもそれがある程度信用しましょう。しかし、そのことについては、いままでのいろいろな討論の過程の中では出されていませんね。そういうことからいたしますと、このことを含めても、先ほどの四十人学級とあわせまして大変な問題を持つておる、私はそう断ぜざるを得ないわけです。

ですから、この点は早く検討事項として、そうした財政とあわせてどういう状況になるかという資料ぐらひは出してもらわないと、われわれは論議するに際して、この法案は少なくともそうしたものを裏づけにしながら論議をしないとできないわけでありまして、ぜひこの点については後日また資料なりの提出を求めたいと思うのです。

この点で、委員長、ひとつ各省庁に対して資料提出を求めるようお願いを申し上げたいと思うのです。——答弁は要りません、もう時間がありませんから。

○金丸委員長 簡潔にやってください。

○三角政府委員 先ほど申し上げましたように、各年度の割り振りは、冒頭委員から御質問のありました大蔵大臣、文部大臣の確認事項にございまして、毎年度弾力的に決定するということになっておりまして、これは今日の時点でも変わりないわけでございます。

ただ、全体数で、資料でお出ししてあるところから計算すれば出るわけでございますけれども、自然減等今後の必要な措置数等を計算いたしますと、六十年度以降に必要な人数は約二万人弱でございまして、これを七年度で平均して割り算すると一年分が約二千八百人、こういう数字でございまして、それをどういうぐあいに各年度に割り振るかは、それぞれの年の状況に応じて決めてまいりたい、こういうことでございまして。

○金丸委員長 三角局長、いま説明した、そのような資料を出してください。

○三角政府委員 いま申し上げましたのが限度でございまして、それ以上の資料は出すことができないのでございまして。

○金丸委員長 資料にして出してください。

○中西(續)委員 文部省というところは、そうした意味で資料を出したところがないところなんです。秘密にしたがるところなんです。いままで絶えず委員会でも問題になったのはそこなんです。ですから、ぜひその点については、これは文教委員会ではありせんから、特別委員会での委員会です。委員長はそうしたことを、ちゃんと提出を求めるようにしてください。

○金丸委員長 はい、わかりました。

○中西(續)委員 最後に、私はもう一つ自然増について申し上げたかったですけれども、この点は湯山委員に対する答弁がまだ残っております。それから一応送るといたしまして、最後に公立高校の第四次改善計画、この分につきましては一万二百三十八人を立てたわけでありまして、この計画については、いままで六百八人ずつつけていったわけですが、これからどうなるおつもりですか。

○三角政府委員 この財政再建期間におきましては、御指摘の公立高等学校の改善措置につきましても、今回の行革関連特別法に基づく特例措置によりまして、義務教育諸学校の教職員定数の改善措置に準じましてやはり抑制したものになると考えております。

ただ、明年度の具体的なその内容につきまして、これは明年度の地方財政計画の策定の中で決められる事柄でございまして、文部省の立場といたしましては、今後自治省と協議をしましてまいらなければならぬ、こういうことで目下検討中でございます。

○中西(續)委員 これは法改正の中にちゃんと入っておりますから、だからそうした問題等につきましても、自治省とある程度煮詰めてでも答弁なりをいただかないと困るわけですね。

私、時間が来ましたがやめますけれども、総じて言えることは、いままでの討論を見ましても、内容的にまだまだ、われわれが討論をするに際して十分な資料なり何なりを求めても出し得ない状況にあり、そしてこれでもって具体的に決めていこうとなさる。そうしたところに私は大変な危惧を感じるわけですね。この点はひとつ行管庁長官あたりから、いち早くそうしたものについても資料なり何なりの作成等、そして皆さんの納得いただける状況をこの期間中にでもつくって、討論をさらに深めていただくようお願いを申し上げます。

以上で終わります。

○金丸委員長 これにて中西君の質疑は終了いたしました。

次に、伊藤茂君。

○伊藤茂委員 私は、行政改革等、税財政を中心にして質問をいたします。

いままでの審議を伺っておりますと、また先ほどのまでの福祉あるいは教育関連の財政問題を聞いておりますと、国民に説得性のある展望を示すよりは、何か税財政を中心にして、これは歴年の自民党政府の責任でありますけれども、開き直るような姿勢の方が目立っているという感じがしてならないわけでありまして。痛みを分かちあうと言いながら、苦しんでいる人の方を納得させるような姿勢は見られないという感じがいたしたためです。まず最初に、私はそういう意味から、税制について幾つか質問をしたいと思っております。

今度、増税なき行革という文句で進んできてまいりましたが、実際にはいままでの審議を通じて、あるいは新聞報道を見ても、何か増税への新たな含みを持たしているという見出しの新聞報道がたくさんなされているという状態でありまして。多くの庶民の人が、どういう気持ちでそれを読むのかというのを考えざるを得ないのであります。また四百八十四億円、いわゆるミニ減税という形に終わりましたが、私ども大蔵委員会での経過を振り返ってこの経過を考えてみましても、政府の方が事態を無視して五十六年度本予算の修正に及びない。さらには、議院決定があつても、さまざまな手をもつてこれを小さく抑え込もうとしている。要するに、やる気がないから小さくなっているんだという感じがしてならないわけでありまして。私はそういう意味で、いままでの審議の中でも、たとえば物価調整の問題その他、財源がございせん、その他の大蔵大臣のいつもの言い方がございせんが、実際の認識がまずおかしいのではないだろうかという気がしてならないわけでありまして。渡辺さん、いつもその問題になりますと、財源がございせん、赤字公債がゼロになるまで御勘弁ください。見ておられますと、大変平然とした顔で言われておりますが、私はそういうものではないんじゃないだろうかという気がするわけでありまして。

まず、その銭があるかどうかの議論は後にいたしまして、実態をどう認識するか、ひとつ厳しく大蔵大臣の気持ち伺いたいたすわけでありまして。それについて資料をつくってきまして。ごらん願いたいと思っておりますが、委員長、よろしゅうございせんか。

○金丸委員長 はい、どうぞ。

○伊藤(茂)委員 二枚ありますから、大臣、その一枚目の方だけ見て下さい。二枚目は後で結構ですから。

本来、私はこういうものは大蔵省がきちんとつめて、国民の前にフェアに明らかにしてやるべきものだというふうには思っています。ところが、大蔵省がやらせながら、こちらの方でつめてきた。念のために、大蔵省が使っているさまざまな資料を基礎にしてやるのがわかりやすいであろうし、また御納得もいくであろうという気持ちがあるわけでありまして。そういう意味で、より政府統計をたくさん使って緻密に試算をしてみました。要するに、この一枚目の紙は、五十二年以降、所得税の体系あるいは課税最低限は変わっておりません。五十九年、赤字公債がゼロになるまでは変えないと言っております。それでは、五十二年を起点として五十九年まで大蔵大臣が言うとおりやたら一体税金はどうなるのかというわけでありまして。平均給与の額は国税庁の調べに載っている平均賃金であります。国税庁の調査による資料であります。さらには、先のことははっきりしませんが五十七、五十八、五十九については、一応民間給与実態調査結果による五十二・五十五の平均給与の対前年伸び率の平均値六・五というふうに出してあります。あるいはまた、社会保険料控除額などについては、大蔵省国税庁が使っている指数をここに述べてあります。2のところを見ていただきたいと思います。年収、所得税、住民税、合計、税負担率、これらが五十二年から五十九年にどう変化をするのかというわけでありまして。年収で一・五六倍、所得税では五・〇四倍、五倍以上です。住民税では三・一九倍、三倍以上です。所得税と住民税を合わせますと四・〇四倍、四倍以上になります。税の負担率では二・六から六・七へ、二・五八倍ということになるわけでありまして。数字の記憶力のいい大蔵大臣は、五十二年―五十九年の予算規模その他指数などは私の方であえて申し上げる必要もないと思ひます。いずれにしても、予算規模その他を

見ても、二倍になるような数字は私はないだろうと思ひます。

念のために申し上げておきますけれども、これは大蔵省国税庁の方の数字による男女平均の賃金の数字を挙げてみました。たとえば平均四人家族、御主人のサラリーで暮らしている四人家族というふうな意味から申しますと、平均いたしましただから女子の所得よりは倍以上男子の方が大きいわけでありまして。それならした数字ですから非常に割りに引いている。さらにはまた、これは言うまでもありませんが、実質所得が上ったから、実際の所得が上ったから税額がふえてもいかうかということはありせんね。五十五、五十六年、最近の状況は御承知のとおりです。あなたの方の統計でも、実質生活費マイナスということになっていくというわけでありまして、このような五十二年から五十九年度までの間に年収は五〇%そこそこしかふえないけれども、所得税は五倍になる。この厳しさというものを一体どう痛感されますか。

念のために申し上げておきますが、たとえば法人税と比べても、そのほかの数字と比べてみても、大変な不公平が出ていますと私は思ひます。これも私が詳しく申し上げる必要はないと思ひます。一九六〇年までは所得税が一〇に対して法人税は一四・七、一九七〇年ごろに所得税が一〇に法人税が一〇と同じぐらいになります。一九八〇年で所得税が一〇に対して法人税は八・五、五十九年、一九八四年、このころには恐らく所得税が一〇に対して法人税は七か八、六〇年ごろの半分、そういう大変な変化が構造的に起きているというところだと思ひます。

いろいろ対策の前に、その厳しさの実態を大蔵大臣どうお考えになりますか。

○渡辺国務大臣 所得税の課税最低限をしばらく据え置いておきますから、それによって所得がふえれば税額がふえる、これは事実でございます。このおつくりになった表でも、昭和五十二年で二百四十六万の年収の人が六万三千円を所得税と住

民税合計で払った。その人が三百八十四万に、約百四十万所得がふえますと、税金も約二十万円ぐらふええる、これも事実でございます。

そこで、税額だけを比べれば四倍だということでございますが、二十万円の税金がふえるためには所得も百四十万円ふえているということも事実でございます。したがって、物価の値上がり分を差し引きしてみても、一千万円超の人で、五百万円未満、三百万円という程度だったら、大体三%ぐらいいくらで実質所得はまた上がったというの、これも事実でございます。しかしながら、数年間据え置かれていたために非常に重税感がサラリーマンにある、これも事実でございます。みんな事実であります。

○伊藤(茂)委員 大蔵大臣、私はおかしいと思うのですよ。要するに、あなたはいま前段で、年収がふえましてから税額も当然上がりますという意味のことを言われました。また、重税感があるというのも事実だと思ひます。このことを言われています。私がここに改めて言うまでもなく、総理府や労働省の実質生活水準がどうなっているか、実質家計費がどうなっているか、可処分所得がどうなっているか、買いたい物も買えない、自由に買えるお金も部分はどう減っているか、こんなことはいままで何回も当委員会でも議論がなされたから、私は御承知のとおりだと思ひます。そういう実態の認識なしに、要するに所得がふえましたから税額は何倍ふえてもあたりまえですみたいな物の言い方、これでは税の公平という基礎は全然生まれないだろうと私は思ひます。大蔵大臣、もう一つ数字を申し上げてみたいと思ひます。もうちょっと認識を深めてもらいたいと思ひます。

昭和五十六年、自然増収四兆四千九百億円、そのうち所得税部分は六一・七%、二兆七千六百九十億を占める、大変異常な状態でありまして。春にもこれについては活発な意見が交わされたところでありまして。

私は、それではあなたの方が出されている、いろいろ議論になっている財政中期展望ですね、こういう状態が一応あなたの方で描いているベースで一体どうなるのか、五十七年、五十八年、五十九年を計算をしてみますと、これは現行税制のもとで線を引いたということになるわけでありまして、そういう意味で試算をいたしますと、昭和五十六年度についてはいささか申し上げたような自然増という中でのいわゆる自然増税ですね、そういう比率になっている。五十六年対比五十七年の増収分、さらには五十七年対比五十八年の増収分、五十八年対比五十九年の増収分、それぞれたとえば同じような比率でいったと仮定をした場合にどうなるか。私は、税制を考えた場合、実態としてはそれよりもっとひどくなるのではないかと

いう感じがいたしますけれども、五十六年と同じような構造が五十九年度のこの数字について続いたということになりますと、五十七年度の自然増収四兆七千六百億円、この中で約三兆、二兆九千七百七十億が所得税分、同じく五十八年度については三兆二千七百七十八億、五十九年度については三兆六千七百四十四億、こういうふうに加算的にこの部分がふえてくるということになるわけでありまして。足してみたら大体十二兆から十三兆、十二兆五千億というぐあいの額になるわけでありまして。しかも、さき申し上げたように、消費者物価指数と関連をいたしましたも、今日、過去、現在、未来含めて実質生活が向上し、あるいは実質豊かになったからというのではない、実質はマインナスかとのんの中でのこういう状況が続いていると言われているわけでありまして。こういう状況が続いたら課税最低限が生活保護費の額を下回るというふうな状態になってしまうのではないだろうかということも考えられるわけでありまして。これでも昭和五十九年度、言うならば赤字公債がゼロになるまでの深刻な事態、こうなっても仕方がないし、いいというふうには大臣お考えになりますか。

○渡辺國務大臣 私もできることならば所得税の減税をやりたいという気持ちには全く一貫して持っています、そういう気持ちを持っておることは同じなのでございます。しかし問題は、仮に減税をやるとすればその分だけ財源を失うわけでございまして、そうすると歳出を、どこを切るかという話にすぐつながって行くわけでございまして、歳出が思い切り切れるという状況ならば、それによって国債の減額が行われて、五十九年度までに赤字公債から脱却できる、それで歳出カットによって余剰財源が出るということになれば、私は所得税減税に反対しておらないのです。前からそういうような事態ができればいいな、こう思っておることは事実なのです。しかし、現実の問題として、ゼロシリングたった一年だけやろうとしていても、これだけ非常に厳しい状況になっておるわけでございまして、これがうまくいくかどうか、実際仕上げてみないことにはわからないというのが実情であります。

一方、個人所得に対する所得税の負担割合は、日本は四・五%でございますが、アメリカは一・一%、イギリスは一・二%と、所得対税額、これも事実でございまして、課税最低限の問題等についてもまだ日本の場合、ずいぶん下がってはきましたよ、しばらくいじりませんから下がってはきましたよ、これらの先進国と比べて、フランスを除いては高い状態にある、これも事実でございまして、したがって、実態はわからないわけじゃなく、私も重々わかっておるわけでございまして、それがなかなかできない苦しみの中にあるということも知っていただきたいわけでございます。

○伊藤(茂)委員 財源の方は後ほどちゃんと案を申し上げますから、認識のところ、ようやく気持ちくちらいいことはいまおっしゃいましたが、私はもう一つ申し上げておきたいのです。

大臣、いま減税したい気持ちはあるが減税できない。後ほど私から申し上げますが、財源がないからやれないというよりも、やらない、やりたくないみたいな気持ちの方が強い、そういうふうな

気がしてならないわけですが、大臣、減税じゃないと私は思うのですよ。

前に都留さんなんかもいろいろな論文を書いておりましたが、国際的ないろいろな例がありまして、大臣御承知かも知れませんが、OECDからこの問題についてはずっと前にレポートが出されております。そのレポートもあなたの言葉で言うならば物価調整減税という意味でしよう。しかし、そんな言葉は使いません。このOECDのレポートでもアジャストメントですよ。「アジャストメントオブパーソナルインカム・タックスシステムズ・フォー・インフレーション」、そういうタイトルで出しております。要するに、いろいろな国の例を見ましても、物価の上昇に伴うさまざまな税の不公平の構造が起ることに對するアジャストメント、是正措置としてという考え方でタイトルのもとに對策がなされている。いわゆる減税、まける、安くしろという話ではないのです。取り過ぎる分を是正するあるいは不公平な問題が起らないようにする。私は極端に言ったら憲法八十四条の問題にこれは関係してくると思えます。租税法主義。要するに、本来取られるべきものでないもので、これは九〇・五%でしょう、サラリーマンの把握率が、所得税の支払いで、さういふ意味で、もう一枚の紙をもらい願いたいと思いますが、国際的にどんな常識になっているかというのをここに簡単に紹介してございませう。

上の方に国の名前がいろいろ書いてございませうけれども、合計十七あります。これらの十七の国では、それぞれ物価調整措置が行われている。一番最初の完全自動調整措置、その典型はカナダ。私もカナダ、この夏ずいぶん勉強してきました。大臣もサミットで行かれたわけですから、本来でしたらこういう大きな問題についてはカナダの大蔵大臣に、一体こういう制度がどうなのかお聞きになってもらいたいと思うますし、私が聞いてるところでは、どんなに政権がかわってもこう

いう制度は引き返すことのできない制度として定着をしているということに伺っているわけでありませう。カナダの場合には七四年から導入をして、さうして考えられるすべての調整項目に自動的にこれは連動する。基礎控除、配偶者控除、扶養控除等人の控除と連動、それから税率ももちろん消費者物価指数にも連動ということ、それぞれいままではなされてきたこの措置に関するところの、言うならば減税ではない、調整措置の実績も出て

いるわけでありませう。これらのことをずっと各国調べてみますと、確かに幾つかいろいろ例の違いはありますが、完全自動調整措置が法律で決まっています。国は、カナダ、アルゼンチン、ウルグアイとかいう例がございませう。それから、不完全自動調整措置という表現にいたしておきまして、若干が、イギリス、スウェーデン、オーストラリア、ペルーとか、あるいはまたそれに準じたような措置としてはフランス、オランダ、イスラエル、ルクセンブルク、その他大抵いろいろな形を併用したような問題の例としてブラジル、チリ、デンマーク、アイスランド、それからここにも書いてあります。アメリカの州税があります。レーガン大統領も、これは前から、カーター当時から連邦議会で議論がされておりました。二本か三本それについての法案が連邦議会にすでに提案をされている、そして間もなくの時期にインデクセーションを導入するというのをすでに明確に公約しているという状態になっているわけでありませう。言うならば、このような国際的な動向から見ても欠かさない課題であり、世界の大勢、もうちょっとはつきり言いますと、こういう方向は政策的にも理論的にも世界の常識、ひとり日本政府のみが大蔵省のみの非常識という状態ではないだろう。これは現実の問題であります。

私はそういう意味で大蔵大臣に答弁を願いたいのですが、私はそれらの状況についてこの夏じゅうかかっているいろいろな人に協力してもらって調べました。なぜ自分で調べたかといえますと、大蔵

省にこの春の審議のときに資料を要請したわけでありませう。これは世界じゅういろいろな、OECDからもちゃんとしたレポートが出されている。こんなことぐらいは翻訳して読んでいられるでしょう、主税局調査課だって何だって専門家がいらっしゃるのですから。ところが、審議の参考にもしたいからと言って頼んだら、大蔵省で持ってきたのが紙一枚です。さら紙一枚に一覧表にして、しかも五つか六つの国を書いて、ほとんどの国はやられておりません。みだりに書いてあります。完全にやられておりませんと書いてあります。私はこれは問題だと思っております。ここにありませうけれども、あなた方が前にやろうとして失敗して、国民から不信任されて、国会でも否決された一般消費税、世界じゅう走り回ってこんな本をつくって

いますよ。同じようなものが、一般消費税に関する資料であつた方からもらったものが私の机の中に五十センチぐらいありますよ。世界でも二十カ国近くが採用している、しかもこれからやろうとして、国際的にもOECD、いろいろなところで議論されている。紙一枚、しゃくにさわるから破って捨てようかと思つたけれども、いまの主税局長の前ですから、大臣は同じですけれども。

私はそういう意味で、これは大変問題がある、要するに、国民がこれだけ関心を持つ税制についてフェアでなくちゃならぬと思うのですよ。あなた方はどういふ税制をこれからやろうとするか、国民に理解を求めるように資料提示をしてよく説明をする、政府税調その他いろいろな機関の場でもできるだけオープン・ドア・システムで議論をする、これは民主主義に基づいて当然必要だと思つて、自分に都合のいいことは山ほど資料をつくらせて、世界じゅう走り回って本をつくらせて、日本じゅう走り回って説明会をやつて、都合の悪いことは、世界じゅうこれほどあるのに紙一枚しか持つてこない、何にも知らそうとしない。私ども夏じゅうかかっているいろいろな人に協力してもらつて各国の例を調べましたよ。私はこの点につい

て反省してもらいたいし、とにかく一般消費税はもう国会決議で死んじやったんですから、それではない、いま国民的な課題となつてゐるこういう問題について、少なくとも国民の前にフェアに資料を集め、提供して、そしてまたこれからの八〇年代の福祉型社会その他に必要なべき税制といふものをどう考へていくのか幅広く意見を求め、四散するような資料をつくってください。政府税調にもあるいはまた関係する委員会にも、大蔵委員会は当然ですが、提示をする、そういう努力をするという約束をせひはつきりさせてもらいたいと思ひます。こういう国際的な一つの常識になつてゐるわけですから、私は、言うならば、いまのような調子で国民には何にも知らせない、目をつぶつてゐる、そして調べもしない、こういう状態が続いたら、国際機関、OECDなどのレポートも出されてゐるわけですから、渡辺大蔵大臣はニューリーダーの一人と言われているわけでありまして、税制については、世界の先進国大蔵大臣が比類なき不公平を断固としてやつてゐるという印象になつてしまふのじやないだらうかと思ひます。いかがですか。

○渡辺国務大臣 この調整、インデクセーションの問題については、多くの国でそういう制度をとつてゐることも承知をいたしております。おりまですが、私は一長一短があると思ひます。完全に物価が上がつたからインフレ分だけは人的控除をふやすというように本当にやつてゐると、所得税にはインフレを抑制する機能も半面あるわけですから、その機能が減殺されてインフレを加速するということもあり得る。おもしろいことには、カナダのような資源大国でも、完全な自動調整措置で、物価が上がれば減税、物価が下がれば増税、この自動的にやりますが、あの資源大国がインフレに二けた、ましてその他の国は申すに及ばず、イギリスの場合もいままでそれをやつてきたが、インフレがおさまらないということで、サッチャーになつてから今度はそれを取りやめた、そしてインフレ抑制の方に走り出した、これも事実

でございます。これは程度問題、どちらのところがどうかというようなことは非常にむずかしい問題でございますが、インフレのぐあいが激しかったら即座に所得税を減税するんだというやり方をストレートに受けることは、私は余り賛成をしない。したがひまして、今後ともよく研究はさせていただきますが、資料等につきましてはできるだけ御便宜を図るようには私から申しつけておきます。

○伊藤（茂）委員 できるだけ便宜を図るという話じやないですよ。とにかくあなたの方、これだけつくてやつたんですから、それでいまは亡き大平さんのときに国民のあれを受けて、一応これはだめと。あなた方は一生懸命別のことを考へてゐるわけでしょう。

それから、大臣、インフレ追認になるのではないかと、政策上の問題とか、減税効果がどう出るかと、問題もあります。大蔵大臣が一、二おっしゃつたような問題は、私もそうではないというところをもうじっくり勉強しましたから。きょうは時間がありませんがそれは全部言ひませうけれども、大蔵委員会でもいろいろその問題を申し上げますから、いろいろな国の実態についての価値評価の問題はまた別にやります。

ただ大臣、できるだけ便宜を図りますじやなくて、ばくにとかわれわれにじやないのですよ。国民の前に、みんなにわあわあ宣伝したのですから、そしてまた国民の税感覚がどんどん広がつてゐるのですから、やはりインフレではなくてフェアルールで、ぜひ世界の例も国民の前にわかるようにしてやつてもらいたい。強く要望をいたしておきます。

す。ただ、前提として申し上げておきますけれども、この物価調整の問題は、財源がないからできないというよりは筋違ひだと思ひます。カナダの場合、その他の場合、この制度が採用されたときには相当きつ財政状態でした。それで、二けた前後のインフレになる、そうはいつてもこれもやらなくちゃならぬ、しかし財政規模は非常にきつくなる、非常にきつ状態のものであつてこれをフェアルールとして採用したという経過であつたわけでありまして。私はそういう意味では、何か痛い思いをしてもフェアにやらなければならぬというこの考へ方を大蔵省は持つてほしいと思ひます。この問題についてもそうです。し、それから先般も質問がありましたけれども、最近の国債発行の問題についてもそうだと思います。

きょうはその点はやりませんでしたけれども、この七月まで休債、八月私算債、九月条件改定。最近、この十日ほどはちよびつと条件が変わつたから、大体十一月も大丈夫だろうと言われておりますけれども、私も、市場メカニズムでいつてとにかくこれはきつ目に遭う、政府が財政的にきつ目に遭う、そういう事態のときに、さらに当面を糊塗するのではなくて、きつい事態に遭つたときに、その経済実勢が市場メカニズムに合せて財政自体も痛い思いをしてもどう直していくのかということにならなければならぬ、アメリカだつて、戦後すぐ発行元と銀行とのアコードがあつて、それでやつてきたわけですから。そうでなければいつまでもこの御用金思想は変わらぬといふことを指摘してきただけでありますけれども、やはり痛い思いをしてもフェアルールでやらなくてはならぬといふことを私は申し上げます。

それはそれとして、この財源論に關係をして私は申し上げたいと思ひますが、増税なき行政改革、増税なき財政再建という言葉がよく言われまふ。正確には、いまの企業税制あるいは法人税、

あるいはまたさまざまな大衆にかかる税制もあります。それら全体をひつくるめて、断固いまのままにして行政改革という意味ではないんじやないだろうか。あるべき民主的なあるいは広く国民から理解されるような方向への税制の改革をやつていく、改革の努力は日常に必要だ、しかし一般消費税のような大衆課税を、しかも大規模に何兆円の規模でやるということとは望ましくないといふのが国民の意思ではないだろうか。そうして新聞のいろいろな世論調査を見ましても、不公平税制の是正ということがまず第一の要望事項ですね。行革に關連するあらゆる世論調査の中で、それがどこでも第一項目になつてゐる。

〔委員長退席、海部委員長代理着席〕
そこで伺ひたいのですが、さつき大蔵大臣は、来年の税収見通しが立ちませんので、概算要求から査定、それから最終決定の中で、いろいろまだまだ曲折があるみたいな意味のことを別のテーマで言われておりました。何か聞いておりました、この税収見通しというのは、全く手をつけることのできない自然現象か、曇りになるか雨が降るか晴れるか、なつてみなくちゃわからぬみたいな印象に聞かせるわけでありまして、私は、この税制といふものはそういうものではない、あるべき税制改革をやつて、極力きちんと見通しを立てて、あるいはまた途中でも必要な手を打ちながら改革をしていくということによつて必要な税収の確保を図るというのが当然だと思ひます。

最近、大蔵大臣の当委員会における答弁とかあるいはさまざま、まあ火のないところに煙は立たないと言ひますから、主税局あたりからアドバランを上げてゐるのかもしれないが、例によつて秋になるとアドバランの季節か。青空にアドバランじゃなくて、こういう税金はどうかとかいろいろなことを新聞に書いて、じつと様子を見ながら煮詰めていくという例のやり方ですね。そういうシーズンになつたかと思つて私は見えてゐるのですが、いろいろな問題がある。たとえば、交際費課税の強化五百億円目標とか、あるいはまた

ギャンブル税具体案づくりに躍起になっている、対象金額は約四兆円、競馬とかいろいろなのがありますから、ばくもこれはちゃんとした方がいいと思います。

さらにはまた、大臣も当委員会でお答えになったようでありすけれども、前から狭い意味での租税特別措置という意味ではなくて、広い意味での民主的改定ということに指摘をしまいいりまして、たまたまの引当金、準備金の問題、たとえば貸し倒れ引当金、退職金引当金、その実態は御承知のとおりですから私は申し上げませんが、それらについての改善も前向きに考えるということを表明された。

さらには、ことしの春は電電公社から四千八百億円、四年間取るといふ法律がございましたが、取来年から二、三年間専売公社から取ろうとか、取るのかいただくのか知りませんが、いろいろなこともともな答弁やらアドバランやうら上がつていくというところに実はなっているわけでありす。私は、これらの幾つでもいと思うのですが、いま挙げたような幾つかの問題を前向きに検討して、企業もいまよりは若干痛い目を見るかもしれないけれども、社会的には公平じゃないかという形で、先ほどから出ていました福祉カットや教育カットにならないような最善の努力を、国の財政を預かる大蔵省の使命感に基づいてやっていくというふうな当面の財源対策や五十七年度税制の具体的な対応が必要ではないだろうかと思うわけでありす。いかがでしょうか。

○渡辺国務大臣 御承知のとおり、五十六年度予算は増税と歳出カット、それから経費の節約と三方から成立をさせたわけでございます。五十七年度予算に当たっては、増税をしないです、まず歳出の削減で要調整額を解消せよ、こういうような内閣の方針でございますので、大分いろいろな法案を提出して、いまお願いをしておるわけでございます。これがどうしてもうまくいかなければならぬわけですが、うまくいくように一生懸命やつておるわけです。

しかし、一方においては、いろいろなものの手直しというのはこれは増税ではないだろうかというように、それらの研究をしておくことは必要でないかというようにも考えておるわけですが、その必要性と、もう一つは財源の不足がどれくらい出るのか、また余裕が出るのかわかりませんが、目下のところは歳出削減をやるということに進めさせておるわけでありす。

○伊藤(茂)委員 大蔵大臣、主税局長もいますけれども、手続としては政府税調の審議とかあるし、与党のいろいろな議論もあるでありまして、

ただ、言われているようなこれらの問題点というものは、さっき申し上げた幾つかの項目というものは、各界から指摘をされてきた問題でありす。念頭にはないということはもちろんないだろうと思ひますし、それぞれ具体的に、できれば五十七年度でも何かやらなければならぬ、あるいはまたこの一兩年のうちに取りかかってもおかしくない、あるいはやらなければならぬ、いろいろと経済からの問題もあると思ひますけれども、やらなければならぬのではないだろうかというふうに私は思ふわけでありまして、そういうことをやる中で、一番最初に申し上げた五十二年から五十九年の間に所得税は五・〇四倍になる、こういう状況も変えていかなければならないということだろうと思ふのです。

もう一度ちよつとはつきり言つてほしいのですが、私どももまた言つてまいりましたけれども、世間から指摘をされている税制改革に対する幾つかさき申し上げたことを含めたテーマですね。これもそれぞれ具体的に検討し、可能なものは取り組んでいく。納付金は別ですからね。そうして、そういう中で一番最初に申し上げたこういう事態も、あなたのいままでの理論から言へば、これは五十九年か六十年かの話ですよ。これは大変なことになりますよ。日本人のサラリーマンはんばう強いからこんなことになっているけれども、アメリカだったら、全米的な税の反乱が起

る事態ですよ。これはどうなるかわからぬですよ。それぐらい深刻な問題ですよ。どうですか、そういうことを、さまざまな必要な法人税制の改革などをやる。それから、さっき余りはつきりしなかつたけれども、五十二年から五十九年までの間に五・〇四倍になる。五・〇四倍になつても仕方がないし、またやむを得ないとお考えになりますか。

○渡辺国務大臣 これは私といたしましては、問題は財源問題でございますから、その前にもう一つは歳出カットをまず極力やらなかつたらならなつてしまふ。ですから、まずゼロシーリングで歳出カット、どこまでできるか、そういうような中で余裕が出るということになれば、われわれとしても赤字公債からの脱却ができて、それで財政再建のめどがはつきりつくということになれば、私としては決して減税にやぶさかなものじゃない、これは何遍も国会で申し上げているわけですよ。ですから、まずはいま進めている方向でやらせてみてくださいということをお願いをしておるのでございす。

○伊藤(茂)委員 残念ながら、大臣の答弁で、ともじやないけれども満足するわけにはまいりませんし、さきから申し上げているでしよう、これは減税ではない。国際的常識なんですよ。減税という言葉はどこも使っていないのです。これは是正であり、アジャストメント、正当化するということなんです。痛い目を見てもこれはやらなければならぬ。アメリカだってレーガン大統領が公約をする、その前にはフリードマンの提唱その他があつて、すでに二、三本連邦議院に法律も出ているということも御承知でしょう。全然違うのですよ。

財源がないからやりません、何とかある状態だったからやりましょう、さっきも申し上げましたが、とにかくもうすでに二十カ国になつていくのですから、アメリカ、ドイツ、フランス、カナダ、その他を含めて、サミットに参加している国の大部分がそうなつていくわけでありすから、

いまのままの姿勢をとつたら、大蔵大臣、サミットに出席をされても、それらの大蔵大臣の中で、がんとして不公平のままにしているというふうな内外から言われても仕方がないという状態ではないだろうか。

財源のことを言いましたが、われわれから前に提唱しましたよ。たとえば、法人の地方税の均等割がある。昨年度を見ても、大体四八％ぐらい欠損法人ですね。赤字だから国税の方は払ふ必要はない。地方税と同じような制度を導入する。どの程度の規模にするか、そう無理でない程度、それだけだつて私も概算しても三千億か四千億でいいのですよ。ですから、私どもは理屈だけ言っているわけじゃない。こういうことをやればできるじゃないかということを実は含めて言つておるわけだけれども、そつちの方は一向に身が入らない。

時間をとつてやり合ひばかりしてもしょうがない。時間から、次のことを伺ひます。

大蔵大臣、一つ伺ひますけれども、いままでの総理や大蔵大臣の答弁を伺つたり、あるいは報道を見ておきますと、所得減税も考えないわけにはいかない、間接増税で補う考え、あるいは何か大型新税の環境づくり、新たな作戦、所得減税と引きかえ大型間接税の地ならしとか、というふうな報道がなされているわけでありす。

私は、EC付加価値税を導入した各国の例を見ても、所得税についての何らかの是正をする、それとセットで消費税の導入を図る、いわゆるセット論ですね、これは。そういうことで、来て、それで消費税の方の税率がどんどん上がつてくるといふことになつておるわけでありす。大臣、率直に言つてどうですか、これから五十八年、五十九年、財政再建期間にもこういう形で、いわゆるセット論。そうかといつて、前の大型一般消費税は死んじやつたわけだから、それをそっくり生き返らすわけにいかぬでしよう。何らかの間接税と、あるいはまた所得税の手直しですね。グリーンカードを五十九年一月からすれば、あな

た方の党の中であるような高率部分、高所得部分の是正などという話もあるようでありまして、関連してくるんじゃないかとも思いますけれども、その辺のところを、全然お考えを持ってないか、あるいはまた検討課題とされているのか、どうですか。

○渡辺国務大臣 実は、経済の状況、税収の確保という点については、私は非常に頭が重いのです。したがって、五十七年度予算編成に当たっては、内閣の方針としても増税によらないで予算編成をやるということでございますから、そのような大幅増税は考えておりません。一部手直し程度のものであれば予算編成のところに多少あるか、なくて済むかということとは考えられますが、大幅な所得税減税のようなことはしたがってできない。

それからもう一つは、調整減税を実行してないというのとは日本とかドイツ、おもしろいことにこういう国は物価がうんと安定しまして、それだけではもちろんないと思いますが、皮肉な結果になっていることも事実でございます。

○伊藤（茂）委員 大抵、大臣、一言よけいです。物価が安定していることと物価調整減税——減税ではない、物価調整をしないことと一体どういう関係があるんですか。何かそういう措置をとらないから物価が安定している、そんな論理が政策論がどこに成り立つのですか。何ぼ考えてもそんな結びつきはできないと私は思います。私が申し上げたことは、当面のあるいは秋から年末への景気対策という意味でも大事になっていると思うのです。

企画庁長官お越しいただいておりますけれども、いままでも物価調整の問題などについてそれぞれ大蔵大臣あるいは河本さんの御答弁などを当委員会でも、議事録でも拝見をしたりしているわけでありまして。河本さんは、赤字国債を五十九年度までになくしていくことを大蔵大臣もたびたび答弁をしているけれども、それと減税をするという問題とはおのずから別個の問題であらう

と思いますというふうな趣旨の答弁をされております。大蔵大臣はちよつと違ひまして、五十九年度から赤字国債の脱却の見通しがついて初めて調整も減税も可能になる。違ひわけでありまして、それぞれ経済観の違いかもしれないしというふうな思いをするわけでありまして。

私は、当面の景気対策あるいは経済見通しに関連して河本さんに伺いたいわけでありましてけれども、いままでもそういう一般論の議論はございまして、またそれから後、先般の経済関係閣僚会議で当面の経済運営方針、当面の経済対策というふうなことを発表されております。いろいろな内容を見ましても、評価を見ましても、内需先導に転換を図りたいというふうな言いながら、なかなかそういう効果もこの程度ではむずかしいであろうということだと思ひます。

私は、いま国会の中で問題となっていることに関連して思うわけでありまして、人事院勧告の問題があります。仲裁の問題があります。関連をして地方公務員の賃金問題があります。いま申し上げた物価調整、どの程度やれるかどうかという問題があります。いろいろな要素がありますけれども、私はそれらを全部含めて見ますと、大体一兆円超す額になる。もちろん財源、財政問題は別にして、一兆円超す。

これから年末に向かつて、世論調査を見ても、いまの状況を見ても、商店街でもあるいはお店の皆さんでも、一体これはどういう年末になるのか。暗い、さびしい年末になるのではないかと、いうことを、特に中小商店の方なんか非常に心配だということじゃないだろうかという気がいたします。たとえば総額一兆円超す額、これがうまくいって二回転か三回転でもしてくれば、私は相当大きな、明るい要素になるのではないだろうか。一般論ではなくて、現実いまの状態からこの年末に向けて、というふうな思ひわけでありまして、その辺をお考えを伺いたい。

○河本国務大臣 私、財政再建と減税の問題はおのずから別個の問題である、こういうことを言

いました、その趣旨は、いま内閣の一番大事な政策、最高の政策といえますか、これは五十七年から五十九年までの三年間の間に財政再建をやりますというところが最大の政策になっておるわけです。私の申し上げましたのは、この政策を進めながら、同時に並行して減税ができるような条件がでないわけではない、並行して可能な場合もあり得る、そういう趣旨のことを言つたわけですね。つまり、五十七年から五十九年まで、財政再建という問題が終わらないと、それ以降にならないうと減税の条件が整わないと断定するのは、それは少し早いのではないかと。

と申しますのは、大蔵省の試算を見ますと、五十七年から五十九年までの間、相当大幅な税の自然増収を期待して財政再建を進めていこうということになっておりますが、たとえば経済の状況が非常によくなる。日本には潜在成長力も相当強いわけでありまして、政府の想定以上に経済が伸びていく、こういうことになりまして、税の自然増収も予想以上の額を期待することが可能であります。何しろ経済の規模が非常に大きくなっておりますから、そういうことも当然あり得ると思ひますし、あるいはまた行政の改革が非常に順調に進んで、大幅な合理化ができる、そこで財源が浮いてきた、こういう場合にもおのずから条件が整ってくる、こういうことだと思ひます。

だから、五十七年から五十九年までの財政再建ということとは最大の課題であるけれども、しかし一方で総理府の調査などを見ますと、生活が苦しくなったという人が二五％もおりますし、中流意識にやや影が差してきて、こういう感じもいたしますから、最大の課題である財政再建を進めながら、同時に政府としては、減税ができるような条件をできるだけ早く整備するような努力をするということもまた大切ではないか、こういう趣旨のことを申し上げたわけでございます。

それから、御質問の給与の問題でございますが、どの見当の数字になりますか正確には私も知りませんが、相当大きな金額にならうかと思ひま

す。御指摘の数字に近いのではないかと、こう思ひます。これが経済にどういう影響を及ぼすかということでありまして、これは消費もいま落ち込んでおりますが、個人消費を高める、景気にもプラスになる、そういう面では大きな働きをするであらう、こう思ひております。

○伊藤（茂）委員 経企庁長官のお話を伺いましたが、大蔵大臣、大蔵大臣は財政再建が国債の発行額をどう減らすから、あるいは要調整額の数字とか、大体毎日毎日の頭の中にそういう数字がちらちらしているんじゃないかと、どうしても足し算引き算といひますか、足して引いて赤字になるかならないかということだと思ひます。大体、いつも頭の中はそういう感じになると思ひます。これは大変恐縮ですけれども、小学校に入れば、一年生のときに足し算引き算を覚えるんですが、二年生になると掛け算割り算から覚えていくんです。やはり収支論、足し算引き算のあれではなくて、一定の経済観、あるいは税制にしても財政にしても内容的な質をどう問うのか、そういうことがなければ、このむずかしい時期の財政の運営はできない。実に経済と裏表ですから。

そういう面からいいますと、税制の問題にしても、あるいは先ほど来聞いている物価調整の問題にしても、実は足し算引き算の論理から一歩も出ない感じがしてならぬわけでありまして、さつき質問をした景気対策その他を含めた約一兆円規模、さまざまな問題と申し上げましたが、何か御感想があったら、大臣、一言おっしゃってください。——言にくいでしょうね。私もあえて、違ひことをどう言つてどうかというまでたくさんでいるわけじゃないので聞きますが……。では、私は次に違ひテーマで、これは実は強くまた大蔵大臣、大蔵省に言わなければならぬ。いまも河本さんに人助、仲裁、その他減税と景気との関連のことなどを申し上げましたが、公務員制度それから大蔵省のつてきた態度を考えてみますと、どうしても私は合点がいかない。こういうことなんです。公務員制度をどうするのか、人

事院制度をどうするのか、あるいは公務員の賃金はどうあるのか。それぞれ審議会もありますし、人事院もありますし、いろいろなところに議論をする場があります。これは当然そこでフェアに、またオフィシャルにきちっと議論をされるべきシステムがある。私から言うまでもありません。ところが、今度の人勸の問題にしても何にしても、その経過を見ますと、そういうあるべき一つのシステムで動いているのではなくて、大蔵省が財源の面からこれを削って、そこへ追い込んでいく、そういうことの方が実は大きなパワーになっているのが現実ではないだろうか。経過を見たら明らかだろうと思います。昭和五十三年度までは五割あるいは五割以上の給与改善費を当初予算に計上しました。それを全部使わなかった場合もあつたわけですね。そうして五十四年は二・五割、五十五年は二割、五十六年は一割。その一割のときに、こんなこと一体あり得るか。間に合うことはあり得ないでしょう。これは、粉飾決算という言葉が言われるけれども、粉飾予算ではないか。そのほか、住宅金融公庫の財投に振りかえた利子の分もいろいろありますよ。それで十何年来初めて、九・九か何か一けたの伸びに抑えたと自慢していますけれども、中身としては非常に問題がある。

そうして、来年度予算については、今年度の五・二三のはね返り分も、恩給分を含め四千億、概算要求の中には含めていない。もちろん、来年度、五十七年度の賃金改定費も何も考えていない。ですから、前からいろいろ議論がありました。五十七年度要調整額二兆七千七百億。それぞれ財源で、来年度予算、公共事業でどう削ります、今度の一括法案でどう削ります、何がどうとか言つて、結局この分だけ、四千億余りの分だけはつじつまが合っていないということになるわけですね、数字からいって。私はこう思うんですよ。公務員制度についてあるべき場できちんと議論をするということは、それぞれあるべきルールだと思えます。ところが、当初予算にお金を組まないで、人勸が出たら、お金がない、ない、それは振れない、いってこれを削る。そして、昨年は局長以上はカットする。あるいは、何か言われているところでは三カ月とか。来年は本体自体に手をつけていく。これはフェアな議論じゃなくて、昔から兵糧攻めといいますが、こういうようなもので、すなわち「高松城の兵糧攻めだ」と呼ぶ者あり。高松城の兵糧攻めだと言っていますけれども、戦国時代には、余りきれいな手じゃないけれどもよく使つた。この間「おんな太閤記」を見ていたら、秀吉が兵糧攻めをやる、そうするとねねさんが、待て、もな人をひどい目に遭わす、そんな無慈悲なことをしてはなりませんと一生懸命言う。こんなやり方をしたら、あなたは無慈悲な方だということになるわけですよ、これは。

私は、やり方としてこういうやり方は非常に陰うつで、アンフェアだと思ふのです。一体こういういままでの経過をどう思ふのですか。いままでの説明の中で、何かベースアップ、人勸の見通しがつかないからとか、財源がきつから一割にしましたなんて説明をずっとやっていくけれども、こんな説明は上辺の話で、腹の中では全部そこに戦略があつて、しかも、来年は何にもわからぬ。いままでの経過をどう考えるか。五十七年度はどう措置するつもりですか。

○渡辺国務大臣 一割しか組まなかったというのは、財政事情からして組めなかった。したがって、一割と定期昇給分は組んであります。これも事実でございます。これから人勸をどう扱うんだ、このことにつきましても、政府の統一見解がございまして、給与関係会議で今後財政事情等を見ながら慎重に検討してまいります。したがって、五十七年度予算につきましては、五十六年度が決まらないうち五十七年度の人件費は決まらないうちになります。したがって、来年度の予算編成以前には、いすれにしてもはっきりした答えを出す必要がある、そう考えております。

を聞くために質問したんじゃないんです。私は、ずっとこの経過を調べてみたら、考えてみたら、とにかく非常に陰うつなやり方で、制度自体の方にそこから追い込んでいく。要するに、非常にアンフェアな形で兵糧攻めですよ。そこから制度の方に、本体の方に持つていくということじゃないだろうかという気がしてならないのですよ。

私は、公務員制度の将来がどうあるのか、やはり公務員職員の意見もあると思います。国民の声もあると思います。いろいろなことを総合しながら、あるべき社会に对应した一つのシステムをつくらなければならぬということだと思ひますが、財源の面から、お金の面から作戦を組んで、追い込んでいく、大体来年あたりは正念場だ、なという感じがしてならないのですが、行管長官、そういうふうには感じられてならないのですけれども、どういうふうに思われますか。

○中曾根国務大臣 財政の状況がどういうふうにかから変化してまいりますか、われわれも深甚の関心を持って見守つてまいりたいと思つております。

○伊藤(茂)委員 済みません。防衛庁長官来ていただきまして、時間がないので、何かありますから、一つだけ最後に伺つておきたいと思ひます。肝心なところだけちょっと聞きます。

私の方で、いま出されている五十七年度の防衛庁の概算要求、それに基ついて、五十八、五十九という年だろうという一つの数字をはじいてみましたが、時間がありませんから後でまた上げます。私どもの集計では、五十七、七・五、五十八、一・二〇、五十九年度一・二という伸び率にならざるを得ないという計数ですね。これは実は後年度負担の組み方をどう調整をするのかでもって私は違つてくると思ひます。

伺いたいのは、総理の方から、いまの要求がいまの発注か、このテンポでは五十八、五十九年度にどうしても二けたを突破をする、大変なことになる、したがって、したがってならすようにということと何か作業をしているというのがいままでの答弁であつたやうであります。私はそれを計算してみますと、どういうふうにならしても、どうしてもこれは一〇％以下には五十八、五十九年ようがないという気が実はしてならないわけでありまして、何か総理からそういう指示があつて、ならしておりますというふうに言つておりますけれども、伸び率五十八、五十九、一けたで抑える可能性がありますか。さらには、私は、これは最終的には、どうしても今回の計算、予算に盛り込まれたところの発注の機数ですね、P3C、F15、この機数では絶対無理、何か削らなければとて同じやないけれどもあとはおさまりやうがないという感じがいたしますが、それだけお答えください。

○大村国務大臣 お答えいたします。

ただいま防衛関係費の後年度負担について、将来の見通しについてお尋ねがございました。この点につきましてはお答え申し上げます。

五十七年度概算要求における後年度負担につきましては、従来の年割りの考え方を勘案しつつ取りまとめたところであります。これまでの経緯、慣行及び契約の相手方もありますので、なかなかむずかしい問題ではあります。財政再建という状況にもございまして、後年度負担を平準化、ならすために、なお検討すべき余地はないか、その点を考えているところでございます。

なお、防衛庁といたしましては、防衛力の整備の実施に当たり、当面、各年度の防衛関係費が当該年度のGNPの一割を超えないことをめどとしてこれを行うという五十一一年十一月の国防会議及び閣議における決定を現在変える考えは持つておりませんので、念のため申し上げておきます。

○伊藤(茂)委員 時間が参りましたから、納得できない答弁であります。一応これで終わります。

○海部委員長代理 これにて伊藤君の質疑は終了いたしました。

有島重武君。

○有島委員 本特別委員会の審査も延々と慎重に進められてまいったわけでございますが、御承知のように、私もこれに対しての最終的な結論といえますか、要求をまとめなければならぬという段階が来ているわけであります。

そこで、行政管理局長官、ずっと主幹大臣としてこの審査をお聞きになっておいでになったわけでございますけれども、どうでしょうか、この法案について修正の可能性というのですか、修正についての御所感を承っておきたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 今回の法案は、七月十日の第二次臨調の第一次答申を受けて、八月二十五日にその政策の大綱の基本について決定を閣議で行ひまして、それに基づきまして各省庁調整いたしまして、現段階においては一番最善と思ふ案を提出した次第でございます。修正することはぜひ避けたいと思つております。

○有島委員 そうなりますと、ここで審査を一生懸命やっているわけです。この審査の成果は一体どうなるのかということですね。これはもうお考えをいただきたい。余りがこんな態度でないようにしていただきたい。私たちはまるまるこれを廃案とかいうような立場ではございません。どうか審査のいままでの過程を十分に尊重してもらいたい、そう思っているわけです。

それで、この中身ということですけれども、来年度の基本答申、これが最終といひますか、それが一番のメーンになろうと思ひます。そうすると、いままでも臨調の答申を大いに尊重して実践していきたい、こういうふうに言われておりましたけれども、この基本答申についても当然それはそれでしよう。ところで、中曾根長官の任期中にそれが完結するとは、これも考えられない。これから長い道になるでしょう。

思ひますと、第一次臨調のときに、いろいろの問題があつたけれども、ついにこれがなかなか完全実施はできなかった。このことの反省の上に、これを推進する機関というものを設置なさる御用意がおりになるかどうか。それも強力な

もの、ただ言いわけの、言い逃れのために設置をするというふうな、国民から批判されるようなものではない、そういう機関をおつくりになるお考えはありになるかどうか。

○中曾根國務大臣 第一次臨調の際は、第一次臨調の決議によりまして監理委員会がつくられまして、これを推進し、監視する機関として働きました。

〔海部委員長代理退席、委員長着席〕
今回の場合は、委員の皆さんがどういふふうにお感じになり、御判断なさいますか、それによつて決まると思ひまして、われわれの方から、特にその後どうする、あつたということでは申し上げない方がいい。委員の御判断によつてわれわれは判断をする、そういうふうにご考へております。

○有島委員 といいますと、その用意はあるのだけれども出方を見ている、こういうことですか。

○中曾根國務大臣 こういう種類のものは、われわれの方から積極的に申し出べき問題でないの、むしろ臨調の皆さんが答申をおつくりになつて、その答申についてこれをどういふふうに進進していくか、監視していくか、自後のことは皆さんがお考へになると思うのです。それを受けて政府は態度を決める、こういうことが適當であると思つております。

○有島委員 では、この点でも臨調待ちである。というのは、皆さんとおつしやるのは臨調のことですね。われわれのことではない。

この答申をいろいろ拝見いたしますと、この理念の中に、国際社会への貢献を強調しておられる。もう一つ、国内的に「活力ある福祉社会」、このところはさておきまして、このことにつきまして私も非常に賛成である。この中身は一体どういふふうになつていくのかということでもって外務大臣に来ていただきましたので、具体的なことをお伺ひしておきたい。

さしあつては、二十二日と二十三日にメキシコでもって南北サミットがございます。それに總理も行かれる。それからまた、伝えられるところによりまして、總理は中東に行かれることについて非常に意欲を燃やされておる。そういうことでございませうけれども、そうした二つの問題に限つても結構でございますから、この方針というものを外務大臣から承つておきたい。

○園田國務大臣 お答えをいたします。

まず、中東の方から申し上げます。大体いまごろになりますと、年内は大体總理の行動は決まるわけでありまして、年明けの外遊計画などもそろそろ具体的話がつてくるころでございまして、そうしますと、いまのところは中東が中南米というところで大体話があつたわけでありまして、今度私、サダト大統領のお葬式に行つて帰つてまいりまして、諸般の情勢からせひなるべく早い時期に中東においで願ひたい、こういうことで、總理もなるほどという御意見のようで、そこでそこらあたりにはまず目標を決めて、いつごろ、どここの国に、どういふ目的で行くかということは今後検討すべきことだ、こういうのが總理の中東訪問の現状でございます。

それからサミットは、前々から總理が言つておられました南北問題、どちらかと言うと、やや行き詰まつた感じがなきにしもあらずというのが先生御承知のとおりでありまして、北の方はやや援助疲れ、南の方は石油ショック以来状況が深刻になつてきておる、こういうわけで、なかなかいままでどおりでもうまいかぬという時期でありましたが、幸ひその実情を各国とも認識しまして、北と南がいままでのような対決では南北問題は解決できない。北と南が相互依存、連帯、こういうことで共同、連帯の責任で、助ける者も助けられる者もそうすることによつて世界経済が向上するといふ共同の目標のために努力する、こういうことに交えていくべきでないか。これが今度の準備会議の基本的な全会一致の精神でございます。

そこで、まずこの状態では北と南に若干の食い違いがあります。包括交渉等についてもまだ完全に一致しておりませうばかりでなく、米國はやや不熱心じゃないかとも言われておる状態でございます。

すので、そういう時期に、南と北の調整役というのが日本の第一の役目。

第二番目には、今度の会議は、いままでの会議と違って、議題を決めないで、形式化しないように、自由に首脳者が討議をするという新しい方式でございますから、ここで決議とか決定はございませうけれども、しかし意見の述べっ放しではばらになつては困りますので、重点通報方式といふことで、前々から連絡をして、各首脳者の意見を同じ方向に持っていくという努力が払われなければならぬわけで、それが具体的には包括交渉などの問題に出てくると思ひます。したがいましめて、その問題についても、日本はこれの推進役であり、かつまたこれをどうまとめていくか、最悪の場合、まとまらぬ場合でも、これがばらばらに相対決する状態にならぬようにというのが、南北サミットにおける日本の總理のお務めだと存じます。

かつまた、南北問題ではありますけれども、これに関連をして軍縮の問題であるとか、特にサダト大統領の逝去によつて中東問題がやや動き始めた感もあるし、動きようによつては悪いようにいくおそれもあるし、いろいろな関心が集中されたところでありまして、この問題等についても個々に会談等がある場合には出てくることと考えております。

○有島委員 大いに期待をしたいというふうな気持ちもございませうけれども、空振りにならぬようにといふことを切に祈ります。

ところで、いまきわめて具体的なことを言ひます。南北問題といひ、あるいは中東問題といひ、アラブ語をしゃべっているのです。日本の國に一体アラブ語をしゃべれる人は何人いるのだから。恐らく百というけたではないのかと思ふのです。日本国じゅうのことはお答えになれなかつたら、少なくとも外務省には何人くらいいらつしやるのですか。またその養成機関というのはどういうふうになつておるのか。これは文部大臣も来ていらつしやるから、外務大臣に最初答えてい

もなく、教育という家庭教育と社会教育と学校教育、こう三つに大きく分けることができるわけであり。それで、明治以来の伝統といえますが、わが国においては、大体学校教育中心といふことのできたのではないかと思います。それには社会的な、地域的な教育の力あるいは家庭における教育の力というものが、もう江戸時代からずっとしっかりこういった教育の力を持っておった。その中における学校教育中心主義というように、日本の教育はまず大きな成果をおさめていくと評価されていると思います。

ところが、現在の状況は一体どうでありますか。現在のこの学校教育中心主義のままでよろしいのかどうかというところが問われているような、これは具体的に申しますと、校内暴力というような事件が起きている。これは警察庁の方の資料をいただきました、これも新聞発表されたものでございすけれども、校内暴力が昨年一年間で一千五百五十八件あった。補導された人員は九千五百八十八名であった。五十六年度はどうなりますか。年度が終わっておりませんから、一月から六月までの分だけでも、昨年の一月から六月までの六百五十一件、四千二百三十八人という去年の分を二百七十一件上回ったというのです。それで八百七十六件、五千一人が補導されている。そのうちに中学生の暴力の分が大幅にふえておる、こういうことになっておる。

文部大臣、こういった現状に対して、文部大臣としてはどう対処なさいますか。

○田中(龍)国務大臣 お答えいたします。

ただいま冒頭おっしゃいました、従来の教育が学校教育を中心として行われておった。ところが、社会の進展なり、あるいはさらに先生のお話にあったような国際化というふうな問題もありまして、一方、教育それ自体といたしましては、生涯教育といったような面で、社会教育的な面も非常に大きな分野を占めてまいりました。しかし、さらにその中におきましても、特にいわゆる非行青少年問題といったような問題も、高等学校から

中学校、さらにまた低年齢化というものが非常に勢いで出ております。

こういうことを分析いたしますと、その原因とするところは何かというならば、やはり家庭教育といふようなもの、さらにその家庭教育の根柢をなします幼児教育、あるいはまた母の教育、ママさん教育といったようなものが非常に真剣に問われるような段階でございす。

われわれとしまして、そういうふうな社会的なニーズに対応した教育行政をとっていかねばならない、かようにも考えております。

○有島委員 これはほんの手直しの話じゃないのです。抜本改正に近いような話になるんじゃないかと私も思っているわけです。

いわゆる受難地獄というのがあるわけですが、これも学校という点に限って言っているわけですね。あるいは校内暴力ももちろんです。あるいは、ややゆがめられたというふうに思いますけれども、教科書問題というのがある。こういうふうなことが起こっておりますけれども、これを解決していくには、文部大臣が言われた、行政の立場でどうにもならぬ、家庭教育にしっかりとらしていただきたい、地域の教育力もかりなやならぬ、あるいは新しく生涯教育という観点を導入してこなきゃならぬ。

これは政府も、総理初めずっと何遍もこの委員会でも答えられておりましたけれども、将来の社会として、国内では「個人の自立・自助の精神に立脚した家庭や、近隣、職場や地域社会での連帯を基礎としつつ」云々と仰せられている。これは社会全般のこと、あるいは行政のことにかかわって言っておられるわけですが、まさに教育の問題もそこに集中化されると言っているのじゃないだろうか。

それで、そういった観点からの教育の見直しというのを大きな全体観に立ってやっていただかなきゃならないのじゃないだろうか、こういうふう思うわけです。そうした見直し作業について、

て、これをどんなふう位置づけられて、どんなふうにお考えになられるのか、管理庁長官の御所見を承っておきたい。

○中曾根国務大臣 私の所管外のことでございますけれども、おっしゃいますように、いま日本の教育という問題は大変大事な段階にきているのではないかと考えられます。

いわゆる皇国史観というものが戦後抹殺されて、新しい民主主義の、世界的な、豊かな心の日本人をつくるということと発足いたしました。みんな各位懸命な努力をされて、ある意味においては成功した面もございすけれども、また他の面におきましては、学校暴力やら、あるいはそのほかのいろいろな事件等も起きてきておるわけでございます。それを見ると、新しい教育学の体系とかあるのは幼児の知能教育とか、いろいろな面が開発されてきて、まだそれが総合化されて、体系化されていない新しい時代に入ろうとしているのではないかと。それにテレビとかいろいろなマスコミが入ってまいりまして、社会がお客様や茶の間に入ってきて、子供に影響や感化を与えてきているという状況になっていると思えます。

そういうようないろいろなむずかしい条件が出てきている中で、どういうふうにして教育基本法が目的とするような子供たちを育てていくか。環境、条件の非常にスピードの速い変化に適切にいく事柄にあると思うのであります。そういう面で、子供を必死に守りながら、教育基本法の目的を達するような子供にどうして育てていくか。環境的にも、あるいは教材の内容や教育者の資質それ自体、あらゆる面において点検が加えられて、そういう体系がつくられていかなければならぬ。臨調におきましてもそういう観点から、あらゆる面から教育問題というものが検討されるべきであると考えております。

○有島委員 いまのお答えで、私も御見識に敬服いたしますけれども、心配になります点は、戦前戦後の対比というようにも一つ言われまし

た。それを越えて、戦前戦後びつくるため、明治以来の一つの流れをいま考えなければならぬような状況にあるんじゃないだろうかということをお願いいたします。さっきの外交問題も同じです。したがって、微調整の問題ではないのです。いろいろな事態が来る、それに対応していく。これは文部省として、優秀な官僚の方々が一生涯懸命な努力をされて、そこに何かやっぱり決断を持った改革がなければ、本当にどうにもならぬようなところにいま押しやられている。そういった認識をぜひとも持っていただきたいというわけでございます。

先に行きます。率直な国民の感じというものが、あるいは率直な議論を望むというようにも言われておりますけれども、行政改革といえますと、国民が真っ先に感じるの、まずお役人の数が減るのじゃないか、こう思うのです。第二番目に、お母さんたちに聞いてみますと、幼稚園と保育園はきつと一緒になるのじゃないだろうか、こういうことを言うわけですね。それで、幼保の連携につきましても、行政管理局から、かつて五十年十一月に勧告が出されております。これに対して一つの報告も出されております。そのことはもう省略いたします。

そこで、中曾根長官、勧告をなさった行政管理局のお立場として、今度の懇談会はこの報告について、どんな態度をおとりになるかということですね。簡単にお願いします。細かい状況はいいんだ。説明は抜きでいいから。

○中政府委員 大分昔のことでございますので、私からお答えいたします。実態はよろしいというお話でございますが、若干申し上げませんとあれでございますので、御容赦いただきまして、簡単に申し上げます。

幼稚園と保育所、幼稚園だけじゃない、保育所だけじゃないということがありまして、地域に非常にアンバランスがございす。そういうことから、保育所だけじゃないところでございす、と、

学齢期に達しますと自然、保育所へ黙っていて幼稚園側に入れるというような市町村も出てまいりましたし、一方におきましては、三歳、四歳までは保育所へやる、五歳になると一斉に幼稚園にかえるといったような非常に乱暴なものも出てまいりましたので、このような状況はやはり文部、厚生両省の間で協議をいたしまして、基本的な考え方を定めるべきではないだろうかということになりまして、両省の関係審議会の間で協議する場をつくつたらどうかということを勧告したわけでございます。

○有島委員 それはいいんですよ。いま経過報告は要らないと言ったんだ。これをどんなふうに受けていらつしやるか。

○中曾根国務大臣 これは先ほど申し上げましたように、子供の教育という問題やら、環境という問題やら、あるいは親の職業、親の生活という問題やら、複雑にかみ合った問題で非常にむずかしい。それに厚生省と文部省のなわ張り争ひみたいなものまで入ってきている疑いもある問題であります。そういう点で一刀両断のもとに片づけるには適しない。やはりある程度調整しながら、時間をかけて改善していくという性格の問題であらう、そう思っております。

それで、先般来勧告によりまして両省で相談をしていただいて、そして幼稚園は幼稚園、保育所は保育所というものの使命をおのおの一回再確認をしつつ、両方で連携して、子供は一貫して保育所から幼稚園へとずっと伸びていく、あるいは幼稚園へ入らなくとも小学校へ入っていく、子供は大きくなつていくわけでありまして、それを引き受ける両方が子供本位の立場に立つてよく連携をしていく、また行政当局としてもアンパランスがないように、あるいは母親に余り大きな負担をかけないように配慮してあげる、そういうような点をよく注意してやらなければならぬ、そういう感想を持った次第であります。

○有島委員 すでに地域地域によつては大変な工夫をしながら、幼稚園と保育所を両面備えたよう

な施設をつくつていてというような報道が新聞紙上にも出ました。それは恐らく御承知であらうかと思ひますから省略いたします。

私たちも幼保一元化ということを標榜してスローガンの言つておりますけれども、そう簡単にいくものでないという認識を持っておりまして、実際的にお子さん方、お母さん方の立場に立つてその問題を解決していくことをやろうじゃないか、それでそういう推進を私どもはやっているわけです。

そこで、いま厚生大臣と文部大臣いらつしやるから、お二方にちよつと聞いておきたいのです。まず文部大臣。幼稚園の先生で保育所の方の資格を持つていらつしやる方は大体何くらいいらつしやるのか。それから今度は、保育所の保母さんでもって幼稚園の先生の資格を持つていらつしやる方は何名中何名くらい、何よりくらいに達しているのか。そのことを聞きたい。

○田中龍国務大臣 資格取得者における比率等につきましては、政府委員の方からお答えいたします。

○三角政府委員 正確な調査の数字はございませんが、ほとんどが同一の方が両方の資格を持つておるといふのが現状であるというふうに認識しております。

○有島委員 次に厚生省。

○幸田政府委員 私どもも正確な数字は持つておりませんが、大体、新たに卒業いたしました保育士の資格を持つてうち七割程度が幼稚園教師の資格を持つて、かように考えております。

○有島委員 そういった御認識のもとにある、それは望ましい方向であらうと私は思つています。それで、将来の問題でよろしくと私は思つています。の検討課題に加えていただきたいのは、地域においては実態的にもう一元化して運営しているところが多々あるわけですね。幼稚園の先生から今度は保育所に移るといふ、人材の交流ですね。園長さんも交流ができるようになっていふようなところもあるようであります。

そうなつてまいりますと、これは地方に移管をしてしまふということですね。中央官庁が二つ頭であつて、ときどき代理戦争のようなことをさせられておる。現場においては、本当はだんだん仲よくなりつた。それで、その子供たちにとつては余りそれを区別するようなことがないような状況になつておる。それでひとつ、中央官庁と地方と行政の分離といふですか、そういうことも検討課題の一つになさつてはいかかと思ふのですが、いかがですか。

○村山国務大臣 保育所につきましては、御案内のように、保育にかけるゼロ歳から五歳までの者を保育するわけでございます。したがしまして、その保育にかけるかどうかは、全部が入れるわけではございませんので、やはり夫婦共働きでやつておられるとか、そういう本当に預かからなくちゃならぬ人に限つて預かつていただくわけでございす。したがしまして、その入所料と申しますか、かかる経費につきましては相当多額の公費で負担している実情でございまして、恐らく全体では四割ぐらゐの負担、つまり年金よりも少し高い負担をしていただくわけでございす。しかもクラスは非常に分けてまして、Aクラス、それからB、C、Dと分けてまして、生活保護世帯はどうであるか、それから地方税だけの非課税者はどうであるか、それから地方税だけの人はどうであるか、あるいは所得税についても税額ごとに区分をずつとしてございす。それで徴収料を取つていふような状況でございす。これはやはり国の統一の基準でやりませんと非常に地域によつてアンパランスが出てまいりますので、この保育制度といふものは、だれを入れるかという認定は市町村長でございすけれども、国が統一基準でやつていかないとまずいのではないかと。

この前の懇談会、文部大臣と私の審議機関でございすけれども、やはり言つておりますことは、それぞれの機能は十分それぞれ果たしておる、しかしそうかといつて全然それなら連携できないかといふと、なお工夫の余地があるという点

で、三点指摘されたことは御承知のとおりでございます。一つは地域で……(有島委員「それはいい」と呼ぶ)

ですから、そういう意味で、指摘されたようなところをわれわれはこれから考えていきたいものだ、そういうふうにして思つておまして、地方に移管するということは考えておりません。

○有島委員 いまの厚生大臣のお話で、アンパランスということが出ました。そういうことになりまして、県によつて保育所ばかりで幼稚園が少ないというふうな著しいアンパランス、あるいは幼稚園が非常に支配的であつて保育所はほとんどない、そういうアンパランスがすでにあるわけで、そつちのアンパランスのことはさておいて、そつちの細かいアンパランスのことではいろいろ言われて、ああそんなこというわけにはいかない、現場としてはもつともつと歩み寄つていくべき道がたぶんあると思ふわけです。

それで、管理庁長官、いまの厚生大臣の御意見で結構ですけれども、ひとつこれもなお検討課題にさせていただきたい。お願いいたします。

それから、時間がなくなつてきて、四十人学級ということについてなんですけれども、私たち「生きがいとバイタリティーのある福祉社会トータルプラン」といふのを以前に発表いたしましたわけでありまして、その中では、一学級三十五人というものを目標にしておる。これが教育のミナムであるといふふうに思つておるわけでございまして、ですから何をおいても速急に四十人学級には達すべきである、こう思つております。これは財政再建のためにやむを得ないということでございますけれども、これは六十六年の達成は本当に確約していただけるか。本当に確約してもらいたい。

○渡辺国務大臣 十二年間にこれをやるという決定は、われわれはそのつもりでおります。

○有島委員 確約をいただいたと思つてよろしいですね。それで、この四十人学級については六百十二人

います、その中で学校が指定されておりますところが二万一千三百七十七カ所、全体の四六%が学校が避難場所になっております。

なおまた、災害等の緊急避難等に対しましては、災害対策基本法の規定に基づきまして市町村長が学校施設を強制的に使用することができ、通常の場合は管理者が学校でございしますが、緊急避難の場合におきましては市町村長がその指令ができることに相なっております。

○有島委員 文部大臣、文部省の方の御指導によりまして、大規模地震等による災害が起つた、そうすると児童生徒というものはなるべく家に帰す、両親のもとに帰すということが原則というか、前提になって訓練をしていこうというらしい。私の知っているところはすべてそうです。そうでないような、いまだに学校の中にお年寄りなりの体の弱い人なりが逃げ込んで預けられたとか、これはもういつもの実態ですね。それから、あるいは家が非常に危険で避難命令というようにことがあつて学校に入ってくるというようなことについて、平素から何らかの予行演習のようなことを計画させていこうというか、実施させていこうというか、それはどうですか。

〔委員長退席、藤波委員長代理着席〕

○柳川（覺）政府委員 御指摘の安全指導の問題、これは学校教育の中できわめて重視いたしておりまして、常に安全に行動ができる、また危険な状態に遭遇した場合に緊急避難その他適切な対応ができるということの訓練、指導を行つておるわけでございまして、日本交通安全教育普及協会が学校安全に関する実態調査の中で、避難訓練を小中高等学校でどのように行つてゐるかを調査したデータがございまして、たとえば、小学校につきましても、年間一回ないし三回避難訓練を行つておるところが八八・二%、四回以上が一〇・六%というようなことで、定期的にあるいは臨時に避難訓練及び安全指導に努めておるということであります。

○有島委員 文部大臣、お聞きのように、避難訓練ですよ。避難訓練で学校から外に逃げていくと

いうことです。これは実際問題として、われわれ考えてみると、何か事が起つたときに、別に教えられなくなつて、近所の学校に逃げまじよう、こういうことにならうかと思うのです。それに對して地域の方では、それに準じたこと、演習もやりたいと思つておる。実際にやつてゐるところもあります。ところが、文部省の方のいまの指導の姿勢というものは、学校というものは教育の場所なんだから逃げ込まれて避難場所にはされては困るんだというニュアンスが非常に強いように私は承つておる。そういう点を国土庁の方と、ここにいまお二方いらつしやるからこの場所をよく打ち合わせて、今後の望ましい方向を考えていただきたい。これは行政改革なんて大きなこととはちよつと違ふかもしれない。あとは今度は事務レベルでのいろいろな御折衝にならうかと思ひますけれども、本当にその実態に合った訓練といひますか、使い方を今後も検討していただきたい。

時間がかまつたから、以上で終わります。

○藤波委員長代理 これにて有島君の質疑は終了いたしました。

和田耕作君。

○和田（耕）委員 もう時間も大分遅くなりました。きょう私は、これから四つの問題について御質問をしてみたいと思ひます。

第一は、来年度の防衛費七・五%問題にまつわる外交あるいは防衛等の問題。第二の問題は、せんだつてお決めたようですけれども、四百八十四億円の剰余金を減税として五百円にばらして国民に配る問題と、行革に対する姿勢の問題、これは政府だけじゃありません、姿勢の問題について第二に質問をしたいと思ひます。第三の問題は、仲裁裁定と人事院勧告の今後の取り扱いの問題。そして第四は、文教に係る若干の問題。この四つの問題について、簡潔に御質問を申し上げたいと思ひます。

まず第一に、昭和五十七年度の予算について、ゼロシーリングという厳しい状態のもとで七・五%をめどとした防衛費のアップ、これはかなり

異常なものだと思ひます。私は、これは理解される方向だとも思ひますけれども、この七・五%アップというちよつと異常に見える状態というものは、それらしい一つの背景があると思ひます。私ももう十年ほど前に内閣委員会の理事をしたことがありまして、中曾根さんが防衛庁長官のときに何回か御質問をしたこともありまして。あのころは、日本の防衛の問題を考える場合のそのめどになる相手側と申しますか、仮設敵国とも申しますか、そういうものがなくなつたのです。何

は聞いても、中曾根さんも佐藤さんもソ連とは言わないし、中国とも言わないという状態のもとで、日本の防衛力というものは非常に漠然とした防衛、専守防衛というふうな状態だったのですね。そういう状態でありまして、私はあの時分から、もつと役に立つ防衛というものを考えなければならぬということで何回か質問したことがありまふけれども、ともかく相手側の問題がはつきりしないものですから、なかなか現実的に役に立つ防衛というものが考えられない状態だったのです。ところが、最近の問題は非常に質的に違つてゐる。したがつて、新しい日本の防衛という問題が議論をされなければならぬような状態になつてきてゐるということとは事実だと思ひます。

一つの問題が、潜在的な脅威としてソビエトをはつきりと挙げるようなことになつてゐる。日本とアメリカとの共同宣言の場合にもそういう関係の字句があることを考えますと、かなり防衛計画というものの具体的な一つの歩み、あるいは一つの目標を設定できる歩みというものが出てきてゐる。これが最近の防衛問題をめぐる、いままでの状態と違つた状態じゃないかと思ふのです。こういう問題について、総理がおられると総理に御聞きするのですけれども、外務大臣、ひとつ全般としてそのような認識でよろしいかどうか、防衛庁長官、お二人からお答えをいただきたいと思ひます。

○大村国務大臣 お答え申し上げます。国際軍事情勢は東西間の対立と協調ということ

で推移してゐると思ふのでございしますが、先生御指摘のように、ソ連の全般的な軍事力の増強、そしてまた第三世界への浸透という点から見まして、最近の緊張が高まつてきておるというように私も見ておるわけでございします。とりわけアフガニスタンへの侵攻以降は厳しさを増してきてゐると見受けております。

さればと申しまして、平和憲法のもとにありまふが国としましては、あらゆる国と平和外交を推進するという立場にありまして、これを敵視するといふわけにはまいらぬと思ふわけでございしますが、その客観的な軍事力の増強ぶり、特にアジア地域における配備の状況、北方領土への地上軍の配備等の一連の現象からいたしまして、潜在的脅威が高まつてきてゐる、そういったことを念頭に置きましてわが国の防衛努力を今後行つていかなければならぬ、さうに考えておるわけでございします。

○和田（耕）委員 大体そういう御認識を持つておられると判断をしますけれども、そういう場合に一番大事なことは、私は三つあると思ふのです。一つは、何といつても日本の防衛、外交、つまり総合的な安全保障という観点から見て、アメリカとの非常に緊密な協力関係というものが大変大事になつてくる。また、いろいろな面でアメリカとのフリクション、対立的な問題も出てきまふから、アメリカとの関係については大変気を配つていかなければならぬといふことが一つ。もう一つは、ソビエトに対しては必要ない刺激をしてはいけなかつたといふことが一つ。もう一つは、中国と、特に韓国との問題をいままでより以上にしっかりと真剣に、隣国、協力しなければならぬ国として位置づけるということが大事だと思ふのですけれども、外務大臣、いかがでしよう。

○田村国務大臣 第一の日米関係は、御指摘のとおり日米関係は日本の基軸であります。

第二番目の問題、韓国、これは隣国で友邦国でありますから、これに対しても留意すべきことは当然であります。中国その他のアジアの国々とも

協力していくことは当然であると考えております。

○和田耕委員　そういうふうな観点から、最近の、特に園田外務大臣になられてからの一連の問題について端的にお伺いしたいと思いますけれども、いまの三つの問題について、園田外務大臣は三つの問題それぞれ大変気を使われておられると思います。

ただ、たとえば大臣になられた直後の例の日米共同宣言にまつわる、宣言が要るとか要らぬとかいったような問題が一つありました、これは外務大臣はすぐ訂正をされたようでありましたけれども、続きまして、日韓外相会談があったのですけれども、これがとつさに外務大臣になられたことでうまくいかなくて、ちょうどその時を同じくして、北朝鮮の政治的な代表が日本に来てこれを受け入れるという問題が出て、韓国側をかなり刺激したという問題がありました。しかし、この問題は客観的に見てやむを得ない面があったと思います。また、最近の日韓閣僚会議の問題でありますけれども、あの問題も、六十億ドルという日本としてはとても消化できない要求というふうに見ると、なかなかこれは聞き入れられない問題ではありますけれども、しかしあの問題をめぐっての外務大臣の日本の関係の委員会等での発言の言葉が非常に韓国側を刺激している。

ちょうどあの直後に日韓議員連盟の幹事会がありました、私ソウルに参ったのです。最近二度ほど参ったのですけれども、外務大臣のたとえ、金をもらう、援助してもらおう方がびた一文もまけられないなんて、ああいう言葉が向こうの新聞にでかかど載っている。つまり言葉遣いの問題が非常に向こうの人たちを刺激したということがあると思います。この問題も、私の判断では、これは向こうから聞いたことじゃありませんけれども、アメリカ側の一つの意向といえますか、日本の態度をひとつサウンド、と言つては言葉がおかしいのですけれども、そういう背景がありはしないかという感じがするのです。という

のは、鈴木総理が東南アジアを回ったときも、直接の防衛援助はできないけれども、金で済むことならという印象をあちこちに与えていることは事実なんです。そういうふうな問題をめぐつての、アメリカ側が後ろに、そういう利害のもとにああいう韓国の要求が出ておるのじゃないかという感じが私にはするのです。ちょうど本年の二月に、私もアメリカに行つておりましたときに全斗煥大統領もお見えになっておりました、向こうの新聞に大きく発表されておりました。そして完全に防衛等の問題について意見が一致した、そして日米の問題でも韓国の援助のために十の項目もあるのですけれども、そういうふうな問題があつて、あの当時の外務大臣の外務委員会等を通じての発言というのは、言葉として必要以上に相手を刺激しておるという感じがするのです。しかし、あの六十億ドルの問題については、これは当然日本としてはできないことではないと言ふのはあたりまえのことなんです、そういう気持ちの通じ合いというものは、できるだけ韓国のことは考へておるんだという気持ちが伝わっていないのです。そういうところが今後の問題としても大事なところじゃないかと思ひます。

一つ一つ外務大臣の御意見を聞きたいと思うのですが、時間がありませんので、まとめてお伺いをしますけれども、ごく最近のP.L.O.のアラファト議長の問題、私もサダトさんがああいうふうなことになるまいと、大変心配をしておりまして、どうしてアラファトさんが日本に來られようという方だろう、どういふふうなことを言ふだろうというあれもあつて、京王プラザのあれにも私、出ました。そして、見ると意外にやさしい男という感じが、ああいう人がどうして暴力集団のあれになるのかというのを思ひ出す、私自身も見解を少し改めるほどのソフトな感じの人だと思ひます。また、心配されるほどでなく、いい面が心配される面よりもよく出た。これは外務大臣の努力にもよると思うのですけれども、しかし何としてもあの問題はアメリカ側は釈然としてい

ないというふうな私どもは聞いておるのですけれども、このような問題について外務大臣は、おとりになつた処置についての反響を含めてどういふふうにお考えになつておるのか、あるいはP.L.O.の問題に対して今後どういふふうな態度で接触されようとするのか、そういうことについてひとつ簡潔なお答えをいただきたいと思ひます。

○園田外務大臣　お答えをいたします。日米関係は大事でございまして。したがいましめて、今日の情勢下において日米が協力をして役割りを果たす場面は非常に大きいと存じます。したがつて、そのためにはあらゆる問題で意見の交換を行い、お互いに意思が通ずるようになければならぬ、これはお説のとおりであります。しかし、その協力をすることと何でも同じことをやるということとは意味が違ふと私は考へております。

第一、日韓問題でございまして。日韓問題については、確かに極悪非道の張本人みたいに言われてゐることは承知でありますけれども、日韓問題を考へます際に、いままでのような日韓関係を続けていってではならぬ、ここで新しい日韓関係、いわゆる真に隣国で友邦国である、助け合うという関係に立たなければならぬ。それからしますと、残念ながら、簡単に申し上げますが、日本の世論調査によると、日本の国民が一番きらいな民族はソ連となつております。その次が北朝鮮であります。それから二%下がって韓国と、こうなっております。これはわれわれが非常に反省をしなければならぬ問題であります。また同様に、韓国の国民の世論の調査をいたしますと、日本はやはりきらいな民族の相当上のパーセントを占めてゐるわけでありまして。これは李承晩大統領以來ずっと学校の教科書でも抗日、反日ということが基礎になつて教育されて今日の韓国の若い世代が出てきてゐるわけでありまして。そこで、両国民がお互いに理解し合うというふうな新しい関係ををつくりたい、これが私の念願であります。

統領がいろいろ困難な問題を克服しながら新しい国づくりをやつておられる、これに対してわが日本が協力することは当然の務めであると私は考へておるわけでありまして、それについては両方がよく相談し合つて、どうやれば出しやすいか、どうやればいろいろな無理がきくか、こういうことと話し合いを待っているところでありまして、日本でもできない防衛、軍事の肩がわりであるとか、あるいは六十億ドルなどという金は、これはアジアへの経済協力の一年間の半分以上であります。これはできない相談であります、相談のしようによつてはできる。

なお、その六十億ドルがアメリカの後ろ盾によつてできているものというところは全然想像いたさないばかりでなく、アメリカは現に、日本に対しても韓国に対しても、日本と韓国がうまくいくことは希望する、しかし二国間の経済協力問題について口を出すべき立場にない、こうはつきり宣言しておりますから、これはアメリカの後ろ盾ではない。

それから、P.L.O.の問題であります、これは長い過去の経歴があつてああいう状態になつたことは先生御承知のとおりであります。したがいまして、米国の国内では、いろいろな方々が集まつてゐる米国の国でありますから、いろいろ問題があることも承知をしております、アラファト議長が来日される前日、私はヘイグ長官とも会つております。ヘイグ長官とは就任以來半月に一回会つてゐるわけで、多いときには一日に三回会つたこともございまして。こういう問題についても意見の交換をして、将来真に中東で和平交渉ができ上がるにはどうするか、どうやたらいいか。それならアメリカはイスラエル、エジプトについてどうするか、日本はエジプトやあるいはサウジアラビアやそれからP.L.O.だとか、なおイスラエルとも話してどうするか、お互いに意見を交換しつつ、お互いの役割りをそれぞれの立場からやる、こういうことでありまして、意見は十分通じておりますから、これによつて日米の不協和音が

あるとは考えておりません。

マニラにおける発言、国内ではしかられましたが、米園に言った覚えはないし、米園は全然これは問題にしないところであります。しかし、今後とも十分注意してやります。

○和田(耕)委員 私八月に韓国へ参ったときに、向こうの、名前を挙げませんけれども、かなり有力な方あるいは日本の有力な方が、現在の日本の立場として北朝鮮と韓国との間を取り持つとかあつせんするとかいうようなことは絶対に言つてはくれないのだ、こうおっしゃるのですね。これは韓国としては国民所得の約六割を、あるいは予算の三〇割を削いで膨大な北に対する武力を維持するためにがんばっている、そういう場合に、北の方は何も戦う意思がないのだとかいうようなことを言われると困る。これはもつともだと思ふのです。しかも、日本として南北朝鮮の間をあつせんして、何とか自分が親になつてという態度は、この問題で出すべきではない。韓国はわれわれの身内、もしあそこが共産国になれば大変なことになるわけですから、身内の問題としてやはり親密に考えるというのを表面に出さない、何かよそよそしいかつかうで両方をあつせんするなというところは絶対いけない。こういうことは、私、帰つて総理に申し上げたことがある。これと少し立場は違ひますけれども、アラブの問題もなかなかわれわれとしては手の届かないような複雑な問題があることは事実のようなんです。したがつて、日本が親になつてあつせんをするというような姿勢はいかがかと思ふのですけれども、これは大臣、いかがでしょう。

○國田(國務)大臣 北朝鮮の問題であつせん役をするという発言も行動もいたした覚えはございません。のみならず、国連の一般演説においては、韓国の全斗煥大統領が北に對し対話を申しかけておるにもかかわらず、北は拒絶しておる、この全斗煥大統領の行われた積極的な行為は評価をし、これがうまくいくように期待する、こういう演説をしまして、韓国からはありがたいという正式の言葉

をいたしております。今後とも中に立つて日本があつせん役などは考えておりません。將來平和的に統一ができればいいということで、米園や韓国とも相談しながらやつていく所存でございます。

なお、中東においても、きようは委員会で申し上げましたが、日本がうぬぼれて、調停役であるとか仲介役とか、そういうことをやればこれは大変なことになるわけで、ただ各方面とも話し合える態度にあつて、イスラエルとだけは話し合ひがでなかつたわけでありまして、先般外務大臣が私を訪ねていただき、かつまた今度イスラエルの総理大臣と会談をするところでございますので、各方面と話し合つておりますから、いろんな情報を持ち合つて、お互いが力を合はして中東和平に協力できればよろしい、こう考えているだけでございます。

○和田(耕)委員 それではもう一つ、防衛の問題なんですけれども、「防衛計画の大綱」ができたのは昭和五十二年でした。あのときには、ソビエトははつきり脅威があるというふうな位置づけたものじゃないのです。そういうふうなこともあつて、やはり何か非常な事態が起つたときに對する配慮とか、あるいはまた新しいかなり緊迫した状態についての配慮というものが若干、私はあれを拝見したんですけれども、足らないような感じがするわけなんです。こういう問題について、この際七・五%アップという場合に、やはり優先的に考へてみる必要がある問題じゃないかと、この脅威というものが現にありまして、韓国の問題はいままでよりもっと以上にひとつつ善処を使つて見なければならぬということにもなるわけでありまして、こういうことについてひとつ善処をいたしたいと思ひます。防衛庁長官にひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○大村(國務)大臣 お答えいたします。「防衛計画の大綱」が策定されましたのは昭和五十一年の秋であります。五年経過いたしました

わけでございますが、この大綱策定当時の状況、そしてまた大綱自身の内容は、先生御存じのように、限定的小規模の侵略に對処することを基本として考へております。もつともそれを超える場合には、それに應じて對処する、いわゆるエスカレート事項も入つてゐるわけでございますが、その辺のことは必ずしも明確にされておらないわけでございます。

そこで、私も最近の國際情勢にかんがみまして、五十七年度の概算要求をまとめるにあたりましては、そういう点のことも念頭に置きまして、大綱に従つて防衛力の水準を高める、具体的には五三中業の早期達成を図るということを基本として進めておるわけでございますが、それ以外にいろいろ不備な点が多い。たとえば即応体制が不足しているとか、あるいは機動能力、抗堪性あるいは指揮、通信能力、いろいろ不備な点がございます。この中で、単に正面の装備を大綱の水準に高めるといふことだけではなくて、こういった不備な点もできるだけ補ひまして、バランスのとれたすきのない防衛体制を着実に築き上げていきたい、そういうふうにして概算要求を取りまとめた次第でございます。

また、韓国の問題につきましてお尋ねがございました。防衛庁といたしましては、朝鮮半島における平和と安定は日本の平和と安全にも重要なかわりがある。また、アジア全体にも深いかわりのある問題であると考へております。そして、現在のところ、朝鮮半島における軍事的均衡は韓国自身の防衛努力また在韓米軍の駐留、この二つが相まつてその維持が果たされているということも認識しなければならぬ、さうに考へておる次第でございます。

○和田(耕)委員 大変大事な問題を短い時間で質疑を申し上げまして、タカ派的な意見だと思ひます。うにお聞き取りになつた方もおられると思ひますけれども、私の趣旨はそうじゃありません。いま防衛庁長官も最後におっしゃつたように、独立国としてのバランスのとれた一つの姿勢、特にアメ

リカとの問題は大きな問題というふうな、ぜひともひとつ気をつけていただきたいと思ひます。外務大臣お忙しいようでございます。防衛庁長官もどうぞ、結構でございます。

次に、私はこれは何としても中曾根長官に、それから渡辺大蔵大臣にもぜひとも御考慮いただきたいと思ひますのは、五十五年度の予算の残が四百八十四億円、これはこの前も野党の減税要求の一つの結末として、議長裁定でもつて、残ができれば減税をするということになつて、これを五百円ずつのあれにして、四人家族二千万という形で適当に減税をするというふうなことのようですけれども、ここで考へなければならぬのは、減税の資金としては余りにも小さい、ミニなんです。あの当時の問題は大体数億、少なくとも二千億、三千億近いというふうな予想された一つの議長裁定でもあつた。私は理解しておるのですけれども、さてここで五百億近い残ができた、これをどうするかという場合に、これは私どもの党にも責任があります。したがつて、だれをどうと申すわけではありません。ここで審議されておるよう、たとえばきよう四十人学級あるいは児童手当等の問題で五十億、六十億の問題を節約するに大騒ぎなんです。それなのに五百億近い残が出た。この問題の取り扱ひ方が余りに安易じゃないか。各党それぞれが党利党略みたいなもの、行きがかりみたいなものがあるから担当者はいささか主張をしたかも知れませんが、一般の国会議員はそう思つていません。あるいは一般の国民もそう思つていない。これを無意味に余り役に立たない形で分けるということはいかがかでしょう。その問題について中曾根長官と大蔵大臣の率直な御所見をお伺ひしたい。

○中曾根(國務)大臣 前に電氣代でやはりそういう問題が出まして、それで消費者に還元するということで、いろいろまた新聞の論議なんかで批判を受けたことがありました。今回は、私は政府の側であつて実行する方でございますから、とかく批

判がましいことは申さないようにしたいと思いがすが、あなたのいまの御議論は非常に傾聴いたしました。

○渡辺国務大臣 現下の財政事情を勘案しての御意見は、全くありがたい御意見でございます。しかしながら、今回の減税は、先般の議長裁定というふうなききがつが、それに基づいて六党の国対委員長会談によって合意をしたものであります。まことに残念であります。私の手を離れておることでございます。これは国会の中でお決め願えたら大変ありがたいと考えております。

○和田(耕)委員 お二人の関係責任者からのお答えをいただいたのですけれども、委員長、いかがでしょう。この問題は、臨調を審議するこの特別委員会として、せっかくいままで各党の国会対策委員長が集まって、担当者は仕方なかったと思ひますよ、この経過から見ても、しかし、たとえば四十人学級にしたってあるいは児童手当法にしたって、五年も十年もかかって国会で一生懸命やったことなんですね。その問題をとにかく三年なら三年ストップするとかあるいは手直しするとかということをしてこの段階で平気で——平気というのはおかしいのですが、とにかくやつのけるような臨調なんですね。こういうふうな臨調では、あの各党の御決定ではありますけれども、また大蔵省としても特別な法案を出さなければならぬ、これを実施するのには、いまだ法案を出す前ですね。だから、この委員会の理事会でこの問題の取り扱いは私にせよとも検討していただきたい。そうしないと、これはせっかくの臨調という精神がこの問題だけでめくれますよ。私はそれほど大事な問題だと思ひます。中曾根さん、ぜひともひとつ総理とも相談してもらいたい、いかがでしょう。

○中曾根国務大臣 この問題は政党内で正式に合意を見まして、議長さんとした御閣下になった大変大事な問題でありますので、われわれ内閣側からはとやかく申すべき問題ではございません。

各党間におかれて御協議願えればありがたい問題であると思ひます。

○金丸委員長 和田君、ただいまの提案につきましては、なかなか重大な問題でありますから、理事会にかけて検討したいと思ひます。

○和田(耕)委員 続きまして、仲裁裁定の問題と人事院勧告の問題についてお伺いをしたいと思ひます。

この二つの問題は、御案内のように憲法上労働者の労働基本権を制約する代償としてできた二つの制度であるわけなんです。公務員に対しては人事院勧告という制度があり、公共企業体、三公社五現業に対しては仲裁裁定という制度がある。この問題について、最近新聞等で伝えられるところによりまして、衆議院でこの行革法案が成立する見通しが立ったときに仲裁裁定の問題について完全実施等の問題を考える、あるいはまた人事院勧告については、参議院で公務員二法の問題が成立したときに、その見通しが立ったときにこの問題を考えるのじゃないかという趣旨の新聞報道があるので、行革のこの法案が通れば、あるいは公務員二法の問題が通って、いけば大蔵大臣が心配されるような予算上の心配はなくなるのじゃないのですか。

○渡辺国務大臣 これもたびたびお話をいたしておることでございますが、この法案が通って、たとえば臨調関係で九千億とか、それから公共事業で抑え込み八千五百億とかゼロシーリングで六千億とか、そういうようなものが仮にうまく歳出抑え込みまたはカットができたとしても、中期展望で予定される歳入しか入らなければ、さらに四千億程度の抑え込みといえますかカットをしていかなければならぬというのが実情でございます。

○和田(耕)委員 それは、せっかくの大蔵大臣のお答えですけれども、ちょっとおかしいのじゃないですか。もしそれだと、結局この二つの問題は解決する目安がつかない、結局国会で決めてもら

って、補正でも組んでもらうしか仕方がないということになりはしませんか。つまり、私の申し上げるのは、この行革法案が成立するめどがはつきりついて、それで公務員二法も成立するめどがはつきりついて、その段階でいまの仲裁裁定の問題と人事院勧告の問題は完全実施が処理できる、あるいは若干の付帯的ないろいろな希望意見があるかも知れませんが、そういうふうな考えをおかしいのですか。

○渡辺国務大臣 現にこの法案はことしの間に合わないわけなんです。これは来年以降の話で、ことしの予算がこれで余るという話ではございません。ですから、人勧とか何か言っても、それは第一にことしの話でございますから、したがってことしの予算の足しにはならないのじゃないか。

来年以降の問題につきましては、これで歳出カットはできます、確かにこの法案の中で四百億圓ぐらゐのものができるといふことになりまうけれども、それだけではまだ増税なしの予算編成まではいけないのですというところを、ここ数日間のお話を申し上げてきておるところでございます。

○和田(耕)委員 労働大臣、この問題はどのようなお考えですか。そして総務長官も。

○藤尾国務大臣 お答えを申し上げます。私の立場は、何といひましても労働慣行といひますものが一番健全に守られていってほしい、こういう立場でございますから、それに近づけるようなあらゆる条件を進めていただくということを中心から願っておるわけでございます。

ただいま和田委員からも御指摘がございましたとおり、仲裁裁定の問題は、ただいま大蔵大臣が申し上げましたような事情で、政府の手ではどうにもならぬ。その判断は国会に御判断をお願いしようというところでこれはお預けしてあるわけでございまして、国会の各党間でいろいろ御勧案を願つてこのようにやってくれという決めたのだきましたならば、私はそのとおりいくのではありませんかというように期待をいたしますし、現に、今

日この段階におきましても、各党の非常に有力な方々がそれぞれの立場で一生懸命に、何とか道はつけられないものかということでも懸命の努力をしておられるということでございますし、その最中でございまして、私がいまこの場で、やってほしいと思つておりますという以外に何かかんかというふうなことを申し上げる時期ではない、かように思ひます。

○中山国務大臣 お答えを申し上げます。

人事院勧告の実施の問題につきましては、先生も御案内のように、八月二十五日の閣議決定、また財政の税収の問題で昨年も非常に厳しい状態でございましたが、昨年は人事院勧告がはさまって、十月二十八日に大蔵当局から財政上の見通しが立ったということで昨年は完全実施をするようになったわけでありますが、今年は八月七日と九月十八日、二回にわたって給与関係係会議を開いておりまうけれども、財政当局は、昨年に比べまして税収状態がきわめて悪い、そういうことで見通しが立たないというのが第二回の関係係会議の状態でございました。

私もいたしましては、この安定した労使関係というものを維持するために、引き続き給与関係係会議を開きまして、その後の税収の状態を大蔵当局から説明を受けなければならぬ、そのように考えておりますが、できるだけ早く解決ができるように今後とも誠意をもって努力をいたしてまいりたい、このように考えております。

○和田(耕)委員 官澤官房長官、お見えになったようですから、いまの仲裁裁定の問題と人事院勧告の問題についてお伺いしたいと思ひます。いま御質問申し上げておられるのは、この委員会で行革の特例法案が成立する見通しがはつきり立ったとき、あるいはまた参議院で公務員二法が成立する見通しがはつきり立ったとき、こういうふうな意見があるかも知れませんが、完全実施の処理ができるんじゃないかという質問をしているので

す。官房長官、いかがでしょう。

○宮澤國務大臣 政府といたしましては、仲裁裁定が公労法十六条の予算上、資金上可能であると必ずしも言えないという判断のもとに、国会の御判断にお任せを申し上げて議決をいただきたい、こう申し上げておるわけでございまして、たゞいまの段階で客観情勢にまだ変化があったとは考えておりませんので、議決をお願いを申し上げたときの状態そのまま御判断を仰いでおる、こういう状況でございます。

お尋ねの点は、いろいろな意味で政治的な要素にお触れになったかと存じますが、政府といたしましては、議決をお願い申し上げたそのときの判断はそのまま持っておりますということでございます。

○和田耕委員 この問題が完全実施され出してからとにかく仲裁裁定の問題はもう長年になる。そして人事院勧告にしたってもう十年以上になる。その結果、だんだんと労使関係もよくなってきたという事実もありますので、この問題余り詰めない方がいいという感じがしましておりますから、これでやめまされども、ぜひともひとつ、この問題は今後の労使問題を考え——これは全く正当な一つの要求ですから、条件さえ整えば、そのことをひとつぜひともお考えになって善処をしていただきたいと思ひます。

続きまして、文教関係の若干の問題でありますけれども、これはたくさん委員の方から御質疑がありまして簡単にいたします。

まず、四十人学級の問題でありますけれども、この問題は、私はこれにタッチしたのは三年ほど前からですけれども、それ以前にもう十年近くいろいろやっております。そしてやってきましたのが去年の国会、しかもこれは全会派一致の形でこれを通してございまして、いわゆる緊急であり、重要であるという趣旨のものが、一年たないうちにこれは少し実施を延ばせという御決定があるわけですから、これは臨調のいろいろの問題というのは大事な問題をいまやっ

るわけなんです。これは考えようによりまして、国会の審議に対する不信任の一つの姿でもあるわけですよ、この臨調が扱っていることは。もう十年もそれ以上もさんざんと一生懸命審議したものを、一挙に学者や民間人の諸君のあれを中心にしてストップしたり直したりするというの、それから、国会の審議に対する意味で不信任の意味を持つほどの重要なことなんです。

そういうふうな問題のあることですが、これ率直に文部大臣にお聞きしますけれども、この段階で三年延ばすという。延ばしているうちにだんだんと生徒数が減っていきまします。結局これはやらぬでも済むという、そういう悪知恵はないんですか。

○田中(龍)國務大臣 お答えいたします。

この四十人学級の問題につきましては、もうたびたび申し上げておりますので、また改めて申すまでもございせんが、六十六年におきましては完全に計画どおり実施ができる。ただ、その間におきましての御質問の、本年をピークにしましての生徒数の減少という問題があることは御案内のとおりであります。六十年から六十六年の間におきましてその問題の処理につきましては、十分にひとつ検討いたしましてまいらなうかならない、かように考えております。

○和田耕委員 確かにこの四十人学級の問題は、現在日本の小学校では平均すると三十三人だそうである、一学級が。中学校では三十七人というわけで、もう四十人以下になっておるといふことも、まあこれ外から素人的に考えると、先生を動かしておれば済むじゃないかという感じも出てくるほどの実情なんです。そういうことが確かに場所によって非常に要素は違ってくることもありますので、一応これはもう各党とも決めたことであるから、これは実施して、そして適当な時期に問題があれば直していくということをやらなければいかぬと思ひます。そうしないと国会の審議がおかしくなります。このままであれすると。そういうことをひとつぜひとも気をつけてい

ただきたいと思ひます。

最後になりました。学校の教科書の問題でありますけれども、教科書の問題は、ここにおる三塚さんが非常に勇気を出して二年ほど前に問題を提起されまして、非常に国民の関心を買ってきた。私も二つの総選挙を、もつと愛国心を持つて、私といふと選挙をやつて勝つてきたのですから、これはぜひともやらなければいかぬと思つて、三塚さんに協力しているのですけれども、いふろんな問題があつて途中でへこたれることはないのでしょうか、文部大臣。

○田中(龍)國務大臣 先生の御質問に對しまして、いささか私の方と立場が違ふかも知れませんが、へこたれるへこたれないという問題ではございせん。各々方面からのいろいろな御意見あるいはまた政界方面からの御意見に對しましては、あくまでもこの問題につきましてもは取り組んでおる次第でございます。

ただ、教科書会社が、学校現場を初めといたしまして各方面の意見を参考にしながら、教育的な適切な教科書をつくるという見地に立つて自主的に努力をいたしておりますことについては評価をいたしております。

○和田耕委員 これはこの二年間いろいろ議論がありまして、私もはもつと愛国心を持つて論じないかと言つてきたのですけれども、現在の教科書の中には愛国心という言葉がないとか、国を守るという言葉がないとか、権利ばかり主張して義務がないとか、あるいは公害等大衆運動があるとかないとかいうようなことが議論になっておりますけれども、これは一つの問題に止つて考へますと、結局日本が独立国家としての精神状態をつくつていくかどうかというものに歸着していくと思ふのです。したがって、国家といふものを正しく位置づけて義務教育で教えるか教えないかということだと思ふのです。これは何も私どもはタカ派的なことを言つておるわけじゃないのです。一つの民主的な独立国

家、平和を愛する独立国家としての国民として、正しく自分の住んでいる国を位置づけて、義務教育でちゃんと教えるということなんです。それから、これは何もおかしなことではないのです。民主国家あるいは平和国家としてのバランスのとれた教育といふものをやらなければならぬのです。国民の税金であれをやつてゐるのですから。そういう問題を含めて、ひとつぜひとも内容等についてはいろいろな機関を通じて御検討を賜りまして、りっぱに改善の実を上げていただきたいと思ひます。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございます。

○金丸委員長 これにて和田君の質疑は終了いたしました。

○金丸委員長 この際、連合審査会に関する件についてお諮りいたします。

本委員会において審査中の行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の削減その他の臨時の特例措置に関する法律案について、地方行政委員会、大蔵委員会、文教委員会、社会労働委員会、農林水産委員会、運輸委員会及び建設委員会から連合審査会開会の申し入れがありました。これを受諾するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

なお、連合審査会は来る十九日及び二十日の両日開会することといたします。

午後七時三十分散会

行財政改革に関する特別委員会議録第二号中正誤

八 段 行 誤

正

五 二 六 医療費

医療費

二 二 六 腎明

腎明

三 末 三 全国は

全国で

昭和五十六年十月二十二日印刷

昭和五十六年十月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D